

府中市バリアフリー基本計画 (答申案)

令和 7 年 3 月
(令和 6 年 9 月時点版)

府 中 市

目 次

第1章 はじめに	1
1-1 本計画の概要	1
1-2 法律等の概要	3
1-3 検討方法	9
第2章 本市のバリアフリーに関する現状と課題	11
2-1 上位計画	11
2-2 本市の概況	12
2-3 バリアフリーに関する市民意見	30
2-4 策定に向けた課題と方向性	34
第3章 バリアフリー化の基本的な考え方	39
3-1 基本方針	39
3-2 バリアフリー化の進め方	40
3-3 移動等円滑化促進地区・重点整備地区の設定	41
3-4 生活関連施設・生活関連経路の設定	46
3-5 移動等円滑化促進地区図	49
3-6 重点整備地区図	51
3-7 生活関連施設一覧表	59
第4章 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進	63
4-1 日常生活圏別のバリアフリー方針	63
4-2 事業種別のバリアフリー方針	86
4-3 ソフト施策等の推進	102
第5章 特定事業等の推進	107
5-1 重点整備地区における特定事業等の推進	107
第6章 本計画の推進に向けて	168
6-1 実現に向けた取組	168
6-2 本計画の段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ)	170
資料編	
1 府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会規則	171
2 府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会 委員名簿	172
3 府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会市民部会設置要領	173
4 府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会市民部会 部会委員名簿	174
5 用語集	175

第1章 はじめに

1-1 本計画の概要

(1) 背景と目的

本市では、平成16年1月に高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「交通バリアフリー法」といいます。）に基づき、府中市交通バリアフリー基本構想（以下「旧基本構想」といいます。）を策定し、府中駅及び府中本町駅を中心に、旅客施設、バス、道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進してきました。

旧基本構想の策定から21年が経過する中で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」といいます。）が施行されたほか、高齢者数の増加や障害者理解の促進など社会情勢も変化しています。

このような状況の中、本市において誰もが円滑に移動や施設の利用ができるよう、面的・一体的なバリアフリー化を図ることを目的として、バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針（以下「促進方針」といいます。）及び移動等円滑化基本構想（以下「基本構想」といいます。）を1つの計画として、府中市バリアフリー基本計画（以下「本計画」といいます。）を策定するものです。

(2) 位置付け

本計画は、バリアフリー法や国の移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「国の基本方針」といいます。）及び本計画の上位計画である第7次府中市総合計画や府中市都市計画に関する基本的な方針（以下「府中市都市計画マスタープラン」といいます。）に基づき策定し、バリアフリーに関連する交通・まちづくり・福祉に関する計画との整合を図ります。

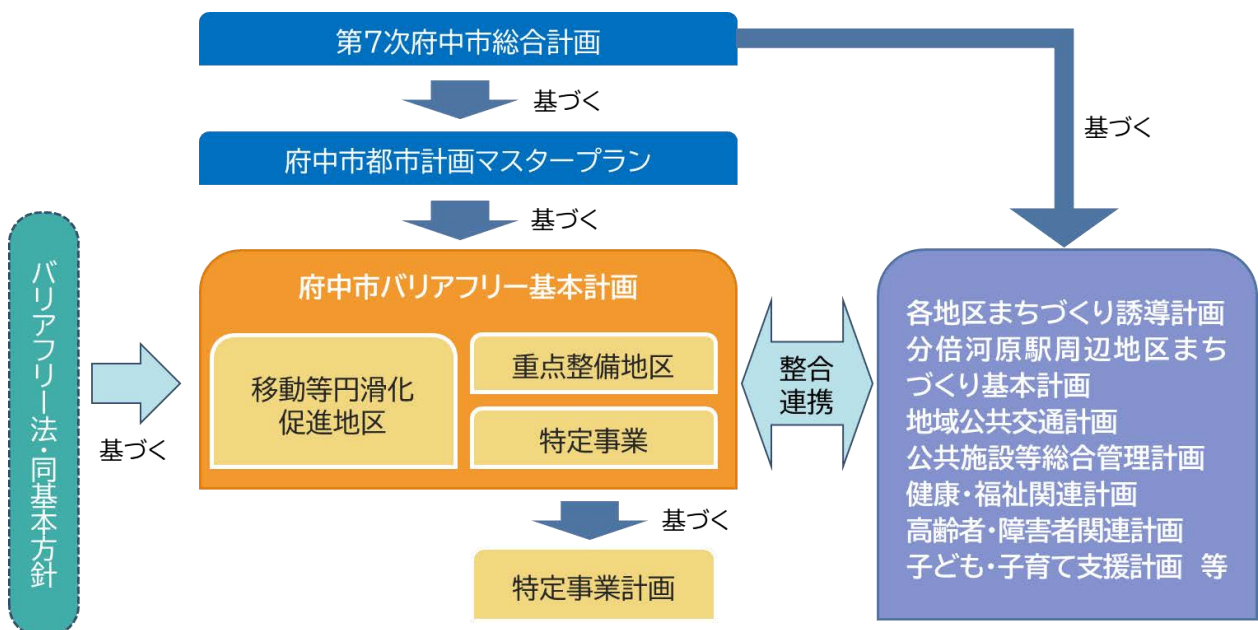


図 位置付け

(3) 対象

本計画では、バリアフリー法の対象である高齢者、障害者等（高齢者、身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む全ての障害者、妊産婦、けが人等）に加え、子育て世代、外国人、LGBTQ を含めた多様な人々を対象とします。

(4) 計画期間

バリアフリー法では、バリアフリー化のために実施する事業（以下「特定事業等」といいます。）の実施状況の調査、分析及び評価を概ね5年ごとに行うよう努めることとされています。

このことから、本計画の計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とし、5年ごとの評価を令和11年度及び令和16年度を目安に行うこととします。

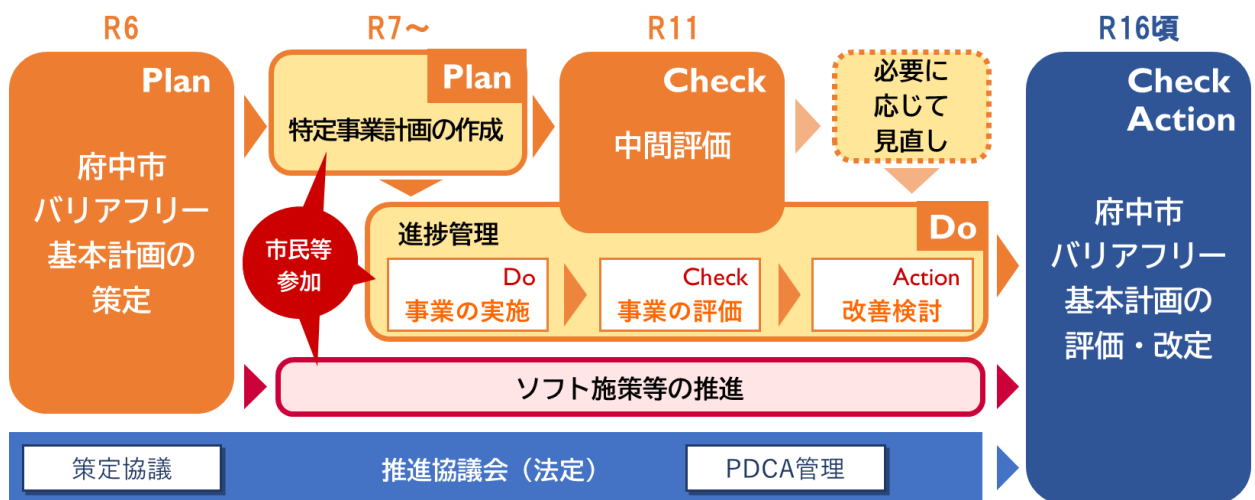


図 計画期間の流れ

1-2 法律等の概要

(1) バリアフリー法の制定・改正の経緯

① ハートビル法及び交通バリアフリー法の制定

今日の我が国では、本格的な高齢社会の到来や、ノーマライゼーションの理念の浸透、ユニバーサルデザインの考え方の導入により、あらゆる人の利用を念頭に置いた環境作りが求められています。このような背景の中、平成6年に、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下「ハートビル法」といいます。）が制定されました。

さらに、平成12年には、公共交通機関と駅等の旅客施設周辺を中心とした地区のバリアフリー化を推進するため、交通バリアフリー法が制定されました。

② バリアフリー法の制定

平成18年には、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、新たにバリアフリー法が制定されました。

③ バリアフリー法の改正

平成26年の障害者の権利に関する条約の批准、平成28年の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」といいます。）の施行などを受け、共生社会を実現し、社会的障壁を除去する法の理念を明確に示すとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした更なる取組の推進を図るため、バリアフリー法が改正されました。

さらに、施設管理者によるソフト面の対策強化や心のバリアフリーの更なる取組の推進を図るための法改正が行われました。

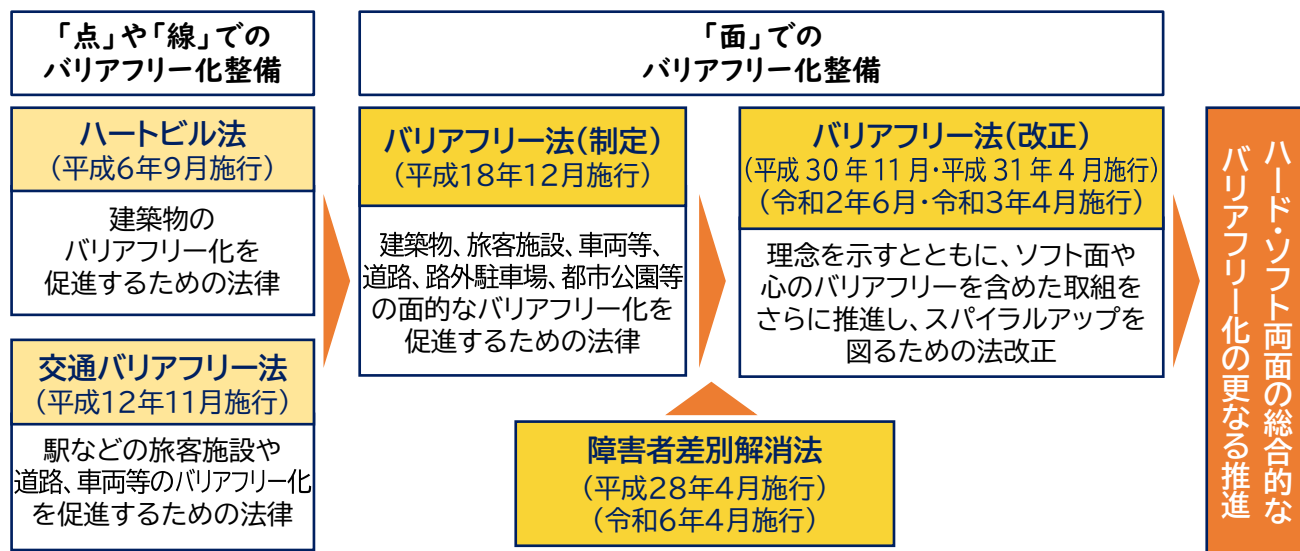


図 バリアフリー法の制定・改正の経緯

(2) バリアフリー法の概要

バリアフリー法では、「共生社会の実現」及び「社会的障壁の除去」の基本理念が示され、高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性、安全性向上を目指して、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化を促進することとしています。

具体的には、新設・改修される旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園及び建築物に対する移動等円滑化基準への適合義務や既存施設に対する移動等円滑化基準への適合努力義務が定められています。

さらに、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設（生活関連施設）や生活関連施設相互間の経路（生活関連経路）が集まった地区である移動等円滑化促進地区（以下「促進地区」といいます。）・重点整備地区において、ハード・ソフト両面の「面的・一体的なバリアフリー化」を推進するために、市区町村が促進方針や基本構想を作成することを規定しています。

また、心のバリアフリーの推進や当事者による評価を行うこととしています。



図 促進方針・基本構想のイメージ

（出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省））

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

※法改正の内容について、橙字は平成30年11月1日、平成31年4月1日施行

緑字は令和2年6月19日施行

青字は令和3年4月1日施行

1. 基本理念

バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念として明記

2. 国が定める基本方針

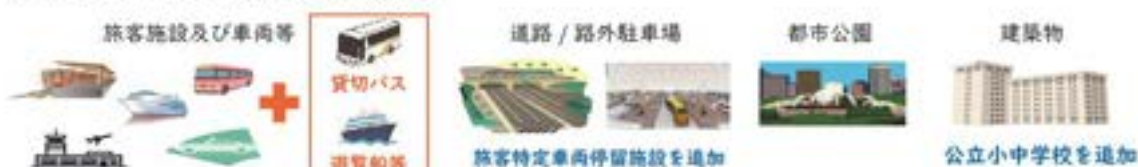
- 移動等円滑化の意義及び目標
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 情報提供に関する事項
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の指針
- その他移動等の円滑化の促進に関する事項
- 基本構想の指針

3. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

4. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、情報提供、優先席、車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守（新設等は義務、既存は努力義務）
 - ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務（一定規模以上の公共交通事業者等）

【バリアフリー化基準適合義務の対象施設】



5. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成するマスタープランや基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- ・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進（マスタープランには具体的な事業について位置づけることは不要）
- ・定期的な評価・見直しの努力義務

【マスタープラン及び基本構想のイメージ】



6. 当事者による評価

- ・高齢者・障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価（移動等円滑化評価会議）

国土交通省資料から作成

(3) 国の移動等円滑化の促進に関する基本方針の概要

国の基本方針は、バリアフリー法に基づき、バリアフリー化を総合的かつ計画的に推進するため、各施設等のバリアフリー化の目標等を定めています。

表 各施設等の移動等円滑化の目標（船舶及び航空に関するものは省略）

施設・車両等			令和7年度末までの目標(全国値)
鉄軌道	鉄軌道駅		・3,000人以上/日及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設を原則100% ・利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化 ・大規模駅ではバリアフリールートの複数化 ・可能な限りプラットホームと車両乗降口の段差・隙間の縮小
		ホームドア・可動式ホーム柵	・全体で 3,000 番線 ・10 万人/日以上のは 800 番線
	鉄軌道車両		・約 70%
バス	バスターミナル		・3,000人以上/日及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設を原則100% ・利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	乗合バス	ノンステップバス	・約80%(リフト付きバス等を除く。)
		リフト付きバス等	・適用除外認定車両の約 25% ・指定空港への路線のバリアフリー車両導入 50%
	貸切バス	リフト付きバス等	・約 2,100 台
タクシー	福祉タクシー車両		・約 90,000 台 ・各都道府県における総車両数の 25%をユニバーサルデザインタクシーとする
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路		・約 70%
都市公園	特定公園施設(園路・広場)		・2ha 以上の施設の約 70% ・利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	駐車場		・2ha 以上の施設の約 60% ・利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	便所		・2ha 以上の施設の約 70% ・利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
路外駐車場	特定路外駐車場		・約 75%
建築物	不特定多数の者等が利用する建築物(2,000 m ² 以上の特別特定建築物)		・約 67% ・床面積の合計が 2,000 m ² 未満の施設のバリアフリー化促進 ※公立小学校等は文部科学省の目標に沿ってバリアフリー化を実施
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等		・道路・交通の状況に応じ必要な部分について原則 100%(音響式・エスコートゾーン)
基本構想等	促進方針の作成		・約 350 自治体
	基本構想の作成		・約 450 自治体
心のバリアフリー			・「心のバリアフリー」の用語の認知度を約 50% ・高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合を原則 100%

(バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(国土交通省)から作成)

(4) 促進方針及び基本構想の概要

市区町村は、国の基本方針に基づき、促進地区・重点整備地区について、促進方針及び基本構想を策定するよう努めることとされています。

促進方針とは、全市及び促進地区におけるバリアフリー化の促進に向けた方針を示したものであり、基本構想とは、重点整備地区において、面的・一体的なバリアフリー化を推進するために必要な事業を特定事業として定めるものです。

表 促進地区・重点整備地区の要件

	促進地区の要件 (バリアフリー法第2条第23号)	重点整備地区の要件 (バリアフリー法第2条第24号)
配置要件	生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。(共通)	
課題要件	生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設※について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。	生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
効果要件	当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。	当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

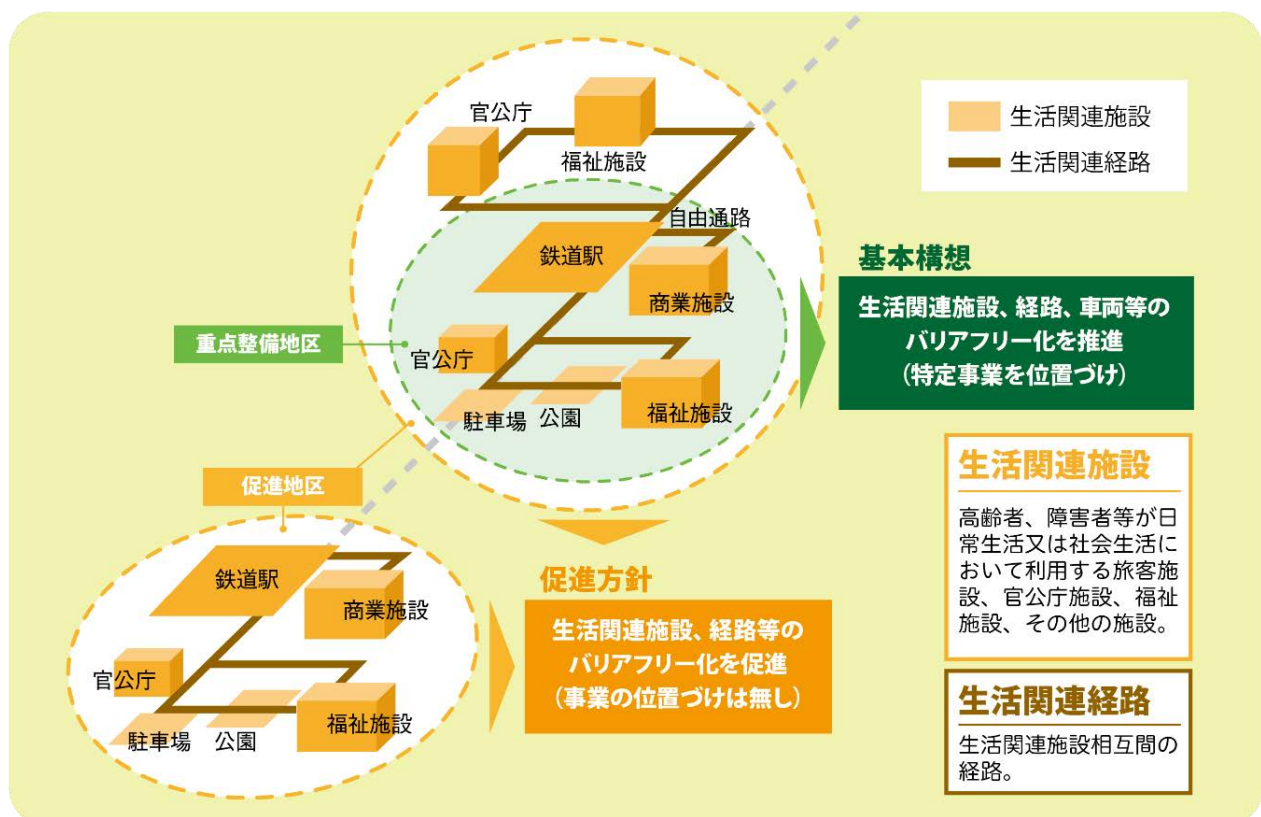


図 促進地区及び重点整備地区におけるバリアフリー化のイメージ
(国土交通省資料から作成)

表 促進方針・基本構想で定める事項

促進方針で定める事項 (バリアフリー法 24 条の 2)	基本構想で定める事項 (バリアフリー法 25 条)
移動等円滑化促進地区の位置及び区域	重点整備地区の位置及び区域
生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項	生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項	移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項	その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針について定めるよう努める	重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努める
市町村が行う移動等円滑化促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる	市町村が行う重点整備地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる
移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものの届出について定める (第 24 条の 6)	—

1-3 検討方法

(1) 検討体制

本計画の検討に当たっては、バリアフリーや交通を専門とする学識経験者を中心として、高齢者、障害者等の団体、子育て関係の団体、公募市民、施設設置管理者等で構成する府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会（以下「推進協議会」といいます。）を設置し、協議を行いました。

また、推進協議会を中心に、下記の体制で高齢者・障害者等や施設設置管理者等、広く市民の意見を収集する機会を設けて検討を進めました。

組織・活動	活動目的	参加者の構成
推進協議会	本計画に関する協議・調整や合意形成を行う母体。法に基づいて設置する。	学識経験者・福祉団体・子育て関係団体・教育関係団体・商工関係団体・公募市民・施設設置管理者・関係行政機関等
市民部会 地域懇談会/ まち歩き ワークショップ	多様な主体の参画による現地確認・意見交換を行い、バリアフリーに関する意識の共有や課題を抽出する。	学識経験者・福祉団体・子育て関係団体・教育関係団体・商工関係団体・公募市民
事業者説明会	特定事業を位置付ける上で、基本計画の作成概要や特定事業の作成方法等の説明を行い、事業内容の設定を行う。	重点整備地区の生活関連施設・生活関連経路における施設設置管理者等
庁内連携会議	庁内の横断的な連携・調整を図る。	都市整備部をはじめとした関係各部
市民意見収集 アンケート調査/ パブリック・コメント	市内施設のバリアフリー状況や課題、基本計画(案)について、意見を収集する。	市民等全般

図 検討体制

(2) 検討過程

本市では、3か年にわたり、本計画の検討を行ってきました。

令和4年度は、上位関連計画や市内概況の整理に加え、バリアフリー状況調査及び旧基本構想における特定事業等進捗状況調査を行い、本計画の策定に向けた現状と課題を整理し、策定の方向性を検討しました。

令和5年度は、アンケート調査及び市全域を対象とした地域懇談会を実施し、地域別の課題を整理し、促進地区やバリアフリー方針などの促進方針に関する事項を検討しました。

令和6年度は、鉄道駅を中心としたまち歩きワークショップを実施した上で重点整備地区を設定し、特定事業などの基本構想に関する事項を検討し、本計画を取りまとめました。

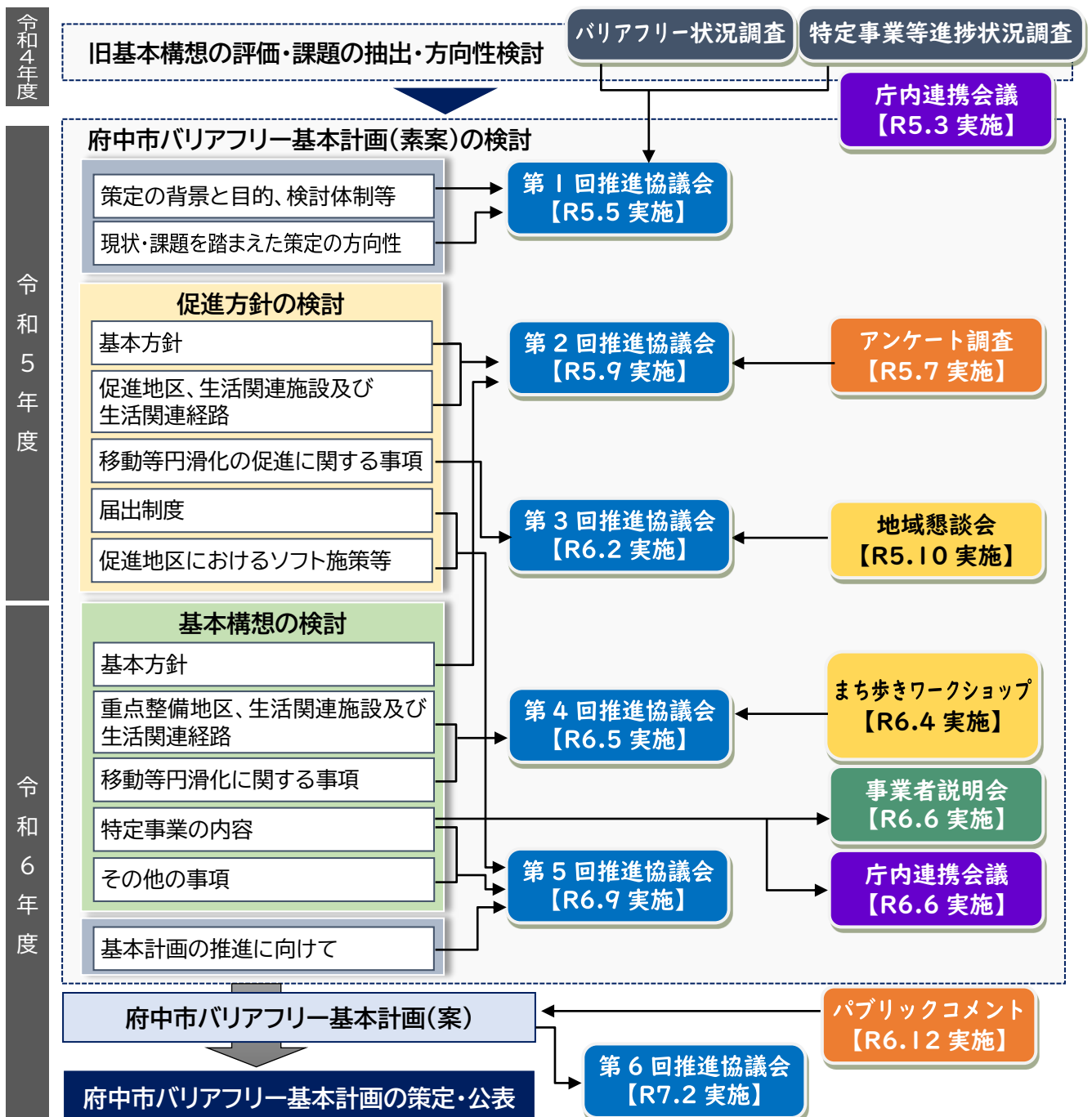


図 検討過程

第2章 本市のバリアフリーに関する現状と課題

2-1 上位計画

(1) 第7次府中市総合計画

本市では、第7次府中市総合計画前期基本計画に掲げた都市像「きずなを紡ぎ 未来を拓く 心ゆたかに暮らせるまち 府中」の実現に向け、計画的なまちづくりを推進しています。当該計画は本市の最上位計画であり、当該計画の方針に沿ったまちづくりに向けたバリアフリー化が必要となります。

(2) 府中市都市計画マスタープラン

府中市都市計画マスタープランは、府中市総合計画及び府中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即した、将来のまちづくりの方向性を示す基本計画として令和3年11月に改定しました。

当該計画では、にぎわいと活力のある拠点市街地の形成を目指し、各駅周辺を中心拠点、地域拠点、日常生活拠点に位置付け、都市機能の集積や交通結節点としての機能の強化等を図ることとしており、これらの方針との整合を図る必要があります。

■ にぎわいと活力のあるまちづくり方針図

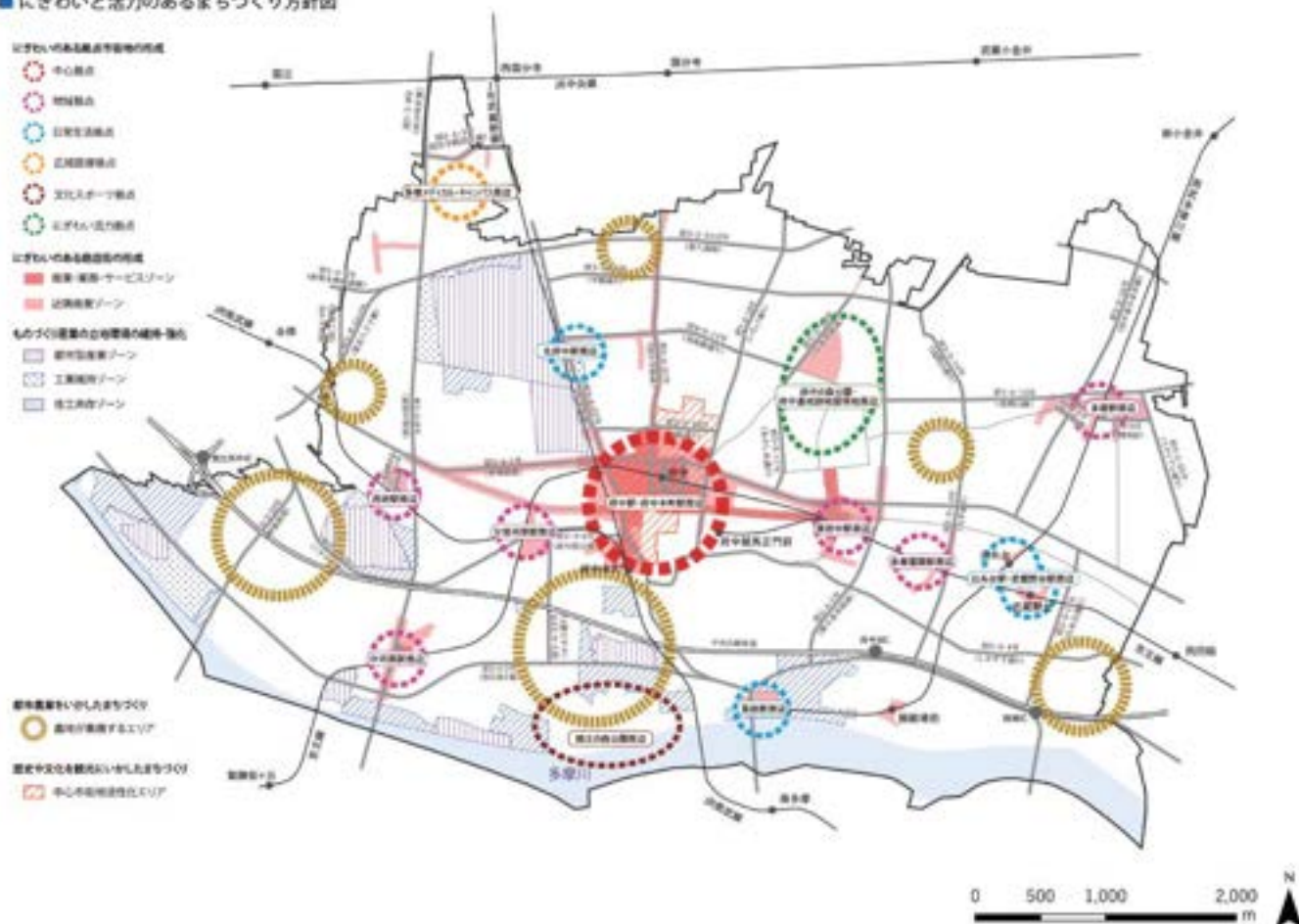


図 にぎわいと活力のあるまちづくり方針図

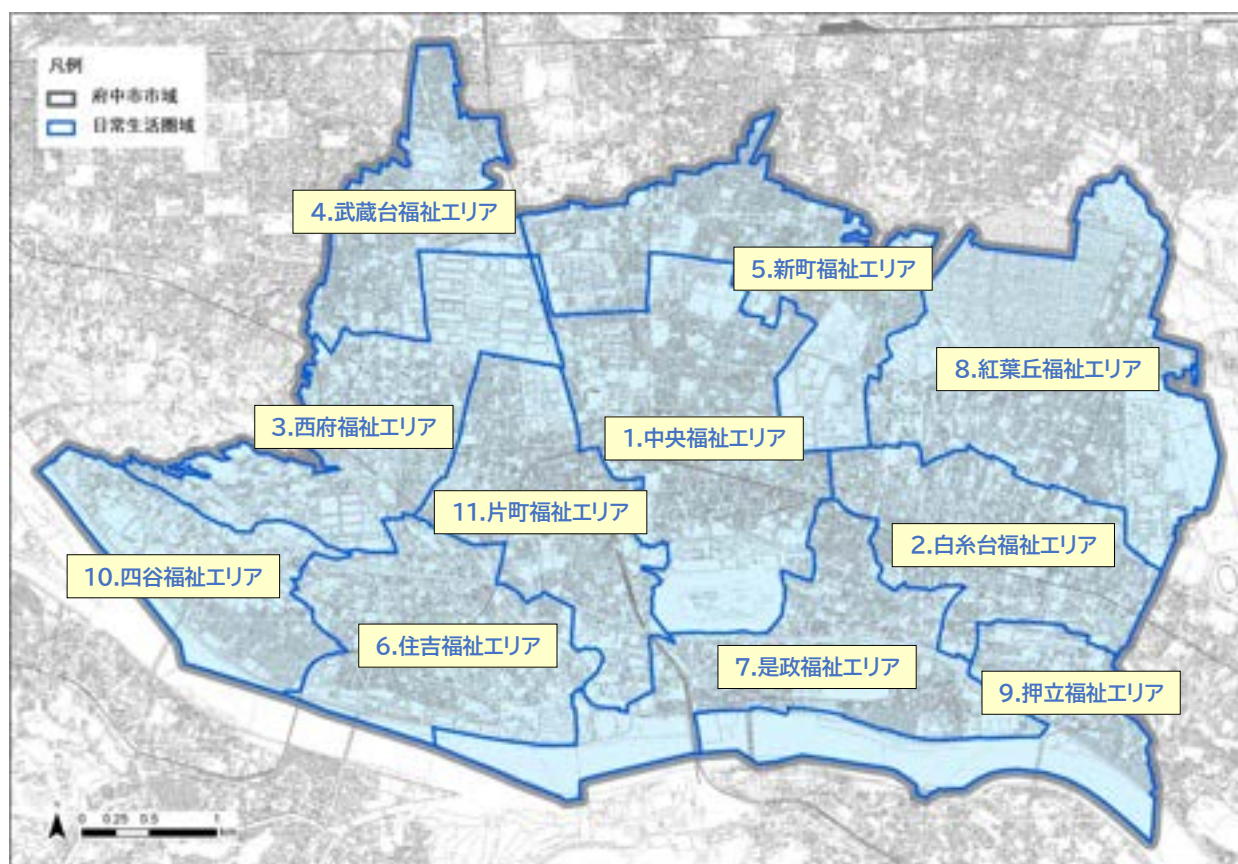
(出典：府中市都市計画マスタープラン)

2-2 本市の概況

本市の人口等の概況を次ページ以降に示します。

なお、以降で用いる日常生活圏域とは、市内の11箇所の文化センターを拠点とした圏域であり、本市の福祉関連計画や地域公共交通計画の中で基礎単位として用いられています。

本計画においては、それぞれの日常生活圏域を、以下の図に記載した区域で取り扱います。



日常生活圏域名	町名
1.中央福祉エリア	天神町(1・2丁目)、幸町、府中町、緑町、宮町、八幡町、日吉町、宮西町(1丁目)、寿町、晴見町(1・2丁目)
2.白糸台福祉エリア	白糸台、小柳町(1・3丁目)、若松町(1・2丁目)、清水が丘(3丁目)
3.西府福祉エリア	東芝町、本宿町、日新町、西府町
4.武蔵台福祉エリア	武蔵台、北山町、西原町
5.新町福祉エリア	浅間町、天神町(3・4丁目)、新町、晴見町(3・4丁目)、栄町
6.住吉福祉エリア	南町、分梅町(2～5丁目)、住吉町
7.是政福祉エリア	小柳町(2・4～6丁目)、清水が丘(1・2丁目)、是政
8.紅葉丘福祉エリア	多磨町、朝日町、紅葉丘、若松町(3～5丁目)
9.押立福祉エリア	押立町
10.四谷福祉エリア	四谷
11.片町福祉エリア	矢崎町、本町、片町、宮西町(2～5丁目)、分梅町(1丁目)、日鋼町、美好町

図 日常生活圏域

(1) 人口・世帯数

令和6年1月1日時点の総人口は260,078人となっており、平成29年度以降は26万人前後を推移しています。一方、世帯数は129,835世帯と年々微増しています。

日常生活圏域別にみると、総人口、世帯数のいずれも府中駅を含む「中央福祉エリア」が最も多く、次いで「白系台福祉エリア」、「片町福祉エリア」の順となっています。



図 上段：日常生活圏域別総人口の推移、下段：日常生活圏域別世帯数の推移
(住民基本台帳の各年度1月1日の数値から作成)

(2) 高齢者数

令和6年1月1日時点の高齢者数は58,565人、総人口に占める65歳以上の人口の割合（高齢化率）22.5%となっており、年々高齢化率が増加しています。

日常生活圏域別にみると、府中駅を含む「中央福祉エリア」が最も多く、次いで「新町福祉エリア」、「住吉福祉エリア」の順となっています。



図 日常生活圏域別高齢者数及び市全域高齢化率の推移
（住民基本台帳の各年度1月1日の数値から作成）

(3) 障害者数

① 身体障害者

令和5年3月31日時点の身体障害者手帳所持者数は7,373人であり、約97%が18歳以上です。

総人口に対する割合は2.84%となっており、ほぼ横ばいとなっています。

表 身体障害者手帳所持者の状況（令和5年3月31日現在）（単位：人）

級別	合計	18歳以上	18歳未満
1級	2,502	2,411	91
2級	1,213	1,166	47
3級	1,075	1,034	41
4級	1,785	1,764	21
5級	376	367	9
6級	422	410	12
合計	7,373	7,152	221

（府中市障害福祉計画（第7期）障害児福祉計画（第3期）の数値から作成）



図 身体障害者手帳所持者数（合計値）の推移と対総人口比

（身体障害者手帳所持者数：令和4年度のみ府中市障害福祉計画（第7期）障害児福祉計画（第3期）の数値、他年度は府中市事務報告書の各年度末（3月31日）の数値から作成
総人口：住民基本台帳の各年1月1日の数値から作成）

② 知的障害者

令和5年3月31日時点の愛の手帳所持者数は2,297人であり、約74%が18歳以上です。

総人口に対する割合は0.88%で近年は増加傾向にあります。

表 愛の手帳所持者の状況（令和5年3月31日現在）（単位：人）

程度	合計	18歳以上	18歳未満
1度（IQ 1～19）	97	85	12
2度（IQ 20～34）	558	415	143
3度（IQ 35～49）	463	338	125
4度（IQ 50～75）	1,179	867	312
合計	2,297	1,705	592

（府中市障害福祉計画（第7期）障害児福祉計画（第3期）の数値から作成）



図 愛の手帳所持者数（合計値）の推移と対総人口比

（愛の手帳所持者数：令和4年度のみ府中市障害福祉計画（第7期）障害児福祉計画（第3期）の数値、他年度は府中市事務報告書の各年度末（3月31日）の数値から作成
総人口：住民基本台帳の各年1月1日の数値から作成）

③ 精神障害者

令和 5 年 3 月 31 日時点の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 3,175 人です。総人口に対する割合は 1.22%で、近年は増加傾向にあります。

表 精神保健福祉手帳所持者の状況（令和 5 年 3 月 31 日現在）（単位：人）

級別	人数
1級	199
2級	1,546
3級	1,430
合計	3,175

（府中市障害福祉計画（第 7 期）障害児福祉計画（第 3 期）の数値から作成）



図 精神保健福祉手帳所持者（合計値）の推移と対総人口比

（精神保健福祉手帳所持者数：令和 4 年度のみ府中市障害福祉計画（第 7 期）障害児福祉計画（第 3 期）の数値、他年度は府中市事務報告書の各年度末(3 月 31 日)の数値から作成
総人口：住民基本台帳の各年 1 月 1 日の数値から作成）

(4) 就学前児童数

令和5年度の就学前児童数(0～5歳)は10,720人であり、年々減少しています。内訳は5歳が2,040人、4歳が1,867人、3歳が1,856人、2歳が1,797人、1歳が1,629人、0歳が1,531人となっています。

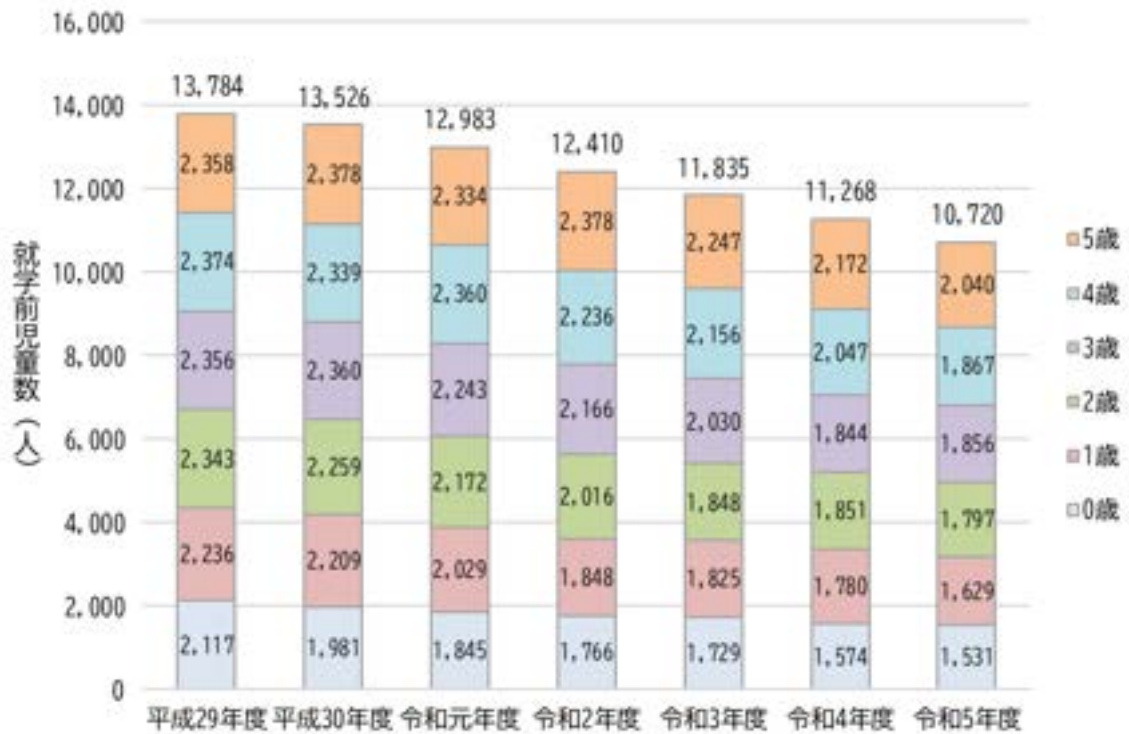


図 年齢別就学前児童数の推移
(住民基本台帳の各年度1月1日の数値から作成)

(5) 外国人住民数

令和5年度の外国人住民数は5,987人です。

内訳は中華人民共和国が最も多く1,741人(29.1%)、次いで大韓民国が786人(13.1%)、フィリピンが579人(9.7%)となっており、この上位3国で全体の5割以上を占めています。

外国人住民数は、令和元年度まで増加傾向であり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で近年は減少傾向でした。しかし令和4年度以降は再び増加傾向に転じ、令和元年度の水準を超えています。

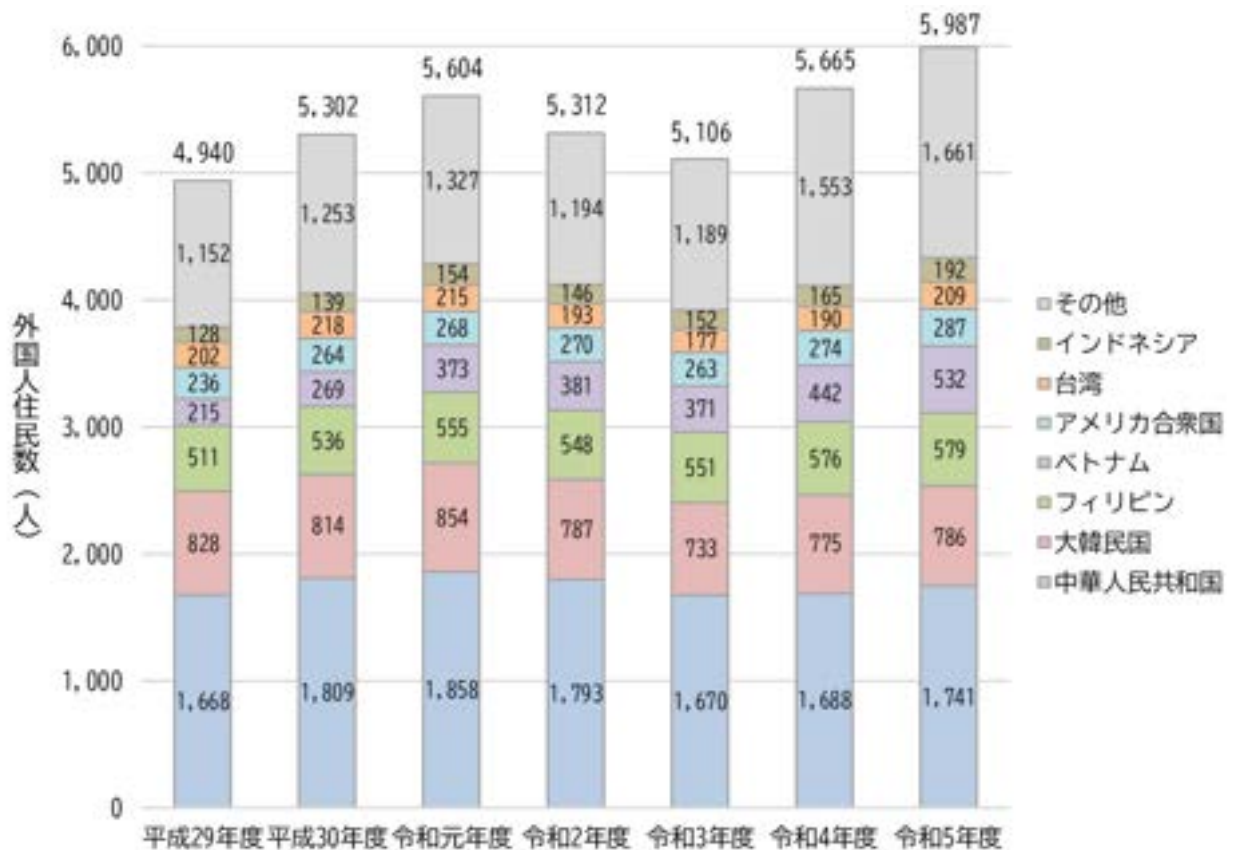


図 国籍別外国人住民数の推移※1

(住民基本台帳の各年度1月1日の数値から作成)

※1：平成29年度までは大韓民国・朝鮮合計の数値。平成30年度からは大韓民国のみの数値。

(6) バリアフリー状況

① 鉄道駅

本市には、東日本旅客鉄道株式会社が運営する2路線4駅、京王電鉄株式会社が運営する2路線7駅、西武鉄道株式会社が運営する1路線4駅の計14駅が立地しており、分倍河原駅は、JR南武線と京王線の接続駅となっています。

乗降人員が最も多いのは分倍河原駅（京王線）で80,296人、次いで府中駅（京王線）で75,924人、分倍河原駅（JR南武線）で70,012人となっています。

バリアフリー法に基づく国の基本方針では、バリアフリー化の達成目標として、1日平均乗降人員が3,000人以上の鉄道駅及び1日平均乗降人員が2,000人以上3,000未満の重点整備地区内の生活関連施設である鉄道駅は、令和7年度までに原則としてバリアフリー整備を実施することとしています。市内14駅のうち、府中競馬正門前駅（京王競馬場線）と競艇場前駅（西武多摩川線）以外の12駅は3,000人以上であり、バリアフリー整備の対象に含まれます。

現在のバリアフリー整備状況は、全ての鉄道駅でバリアフリールートが1ルート以上確保されています。また、車椅子使用者用トイレについても全ての鉄道駅に整備されました。一方、ホーム安全対策としては、JR南武線の府中本町駅、分倍河原駅及び西府駅に可動式ホーム柵が設置されましたが、それ以外の鉄道駅は、内方線付点状ブロックの設置にとどまっており、今後の更なる整備促進が課題となっています。

表 市内の各鉄道駅1日平均乗降人員（単位：人）

鉄道事業者	路線	鉄道駅	1日平均乗車人員	1日平均降車人員	1日平均乗降人員
東日本旅客鉄道(株) ^{※1}	南武線・武蔵野線	府中本町駅	14,054	—	28,108
	南武線	分倍河原駅	35,006	—	70,012
		西府駅	9,092	—	18,184
	武蔵野線	北府中駅	12,051	—	24,102
京王電鉄(株)	京王線	武蔵野台駅	10,609	10,560	21,169
		多磨霊園駅	6,047	5,892	11,939
		府中駅	37,893	38,031	75,924
		分倍河原駅	40,071	40,225	80,296
		中河原駅	11,516	11,524	23,040
	京王線・競馬場線	東府中駅	9,754	9,555	19,309
西武鉄道(株)	京王競馬場線	府中競馬正門前駅	859	935	1,794
	西武多摩川線	多磨駅	5,813	5,776	11,589
		白糸台駅	3,000	3,038	6,038
		競艇場前駅	1,398	1,375	2,773
		是政駅	3,297	3,290	6,587

（府中市オープンデータ及び東日本旅客鉄道(株)のHP「各駅の乗車人員 2022年度」（令和4年度）から作成）

※1：東日本旅客鉄道(株)の1日平均乗降人員：1日平均乗車人員を2倍したもの

表 市内鉄道駅のバリアフリー化の対応状況

鉄道事業者	路線	鉄道駅	バリアフリールート		車椅子 使用者用 トイレ	ホーム 安全対策 (可動式 ホーム柵 等) ^{※1}
			構外～改札	改札～ホーム		
東日本旅客鉄道(株)	南武線・武蔵野線	府中本町駅	フラット	エレベーター エスカレーター(上・下)	○ (大型ベッドなし)	○ (南武線のみ)
	南武線	分倍河原駅	フラット	エレベーター	○ (大型ベッドなし)	○
		西府駅	エレベーター エスカレーター(上・下)	エレベーター エスカレーター(上・下)	○ (大型ベッドなし)	○
	武蔵野線	北府中駅	エレベーター	エレベーター エスカレーター(上)	○ (大型ベッドなし)	△
京王電鉄(株)	京王線	武蔵野台駅	エレベーター エスカレーター(上・下)	エレベーター エスカレーター(上・下)	○	△
		多磨霊園駅	エレベーター エスカレーター(上・下)	エレベーター エスカレーター(上・下)	○	△
		府中駅	エレベーター エスカレーター(上・下)	エレベーター エスカレーター(上・下)	○	△
		分倍河原駅	フラット スロープ	エレベーター	○ (大型ベッドなし)	△
		中河原駅	フラット	エレベーター エスカレーター(上)	○ (大型ベッドなし)	△
	京王線・競馬場線	東府中駅	エレベーター エスカレーター(上・下)	エレベーター エスカレーター(上・下)	○	△
	京王競馬場線	府中競馬正門前駅	フラット	スロープ	○	△
西武鉄道(株)	西武多摩川線	多磨駅	エレベーター エスカレーター(上)	エレベーター エスカレーター(上)	○ (大型ベッドなし)	△
		白糸台駅	フラット	スロープ +踏切	○	△
		競艇場前駅	エレベーター	エレベーター	○ (大型ベッドなし)	△
		是政駅	フラット	スロープ	○ (大型ベッドなし)	△

※1：ホーム安全対策として内方線付点状ブロックのみの整備は△で整理
(各社ホームページ及び現地確認結果から作成)

② バス

本市には、民間バス運行会社が運営する路線バスのほか、府中市コミュニティバスの「ちゅうバス」が運行しています。

路線バス（京王バス、小田急バス）、コミュニティバスともに、ノンステップバスの導入率は、令和４年１２月時点で１００％となっており、市内の全バス路線でバリアフリー対応車両が運行されています。

バリアフリー法の改正により、公共交通事業者等に対し、バリアフリー化された旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関する基準（ソフト基準）の遵守が明記されたことを受け、今後は、乗務員等による役務の提供や情報提供をより一層推進していくことが重要です。

表 ノンステップバスの導入状況（令和４年１２月時点）

種類	事業者	全車両	ノンステップバス	
			台数	導入率
路線バス	京王バス株式会社	88 両 〔大型:51 両 中型:22 両 ミニ:15 両〕	88 両	100%
	小田急バス株式会社	135 両 (乗合車両の合計車両数)	135 両	100%
コミュニティバス 「ちゅうバス」	京王バス株式会社	20 両 〔中型: 2 両 ミニ:18 両〕	20 両	100%
計		243 両	243 両	100%

(京王バス株式会社・小田急バス株式会社資料から作成)

③ タクシー

市内で一般タクシーを取り扱う事業者は 32 事業者あり、そのうち、市内に事業所のある法人は 5 社、個人タクシーは 27 事業者です。

国の基本方針が示す目標は、ユニバーサルデザインタクシーの割合が全車両の約 25%です。

また、バスと同様に、バリアフリー法の改正により新たに規定されたソフト基準への対応として、乗務員等による役務の提供や情報提供をより一層推進していくことが重要です。



図 京王自動車のユニバーサルデザインタクシー

（出典：京王自動車株式会社ホームページ）

④ 道路

府中市都市計画マスタープランにおける誰もが快適に移動できるまちづくり方針図は下図のとおりです。より安全で快適な道路ネットワークを構築するため、広域的な交通サービスを支える幹線道路ネットワークを広域連携軸（オレンジ色）、基幹的地域間交通を支える幹線道路を都市連携軸（黄緑色）に位置付け、生活道路とともにそれぞれの機能と役割を踏まえた計画的な道路整備を推進することが示されています。

本市では、旧基本構想の重点整備地区である府中駅・府中本町駅周辺地区の特定経路のほか、西府駅周辺地区、分倍河原駅周辺地区、北府中駅周辺地区、東府中駅周辺地区、是政駅・競艇場前駅周辺地区、多磨霊園駅・白糸台駅・武蔵野台駅周辺地区、多磨駅周辺地区、中河原駅周辺地区において、国による特定道路が指定されています。

特定道路とは、生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路として、平成 20 年及び令和元年に国土交通大臣によって指定されたものです。



図 誰もが快適に移動できるまちづくり方針図

(出典：府中市都市計画マスタープラン)

特定道路の整備率は、全体の 56.2%であり、国の基本方針が示す目標（特定道路の約 70%を移動等円滑化）にまだ達していない状況です。未整備区間が2 km 以上あるのは、中央福祉エリア（3.0km）、白糸台福祉エリア（3.2km）、片町福祉エリア（2.5km）となっています。

表 特定道路の整備状況（日常生活圏域別）

日常生活圏域	道路延長※1 (km)	特定道路※2(km)		
			うち整備済	うち未整備
中央福祉エリア	118.1	7.7	4.7	3.0
白糸台福祉エリア	84.7	5.5	2.3	3.2
西府福祉エリア	86.0	1.9	0.7	1.2
武蔵台福祉エリア	52.9	0.5	0.1	0.4
新町福祉エリア	98.4	1.6	0.8	0.8
住吉福祉エリア	95.9	2.6	1.7	0.9
是政福祉エリア	107.5	1.9	1.0	0.9
紅葉丘福祉エリア	102.7	4.2	3.1	1.1
押立福祉エリア	47.3	0.6	0.5	0.1
四谷福祉エリア	59.3	0.9	0.6	0.3
片町福祉エリア	90.4	5.5	3.0	2.5
合計	943.2	32.9	18.5 (56.2%)	14.4 (43.8%)

※1：道路延長は、「最適化ベクトルタイル試験公開」のデータをもとに、コンサベーション GIS コンソーシアムが編集・調整したデータ（道路中心線 2023）から算出。

※2：特定道路のうち、日常生活圏域の境界にあるものは両方のエリアに加算。特定道路の整備状況は、平成 31 年の「特定道路に指定すべき道路（案）図面（国土交通省）」から整理しているため、現在の状況と異なる可能性がある。

⑤ 信号機

バリアフリー対応型信号機とは、視覚障害者のために音響や音声で歩行者用信号の青を知らせる信号機（音響式信号機、音声信号機）や、高齢者等のために歩行者用信号の青時間を延長させる信号機（高齢者等感応式信号機）、あるいは、これらを組み合わせた信号機です。

市内のバリアフリー対応型信号機は、市内 46 箇所の交差点に設置されており、そのうち音響式信号機は 22 箇所、高齢者等感応式信号機は 9 箇所、音声信号機は 2 箇所、その他（音響式信号機と高齢者感応式信号機など複数機能の併用）が 13 箇所となっています。

表 バリアフリー対応型信号機の整備状況（日常生活圏域別）（令和 3 年 9 月時点）

日常生活圏域	バリアフリー対応型信号機				
	設置数	音響式信号機	高齢者等感 応式信号機	音声信号機	複数機能の 併用
中央福祉エリア	23(3)※1	12(3)	4	2	5
白糸台福祉エリア	4	0	2	0	2
西府福祉エリア	0	0	0	0	0
武蔵台福祉エリア	3	1	2	0	0
新町福祉エリア	2	2	0	0	0
住吉福祉エリア	3	3	0	0	0
是政福祉エリア	0	0	0	0	0
紅葉丘福祉エリア	6	3	0	0	3
押立福祉エリア	0	0	0	0	0
四谷福祉エリア	0	0	0	0	0
片町福祉エリア	8(3)	4(3)	1	0	3
計	46	22	9	2	13

※1：カッコ内の数値は日常生活圏域の境界にある信号機の設置数（両方のエリアに加算）
（警視庁ホームページ及び府中市オープンデータから作成）



- ・押ボタン箱から「ピッ、ピッ」という音が出て、目の不自由な方へ位置を知らせています。
- ・「青延長用押ボタン」を機能させると、歩行者青信号の時間が延長されます。
- ・押ボタン箱の上部ボタンには点字で「ボタン」と表記しています。

図 音響式信号機（左）と高齢者等感応式信号機（右）

（出典：警視庁ホームページ）

(7) 本市におけるこれまでのバリアフリーに関する主な取組

① 旧基本構想における特定事業等の推進

本市では、旧基本構想に基づき、府中駅・府中本町駅を中心に、旅客施設、バス、道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進してきました。

旧基本構想では、鉄道駅の乗降人員の多さや、鉄道駅周辺の公共公益的施設の集中状況及びそれらの施設の利用状況等を踏まえ、下図に示す重点整備地区を定め、地区内に位置する特定旅客施設（府中駅、府中本町駅）、特定経路、準特定経路等について、面的・一体的なバリアフリー化を推進するために必要な特定事業を位置付け、バリアフリー化を推進してきました。

なお、旧基本構想における重点整備地区は、上記のほかに北府中駅、東府中駅及び中河原駅が候補となっていました。

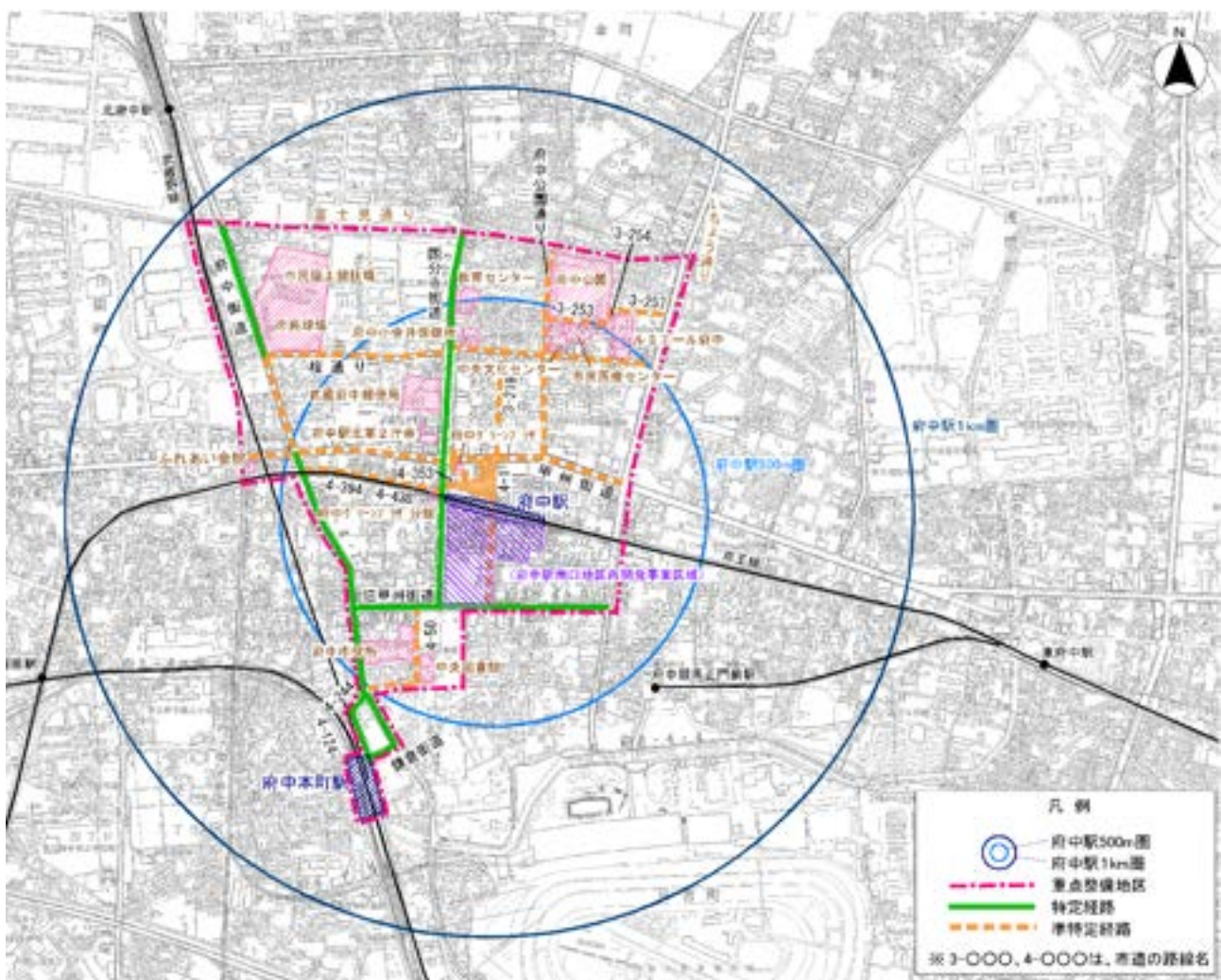


図 旧基本構想における重点整備地区・特定経路・準特定経路

本市では令和 4 年度に、旧基本構想における特定事業等の進捗状況を把握するため、特定事業等を実施する施設設置管理者等を対象に調査を行いました。

特定事業等の進捗状況は、「完了」、「継続実施中」の事業の割合を合わせると、事業全体では 93.8% となり、事業は概ね進捗している結果となりました。

表 特定事業等の進捗状況

特定事業等の 進捗状況	事業数	完了		継続実施中		未完了	
		数	割合	数	割合	数	割合
公共交通特定事業	10	6	60.0%	4	40.0%	0	0.0%
道路特定事業	23	17	73.9%	5	21.7%	1	4.3%
交通安全特定事業	4	0	0.0%	4	100.0%	0	0.0%
その他の事業	44	33	75.0%	7	15.9%	4	9.1%
合 計	81	56	69.1%	20	24.7%	5	6.2%

表 特定事業等の進捗状況に関する評価

事業種	実施状況	評価
公共交通 特定事業	着手済み	・全特定事業が完了（継続実施中の事業を除く）。 ・引き続き、駅員・乗務員等へのバリアフリー教育の推進など、心のバリアフリー等の事業の継続実施が必要である。 ・旧基本構想策定以降に策定または改定された「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を踏まえ、各種基準（ハード・ソフト）への適合に向けた検討が必要である。 ・府中駅（京王線）や府中本町駅（JR 武蔵野線）では、特定事業以外の取組として、可動式ホーム柵の整備の検討を進めており（府中本町駅（JR 南武線）は整備済み）、引き続き、取組推進が必要である。
道路 特定事業	ほぼ 着手済み	・完了事業（73.9%）と継続実施中（21.7%）の事業を合わせると 95.6% の割合となり、概ね事業が進捗している。 ・引き続き、放置自転車対策などの継続的な事業の推進が必要である。
交通安全 特定事業	着手済み	・バリアフリー対応型信号機の設置、LED 式信号灯器への更新、横断歩道・横断指導線の新設は順次・随時、違法駐車行為の防止に関する広報、啓発活動は継続的に実施されている。 ・引き続き、事業を推進するとともに、エスコートゾーンの設置や自転車利用者へのマナー啓発等の新たな事業の推進が必要である。
その他の 事業	ほぼ 着手済み	・完了事業（75.0%）と継続実施中（15.9%）の事業を合わせると 90.9% の割合となり、概ね事業が進捗している。 ・旧基本構想における準特定経路に位置付けられた道路は、生活関連経路への位置付けを検討するとともに、準特定経路における継続実施中、未完了の事業は、道路特定事業への位置付けの検討が必要である。 ・引き続き、心のバリアフリーに関する取組や施設のバリアフリー対応状況などに関する情報提供等の事業の継続実施が必要である。 ・特定事業に新たに追加された「教育啓発特定事業」への位置付けを検討する必要がある。 ・本市では、特定事業等以外の取組として、福祉環境整備事業や防災まち歩きを実施しており、特定事業等への位置付けの検討が必要である。

② バリアフリーマップに関する取組

本市では、外出時の移動支援として、公共施設、鉄道駅、公園などのバリアフリー情報のほか、障害者団体から紹介いただいた「おすすめのお店」の情報を掲載した「ふちゅうバリアフリーマップ」を平成21年4月に作成しました。さらに、令和3年3月には、市民団体と連携して「むさし府中バリアフリーマップ」を作成しました。



図 おさし府中バリアフリーマップ

2-3 バリアフリーに関する市民意見

本計画の策定に向けて、旧基本構想の評価や新たな課題の整理等を目的に、アンケート調査やまち歩きワークショップ等を実施しました。

表 各取組の目的・概要

調査項目	調査目的	調査概要
アンケート調査 (R5.7~8)	・高齢者、障害者等の視点による主要施設や交通施設のバリアフリー状況の評価や具体的な課題を幅広く把握するため、アンケート調査を実施。	<一般アンケート調査> ・対象者:障害者支援団体・高齢者団体・子育て支援団体・その他市民 ・配付数:1,653 票 ・回収数:568 票(回収率 34.4%) <外国人支援関係者アンケート調査> ・外国人支援関係者 ・配付数:100 票 ・回収数:11 票(回収率 11.0%)
地域懇談会 (R5.10)	・高齢者、障害者等の視点による主要施設や交通施設のバリアフリー状況の評価や具体的な課題、日常生活圏域別のバリアフリー課題を把握するため、地域懇談会を実施。	・日常生活圏域別(11エリア)に意見を収集 ・日常生活圏域:中央福祉エリア、白糸台福祉エリア、西府福祉エリア、武蔵台福祉エリア、新町福祉エリア、住吉福祉エリア、是政福祉エリア、紅葉丘福祉エリア、押立福祉エリア、四谷福祉エリア、片町福祉エリア
まち歩き ワークショップ (R6.4)	・バリアフリー状況調査の評価結果で点数の高い日常生活圏域内の鉄道駅周辺の生活関連施設・経路を対象に、バリアフリー整備状況を現地確認し、良い点や改善点を把握。	調査対象 ・旅客施設:府中駅、府中本町駅、北府中駅、分倍河原駅、東府中駅、中河原駅 ・道路:府中街道、桜通り、けやき並木通り、府中公園通り、国道20号、市道4-141、分倍河原駅駅前広場、平和通り、中河原駅北口駅前広場、鎌倉街道 ・文化・コミュニティ:市民活動センター「プラッツ」、片町文化センター、住吉文化センター、男女共同参画センター「フチャール」 ・庁舎・出張所:府中市役所「おもや」、府中駅北第2庁舎 ・子育て:子ども家庭支援センター「たち」 ・教育:中央図書館 ・郵便局:武蔵府中郵便局 ・宿泊施設:ホテルケヤキゲート東京府中 ・大規模店舗:MINANO、ライフ府中中河原店 ・観光施設:大國魂神社 ・路外駐車場:タイムズ大國魂神社 ・都市公園:北府中公園、府中公園

(1) アンケート調査の結果概要

① 一般アンケート調査

表 一般アンケート調査の結果概要

外出状況	・外出頻度は、ほぼ毎日が半数以上、週 4～5 日が 23.4%と外出する割合が高い。 ・主に利用する移動手段としては、67.6%が徒歩、50.4%が自転車、40.3%がバス、37.9%が鉄道を利用している。
日常的によく利用する施設（割合が多い順に表記）	【鉄道駅】 府中駅(京王線)(30.8%)、中河原駅(京王線)(11.6%)、分倍河原駅(京王線)(7.7%) 【公共施設等】 文化センター(35.6%)、府中市役所「おもや」(15.3%)、郵便局(10.2%) 【文化・スポーツ施設】 図書館(15.0%)、府中の森芸術劇場(9.7%)、体育館(8.1%) 【保健・福祉施設】 ふれあい会館(8.5%)、地域包括支援センター(8.1%)、心身障害者福祉センター「きずな」(7.2%) 【医療施設】 東京都立多摩総合医療センター(21.3%)、府中恵仁会病院(5.3%)、榊原記念財団附属榊原記念病院、東京都立府中療育センター(3.9%) 【商業施設】 ミッテン府中、専門店街フォーリス(15.3%)、ライフ府中中河原店(8.3%)、MINANO(7.7%) 【宿泊施設】 ホテルコンチネンタル府中(3.3%)、マロウドイン東京(1.2%) 【娯楽・観光施設等】 大國魂神社(39.8%)、東京競馬場(7.2%)、府中特産品直売所(4.2%) 【公園】 府中の森公園(16.5%)、府中公園(5.5%)、美好町公園(4.0%)
歩道のバリアフリー満足度	・多磨駅(西武多摩川線)周辺、是政駅(西武多摩川線)周辺、西府駅(JR南武線)周辺の歩道の満足度が高い。 ・北府中駅(JR 武蔵野線)周辺、分倍河原駅(JR南武線・京王線)周辺の歩道については 6 割以上が不満を感じている。
心のバリアフリー	・認知度は全体の 61.3%で、言葉と意味を知っている方は 34.7%、言葉のみ知っている方は 26.6%である。 ・満足度は 12.5%と低い状況である。
情報のバリアフリー	・認知度は全体の 44.0%で、言葉と意味を知っている方は 20.8%、言葉のみ知っている方は 23.2%である。 ・満足度は 9.3%と低い状況である。

② 外国人支援関係者アンケート調査

表 外国人支援関係者アンケート調査の結果概要

よく利用する施設	・最も利用されているのは公共施設で、次いで商業施設が利用されている。 ・公共施設のうち、最も回答が多かった施設は国際交流サロン(男女共同参画センター「フューラル」)で、次いで府中市役所「おもや」、市民活動センター(プラッツ)であった。
鉄道駅の利用について	・府中駅(京王線)、分倍河原駅(JR南武線・京王線)の順でよく利用されている。 ・利用する上で困っている点は、券売機の利用方法を駅員に尋ねにくいこと、案内表示が多言語化されていないために分かりにくいこと等が挙げられた。この点は、バスやタクシー利用でも同様の意見が挙げられている。
心のバリアフリー	・窓口での外国語が話せる職員の配置や、困っている外国人への積極的な声掛け等を求める意見が挙げられた。
情報のバリアフリー	・災害時等における外国人への情報提供や、やさしい日本語※での情報提供を求める意見が挙げられた。

(2) 地域懇談会での主な意見

表 地域懇談会での主な意見

【凡例 ◎：良い点、△：悪い点・改善が必要な点】

日常生活圏域	主な意見
中央福祉 エリア	◎鉄道駅のバリアフリー化が非常に進んでいるように感じる。案内表示がわかりやすい。 △北府中駅(JR武蔵野線)前の府中街道の歩道橋にエレベーターを設置してほしい。階段を利用できない人は、遠回りして駅にアクセスするのが不便である。 △府中公園通りは歩道が狭く、夜も暗くて危険である。
白糸台福祉 エリア	◎武蔵野台駅(京王線)と多磨霊園駅(京王線)が改築され、エレベーターが設置された。 △武蔵野台駅(京王線)周辺の歩道のバリアフリー化を実施してほしい。また、白糸台駅(西武多摩川線)周辺は狭い道が多い。
西府福祉 エリア	◎西府駅(JR南武線)は新しく整備されてバリアフリーに関する問題は少ない。 △七小通りは、片側歩道で幅員も狭く、交通量が多くて危険である(電柱も歩道を狭めている)。
武蔵台福祉 エリア	◎商業施設のバリアフリー対応が進んでいる。ハード整備がない場合、人的対応等でカバーされている。 △道路全体で視覚障害者誘導用ブロック※が連続的に設置されていない。 △せせらぎ公園は、トイレの安全対策が必要である。
新町福祉 エリア	◎府中の森公園はバリアフリー化が進んでいる。 △学園通りは歩道に凹凸がある。
住吉福祉 エリア	◎中河原駅(京王線)はトイレが整備されてきれいになったため、利用しやすくなった。 △中河原駅(京王線)前の鎌倉街道の歩道橋にエレベーターを設置してほしい。 △下河原通りが狭く、危険である。
是政福祉 エリア	◎東府中駅(京王線・競馬場線)は新しく整備されてきれいで使いやすい。 △東府中駅(京王線・競馬場線)横の踏切は、視覚障害者にとっては非常に怖く、利用を避けるようにする。線路内で間違えて待ってしまった時もある。 △競艇場通りは歩道が狭く、段差も多い。
紅葉丘福祉 エリア	◎多磨駅(西武多摩川線)は利用しやすい。 △紅葉丘文化センター近くの道路が狭く、凸凹している。
押立福祉 エリア	◎押立文化センターは、エレベーターやバリアフリートイレがあり、設備が整っている。 △押立通りの歩道は狭く、車の交通量も多く危ない。
四谷福祉 エリア	◎四谷文化センターは、車椅子利用者用トイレがあって良い。 △四谷文化センターのエレベーターが狭く、車椅子 1 台でギリギリのスペースである。 △四谷通りの歩道が狭く、車椅子で通るのは危険である。
片町福祉 エリア	◎府中本町駅(JR南武線・武蔵野線)にエレベーターが設置されている。 △分倍河原駅(JR南武線・京王線)周辺の道路が狭く、車椅子利用者にとっても通行しにくいいため、整備が必要である。 △府中本町駅(JR南武線・武蔵野線)入口交差点の横断歩道が 1 か所しかなく不便である。 △かえで通りの歩道が狭く、自転車が通ると怖い。

(3) まち歩きワークショップで把握した主な課題

表 まち歩きワークショップで把握した主な課題

項目		主な課題
施設 (鉄道駅・建築物・公園等)	出入口	・出入口の段差を解消する必要がある。
	通路	・前面道路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合は、それと連続するように施設側の視覚障害者誘導用ブロックを敷設する必要がある。
	上下移動	・エレベーターは、車椅子使用者等が利用しやすいよう十分な大きさ・基数を確保する必要がある。 ・エレベーターのボタンは、視覚障害者が認識できるように、浮彫文字などにする必要がある。 ・スループタイプのエレベーターは、視覚障害者に配慮し、「こちら側のドアが開きます」という音声案内ではなく、「入口と反対側のドアが開きます」等の音声案内にする必要がある。 ・階段には手すり(2段)や視覚障害者誘導用ブロックを設置する必要がある。
	トイレ	・車椅子使用者用トイレを設置し、大型の車椅子でも利用できる十分な広さを確保する必要がある。 ・車椅子使用者用トイレには、大型ベッドの設置が必要である。 ・車椅子使用者用トイレには、車椅子でも荷物をかけることができる高さのフックや荷物台を設置する必要がある。 ・トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、弱視者にも認識しやすいよう配慮する必要がある。
	駐車場	・車椅子使用者用駐車施設を設置する必要がある。
	案内	・案内サインは、色覚異常の人も認識できるように、カラーユニバーサルデザインに配慮する必要がある。 ・案内所を設置する場合は、車椅子使用者が利用しやすい高さにする必要がある。 ・触知案内図を設置する場合は、触知案内図まで視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置する必要がある。
	人的対応・心のバリアフリー	・耳マーク等の意味を職員等が理解して、必要な人に案内する必要がある。 ・手話のできる職員等を配置する必要がある。
経路	歩道等	・2m以上の歩道幅員を確保する必要がある。 ・利用実態に合わせ、歩道橋にエレベーターを設置するなどのバリアフリー化を図る必要がある。 ・踏切にも視覚障害者誘導用ブロックを設置する必要がある。
	交差点・横断歩道	・歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーン※を設置する必要がある。 ・歩車道境界ブロックの段差は、視覚障害者が歩道と車道の区別ができ、車椅子使用者が円滑に通行できるように配慮する必要がある。
	信号機	・音響式信号機等の設置を推進する必要がある。

2-4 策定に向けた課題と方向性

(1) バリアフリーに関する現状と課題

第1章で示した関連法令、本章で示した上位計画及び本市の概況を踏まえ、バリアフリーに関する現状と課題を以下に示します。

なお、バリアフリーに関する市民意見については、第3章以降の検討に活用しています。

表 バリアフリーに関する現状と課題

項目		主な現状と課題
関連法令及び上位計画	関連法令	➤ バリアフリー法では、共生社会を実現し、社会的障壁を除去する法の理念が明確化された。また、障害者差別解消法では、差別的取扱いの禁止と合理的配慮不提供の禁止が定められており、これらを踏まえたバリアフリー化の理念・目標の設定が必要。【→課題1】 ➤ バリアフリー法の対象である高齢者、障害者等に加え、子育て世代、外国人、LGBTQ を含めた多様な人への更なる配慮が必要。【→課題2】 ➤ これまでは旧基本構想における公共交通や道路等のバリアフリー化を推進してきたが、バリアフリー法に基づき、新たに市内の建築物、駐車場、公園等を含めた面的・一体的なバリアフリー化の推進が必要。また、新たな施設等のバリアフリー化を推進するにあたり、実効性の高い目標年次の設定が必要。【→課題3】 ➤ バリアフリー法では、バリアフリー施策の評価等にあたり、障害者等の参画・視点の反映が必要であることが示されている。このことから、施設整備における計画・設計段階から施設利用者である市民の意見を収集し、整備への反映及び人的対応・教育啓発などの心のバリアフリーに関する取組への反映のための仕組みづくりが必要。【→課題14】
	上位計画	➤ 府中市都市計画マスタープランでは、にぎわいと活力のある拠点市街地の形成を目指し、各駅周辺を中心拠点、地域拠点、日常生活拠点に位置付け、都市機能の集積や交通結節点としての機能の強化等を図ることとしており、上位・関連計画等との整合を図った促進地区や重点整備地区の設定が必要。【→課題4、5】
本市の概況	人口等	➤ 市内の高齢者数や知的・精神障害者数は増加傾向にあり、より一層の特定事業等の設定による整備の実施や、心のバリアフリーの推進が必要。【→課題10、13】
	鉄道駅	➤ 市内14駅の全ての鉄道駅でバリアフリールートが1ルート以上確保され、車椅子利用者用トイレも整備されている。一方で、ホーム安全対策としては、JR 南武線の府中本町駅、分倍河原駅及び西府駅に可動式ホーム柵が設置されているが、それ以外の鉄道駅は内方線付点状ブロックの設置にとどまっており、生活関連施設や特定事業等の設定などによる更なる整備促進が必要。【→課題6、13】

項目		主な現状と課題
	バス	市内の全バス路線でバリアフリー対応車両が運行されている。今後は、バリアフリー法の改正により新たに規定されたソフト基準への対応として、乗務員等による役務の提供や情報提供が必要。【→課題9】
	タクシー	ソフト基準に対応した乗務員等による役務の提供や情報提供が必要。【→課題9】
	道路	市内の道路網の骨格を構成している都市計画道路の整備は順次進められており、市内には特定道路が約 32.9km指定されている(整備率 56.2%)。引き続き、生活関連経路や特定事業等の設定などによる整備促進が必要。【→課題7、13】
	信号機	バリアフリー対応型信号機(音響式信号機、高齢者等感応式信号機、音声信号機等)は、市内 46 箇所の交差点に設置されている。引き続き、特定事業等の設定などによるバリアフリー対応型信号機の設置の推進が必要。【→課題13】
旧基本構想における特定事業等の進捗状況		- 旧基本構想における特定事業等の完了率は 69.1%であり、継続実施中の事業の割合を合わせると 93.8%となっている。継続実施中の事業や未完了事業については、引き続き事業を位置付け、バリアフリー化を推進する必要がある。また、バリアフリー法において新たに追加された「建築物特定事業」、「路外駐車場特定事業」、「都市公園特定事業」、「教育啓発特定事業」の追加の検討や各種ガイドラインを踏まえた整備基準への適合、特定車両として追加されたタクシー等の特定事業の追加も検討が必要。【→課題8】 - 市内における更なるバリアフリー化に向け、新たな重点整備地区を設定することにより、市内の段階的なバリアフリー化の充実を図る必要がある。【→課題4】
バリアフリーマップ		鉄道駅周辺のバリアフリー情報として、道路や主要施設のバリアフリー情報を提供している既存のバリアフリーマップ等を活用した情報提供の充実が必要。【→課題11】
その他		新型コロナウイルス感染症の拡大により、人的対応が受けにくいなどの新たなバリアフリー課題が生じた経験を踏まえ、社会情勢の変化に応じた対応策を検討していく必要がある。【→課題12】

(2) 策定の方向性

バリアフリーに関する現状と課題を踏まえ、全体像として、本計画の策定の方向性を整理しました。以下に総括図を示すとともに、次ページ以降に策定の方向性の内容を示します。

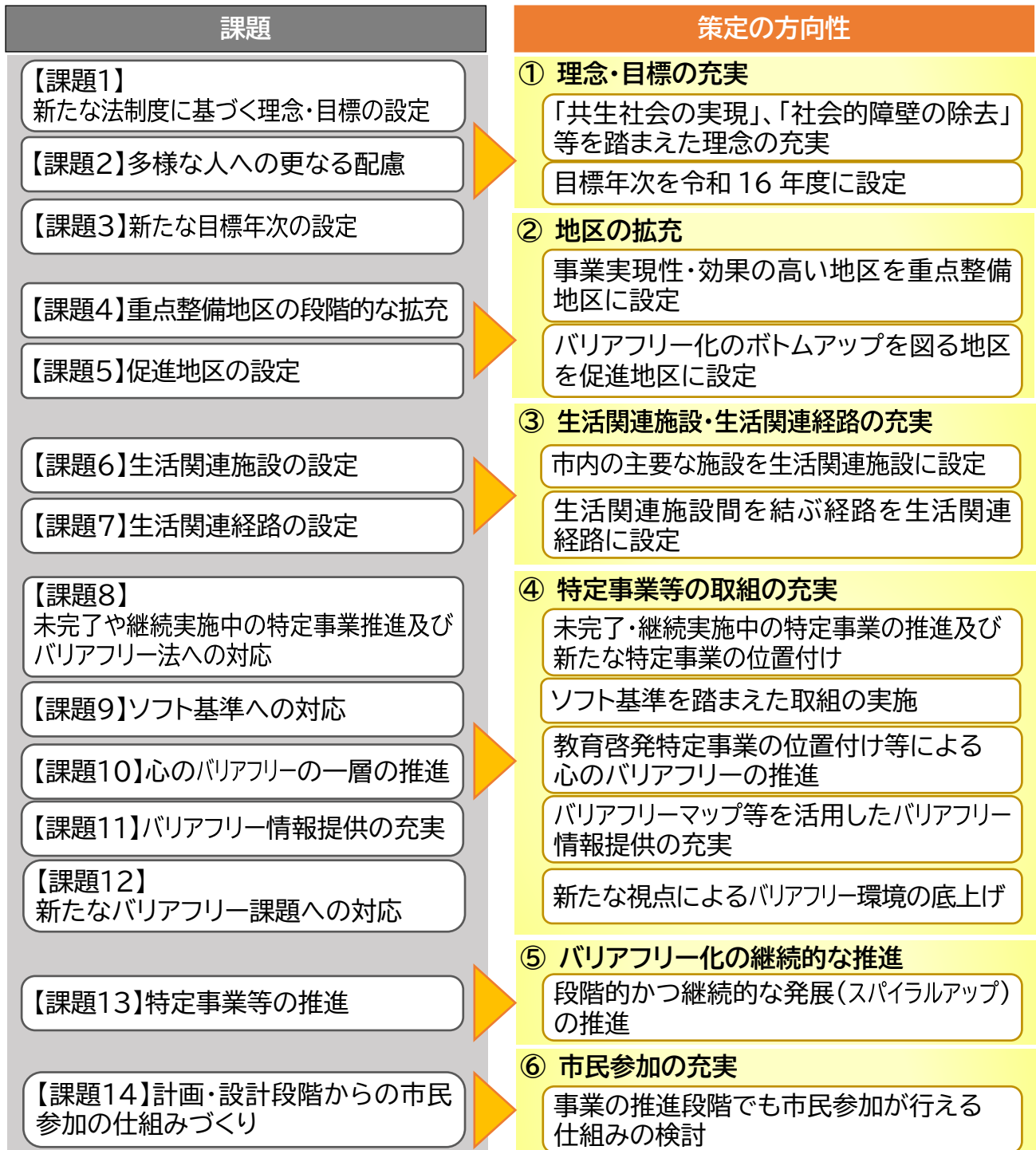


図 課題と策定の方向性の総括

① 理念・目標の充実

■ 「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」等を踏まえた理念の充実

「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」などのバリアフリー法の理念や、障害者差別解消法における「合理的配慮の提供」などを受けた障害理解・人的対応の一層の推進を図ります。また、バリアフリー法の対象である高齢者、障害者等に加え、子育て世代、外国人、LGBTQ を含めた多様な人に配慮したバリアフリーを推進します。

■ 目標年次を令和16年度に設定

市内の面的・一体的なバリアフリー化の推進や、特定事業の実施など、実効性の高い計画期間として10年間を設定し、令和16年度（初年度：令和7年度）を目標年次とします。また、特定事業等の実施時期を、短期（令和7年度～令和11年度）、中期（令和12年度～令和16年度）、長期（令和17年度以降）に設定します。

② 地区の拡充

■ 事業実現性・効果の高い地区を重点整備地区に設定

旧基本構想における重点整備地区「府中駅・府中本町駅周辺地区」に加え、事業実現性・効果の高い地区を新たに重点整備地区に設定し、重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進を図ります。

■ バリアフリー化のボトムアップを図る地区を促進地区に設定

重点整備地区に設定してバリアフリー化事業を実施する段階にまでは至らない地区を含めて促進地区に設定し、緩やかな法的な網掛けによるバリアフリー化のボトムアップを図ります。

③ 生活関連施設・生活関連経路の充実

■ 市内の主要な施設を生活関連施設に設定

旧基本構想におけるバリアフリー化の対象施設である特定旅客施設に加え、バリアフリー法に基づく生活関連施設を設定し、市内の主要な施設のバリアフリー化を推進します。

■ 生活関連施設間を結ぶ経路を生活関連経路に設定

旧基本構想における特定経路・準特定経路に加え、生活関連施設間を結ぶ経路を生活関連経路に設定し、市内道路等のバリアフリー化を推進します。

なお、生活関連経路は、歩行者ネットワークの連続性や国土交通大臣が指定する特定道路、関連する東京都や周辺自治体の上位・関連計画等との整合を考慮し、設定します。

④ 特定事業等の取組の充実

■ 未完了事業・継続実施中の事業の推進及び新たな特定事業の位置付け

旧基本構想における未完了や継続実施中の特定事業等を今後も引き続き推進します。また、バリアフリー法において新たに追加された「建築物特定事業」、「路外駐車場特定事業」、「都市公園特定事業」、「教育啓発特定事業」の追加の検討や各種ガイドラインを踏まえた整備基準への適合、特定車両として追加されたタクシー等の特定事業の追加を検討します。

■ ソフト基準を踏まえた取組の実施

バリアフリー法の改正により、「公共交通事業者に対するソフト基準適合義務」が規定されたことを受け、ハード整備のみならず、ソフト基準を踏まえた職員等による役務の提供や情報提供を推進します。

■ 教育啓発特定事業の位置付け等による心のバリアフリーの推進

旧基本構想におけるその他の事業において、心のバリアフリーに関する取組を推進していますが、教育啓発特定事業への位置付け等により、より一層の心のバリアフリーの推進を図ります。

■ バリアフリーマップ等を活用したバリアフリー情報提供の充実

「がいどまっぷ府中」や「おさし府中バリアフリーマップ」等を活用し、道路や主要施設のバリアフリー情報の提供を図ります。

■ 新たな視点によるバリアフリー環境の底上げ

近年の社会情勢の変化や法制度の充実を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた対応」や「公立小・中学校のバリアフリー化」等の視点を新たに追加し、市全域でのバリアフリー環境の底上げを目指します。

⑤ バリアフリー化の継続的な推進

■ 段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ)の推進

本計画の策定後も、特定事業計画の作成及び事業実施状況の把握や、事業実施後の点検と改善策の提案等を継続的に行っていくなど、計画の段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ)を目指します。

なお、特定事業等の実施状況を踏まえ、中間年次(令和11年度)と目標年次(令和16年度)には中間評価・事後評価を行います。

⑥ 市民参加の充実

■ 事業の推進段階でも市民参加が行える仕組みの検討

施設整備における計画・設計段階から施設利用者である市民の意見を収集し、整備への反映及び人的対応・教育啓発などの心のバリアフリーに関する取組への反映のための仕組みづくり(市民部会による活動など)を検討します。

第3章 バリアフリー化の基本的な考え方

3-1 基本方針

本市では、高齢化が進む中で、高齢者が生きがいを持って充実した生活を営み、社会参加をするために、障害となるものを除去するまちづくりが必要となっています。

また、多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会を目指し、障害者、妊産婦、子育て世代のほか、外国人やLGBTQ等の人々を含む誰もが、生涯を通じて安心して暮らせる環境づくりや、人格と個性を尊重し合い、つながり合い、支え合う共生社会の実現が求められています。

このためには、施設整備とあわせて、心のバリアフリー等の推進によるハード・ソフト両面にわたってバリアフリー化を推進していかなければなりません。

そこで、本計画では、バリアフリー法に基づき、高齢者や障害者をはじめ、全ての市民にとって、移動や施設利用がしやすいまちをつくるために、行政、市民及び事業者が互いの理解と協力のもと、公共交通や主要な施設等のバリアフリー化を図り、利便性が高く、安心して暮らせるまちの実現を目的として、基本方針を次のように定めます。

誰もが利用しやすい公共交通機関を目指します。

鉄道・バス・タクシーのバリアフリー化の推進

誰もが利用しやすい生活基盤を目指します。

建築物や駐車場、都市公園等のバリアフリー化の推進

誰もが歩きやすいまちを目指します。

道路や信号機等の都市基盤の面的なバリアフリー化の推進

誰もが互いに理解し、支えあうまちを目指します。

市民一人一人の心のバリアフリーの推進による社会的障壁の除去
及び共生社会の実現

図 基本方針

3-2 バリアフリー化の進め方

本計画では、促進方針及び基本構想に共通する事項をまとめたうえで、促進地区及び重点整備地区におけるバリアフリー化を定めることとします。

まず、促進地区については、日常生活圏域別・事業種別のバリアフリー方針を定め、関係事業者に対する周知・啓発、協力依頼を継続的に行うことで、市内のバリアフリー化のボトムアップを目指すほか、心のバリアフリーや情報のバリアフリーなどのソフト施策等を推進していきます。

また、重点整備地区については、生活関連施設・生活関連経路等の施設設置管理者等が実施する特定事業等を定め、本計画策定後には、施設設置管理者等が具体的な整備内容を示す特定事業計画を作成し、市、市民、施設設置管理者等との協働により事業の推進・進捗管理を行います。

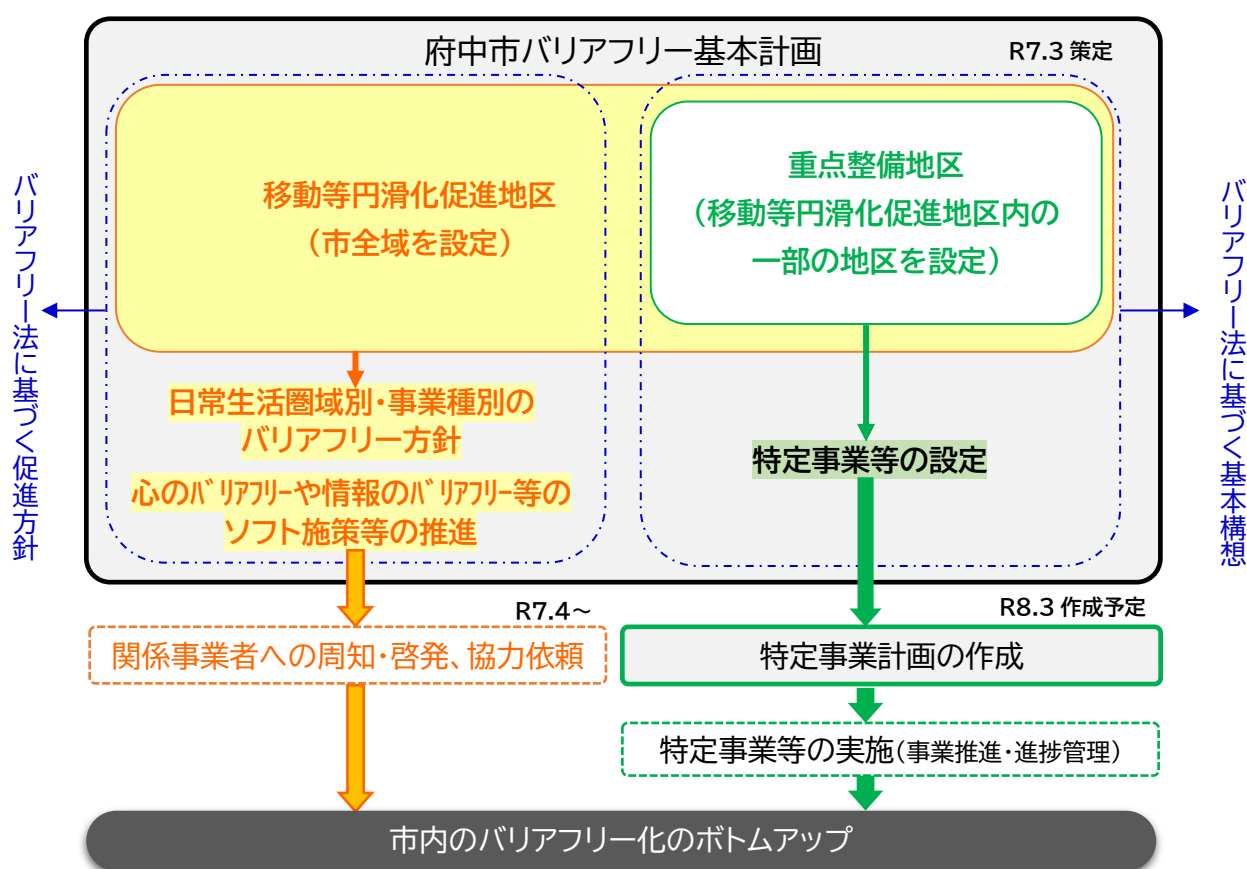


図 バリアフリー化の進め方

3-3 移動等円滑化促進地区・重点整備地区の設定

(1) 移動等円滑化促進地区の設定

本市では、文化センターを中心とした日常生活圏域（11エリア）を基礎単位として、それぞれの地域の特性に応じた取組や市民生活が行われています。

このような特徴を踏まえ、日常生活圏域におけるバリアフリー化のボトムアップを図り、市民生活の水準向上を目指すことが望ましいことから、全ての日常生活圏域を含む市全域を促進地区に設定します。

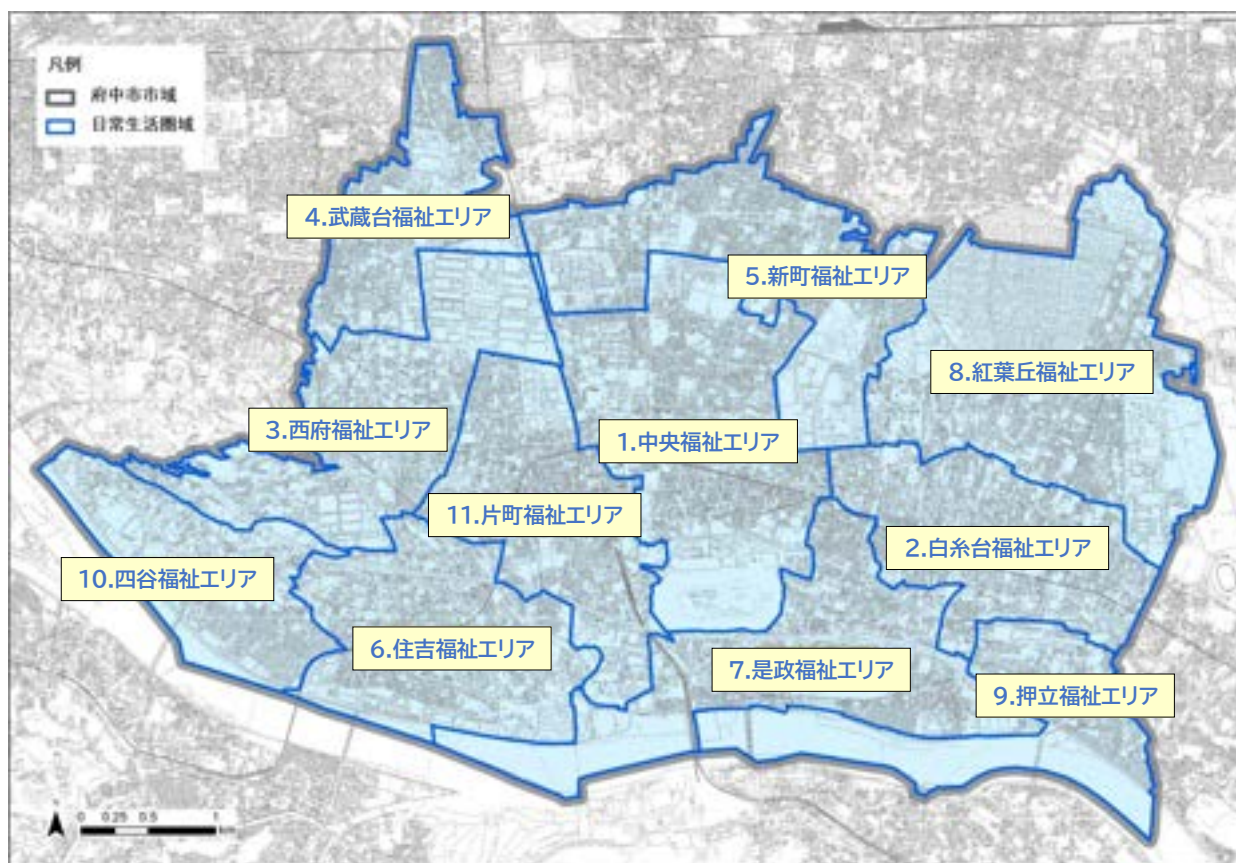


図 促進地区の設定

(2) 重点整備地区の設定

重点整備地区は、地区設定に係る要件（配置要件、課題要件及び効果要件）を踏まえ、各日常生活圏域における利用状況やバリア状況、施設の配置状況等を評価して設定します。

① 評価項目の設定

評価項目は、5つの大項目（利用者数、施設分布、旅客施設整備、道路整備及び上位関連計画）と13の小項目を設定します。

評価は、各小項目の最大値を4点として点数化を行い、合計点が高い方が、重点整備地区の設定の必要性が高いと考える目安とします。次ページに評価項目及び評価方法の一覧を示します。

表 評価項目及び評価方法

評価項目		評価方法	配点
大項目(視点)	小項目(評価指標)		
1. 利用者数からみた視点	① 総人口(人)	町丁目別人口をもとに、評価単位に係る割合を案分	最大値を4点とし、 「(最大値に対する割合)×4」を点数化
	② 高齢者人口(人) 高齢化率(%)	町丁目別高齢者人口をもとに、評価単位に係る割合を案分	
	③ 駅利用者数(人)	1日平均乗降人員(JRは乗車人員を2倍)	
2. 施設分布からみた視点 【配置要件】	④ 施設数(軒)	高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設数※1	
3. 旅客施設設備からみた視点 【課題要件】	⑤ バリアフリールート	構外～改札～ホームまでのバリアフリールート確保の状況	なし:4点 1ルート確保:2点 全ルート確保:0点
	⑥ 車椅子使用者用トイレ	設置の有無(設置の場合はオストメイト対応設備及び大型ベッドの設置の有無)	車椅子使用者トイレなし:4点 オストメイト・大型ベッドなし:2点 オストメイト・大型ベッドあり:0点
	⑦ ホームドア(可動式ホーム柵)等	設置の有無	なし:4点 内方線付点状ブロックのみ:2点 あり(一部ホームを含む):0点
4. 道路整備からみた視点 【課題要件】	⑧ 道路延長(km)	道路の延長	最大値を4点とし、「(最大値に対する割合)×4」を点数化
	⑨ 特定道路未整備区間延長(km)	特定道路のうち未整備区間の延長	
	⑩ バリアフリー対応信号機(箇所)	音響式信号機、音声信号機、高齢者感应式信号機(青時間延長)の箇所数	最小値を4とし、「4-(最大値に対する割合×4)」を点数化 ※箇所数の多い方が点は低い
5. 上位関連計画の位置付けからみた視点 【効果要件】	⑪ 旧基本構想の重点整備地区候補	旧基本構想の重点整備地区の選定において候補に挙げられた地区※2	候補地区あり:4点 候補地区なし:0点
	⑫ 府中市都市計画マスタープランの位置付け	府中市都市計画マスタープランでにぎわいのある拠点市街地の形成が必要であると示されているか否か※3	あり(複数箇所):4点 あり(1箇所):2点 なし:0点
	⑬ 関連事業	バリアフリー関連事業の計画の件数等	あり(複数):4点 あり(1件):2点 なし:0点

※1:「3-4 生活関連施設・生活関連経路の設定」に示す生活関連施設数で評価しています。

※2:「JR 線府中本町駅周辺地区」、「JR 線北府中駅周辺地区」、「京王線府中駅周辺地区」、「京王線東府中駅周辺地区」、「京王線中河原駅周辺地区」の5地区をいいます。

※3:拠点とは、府中市都市計画マスタープランに示す「中心拠点」、「地域拠点」、「日常生活拠点」、「広域医療拠点」、「文化スポーツ拠点」及び「にぎわい活力拠点」をいいます。

② 評価結果

各日常生活圏域で評価を行った結果、最も点数が高かったのは「中央福祉エリア」で38.8、次いで「片町福祉エリア」で35.8、「是政福祉エリア」で27.5、「住吉福祉エリア」で26.7の順となりました。

表 各日常生活圏域での評価結果

日常生活圏域	駅名	1. 利用者からみた視点							2. 施設分布からみた視点【配置要件】		3. 旅客施設設備からみた視点【課題要件】							4. 道路整備からみた視点【課題要件】							5. 上位関連計画の位置づけからみた視点【効果要件】							合計	順位		
		①総人口 人	評価点	高齢者人口 人	②高齢化率 %	評価点	③駅利用者数 人	評価点 小計	④施設数 軒	評価点 小計	ル⑤バリアフリー 評価点	ト⑥車椅子使用者用 評価点	⑦可動式ホーム柵 評価点	評価点 小計	⑧道路延長 km	評価点	未⑨特定道路区間延長 km	評価点	対⑩バリアフリー箇所 評価点	評価点 小計	重⑪旧基本構想候補 評価点	評価点	位⑫都市計画の 評価点	⑬関連事業 評価点	評価点 小計										
1.中央福祉エリア	北府中駅(JR)	45,433	4.0	9,563	21.0%	2.8	24,102	101,820	2.3	9.1	59	4.0	1ルート確保	2.0	オストメイトあり大型ベッドなし	2.0	内方線のみ	2.0	6.0	118.1	4.0	3.0	3.8	23	0.0	7.8	■京王線 府中駅周辺地区 ■JR線 北府中駅周辺地区	4.0	■中心拠点(府中駅・府中本町駅周辺) ■日常生活拠点(北府中駅周辺)	4.0	■旧基本構想における未完了事業の推進等 ■晴見町地区まちづくり誘導計画 ■天神町地区まちづくり誘導計画	4.0	12.0	38.8	1
	府中駅(京王電鉄)						75,924						全ルート確保		オストメイトあり大型ベッドあり		内方線のみ																		
	府中競馬正門前駅(京王電鉄)						1,794						全ルート確保		オストメイトあり大型ベッドあり		内方線のみ																		
2.白糸台福祉エリア	多磨霊園駅(京王電鉄)	30,322	2.7	6,201	20.5%	2.7	11,939	39,146	0.9	6.2	17	1.2	全ルート確保	0.0	オストメイトあり大型ベッドあり	0.0	内方線のみ	2.0	2.0	84.66	2.9	3.2	4.0	4	3.3	10.2		0.0	■地域拠点(多磨霊園駅周辺) ■日常生活拠点(白糸台・武蔵野台駅周辺)	4.0	なし	0.0	4.0	23.6	6
	武蔵野台駅(京王電鉄)						21,169						全ルート確保		オストメイトあり大型ベッドあり		内方線のみ																		
	白糸台駅(西武鉄道)						6,038						全ルート確保		オストメイトあり大型ベッドあり		内方線のみ																		
3.西府福祉エリア	西府駅(JR)	20,026	1.8	3,777	18.9%	2.5	18,184	0.4	4.7	13	0.9	全ルート確保	0.0	オストメイトあり大型ベッドなし	2.0	あり	0.0	2.0	85.99	2.9	1.2	1.5	0	4.0	8.4		0.0	■地域拠点(西府駅周辺)	2.0	■本宿町地区まちづくり誘導計画	2.0	4.0	19.9	7	
4.武蔵台福祉エリア	駅なし	13,968	1.2	3,931	28.1%	3.7	—	0.0	4.9	16	1.1	—	—	—	—	—	—	0.0	52.89	1.8	0.4	0.5	3	3.5	5.8		0.0	■広域医療拠点(多摩メディカル・キャンパス周辺)	2.0	■北山町・西原町地区まちづくり誘導計画	2.0	4.0	15.8	9	
5.新町福祉エリア	駅なし	25,225	2.2	6,652	26.4%	3.5	—	0.0	5.7	15	1.0	—	—	—	—	—	—	0.0	98.36	3.3	0.8	1.0	2	3.7	8.0		0.0	■にぎわい活力拠点(府中の森公園・府中基地跡地留保地周辺)	2.0	■新町・栄町地区まちづくり誘導計画	2.0	4.0	18.7	8	
6.住吉福祉エリア	中河原駅(京王電鉄)	26,907	2.4	6,400	23.8%	3.1	23,040	0.5	6.0	12	0.8	全ルート確保	0.0	オストメイトあり大型ベッドなし	2.0	内方線のみ	2.0	4.0	95.87	3.2	0.9	1.1	3	3.5	7.8	■京王線 中河原駅周辺地区	4.0	■地域拠点(中河原駅周辺) ■文化スポーツ拠点(郷土の森公園周辺)	4.0	なし	0.0	8.0	26.7	4	
7.是政福祉エリア	東府中駅(京王電鉄)	23,651	2.1	5,375	22.7%	3.0	19,309	28,669	0.6	5.7	15	1.0	全ルート確保	0.0	オストメイトあり大型ベッドあり	2.0	内方線のみ	2.0	4.0	107.5	3.6	0.9	1.1	0	4.0	8.8	■京王線 東府中駅周辺地区	4.0	■地域拠点(東府中駅周辺) ■日常生活拠点(是政駅周辺) ■文化スポーツ拠点(郷土の森公園周辺)	4.0	なし	0.0	8.0	27.5	3
	競艇場前駅(西武鉄道)						2,773						全ルート確保		オストメイトあり大型ベッドなし		内方線のみ																		
	是政駅(西武鉄道)						6,587						全ルート確保		オストメイトあり大型ベッドなし		内方線のみ																		
8.紅葉丘福祉エリア	多磨駅(西武鉄道)	23,203	2.0	5,004	21.6%	2.8	11,589	0.3	5.1	13	0.9	全ルート確保	0.0	オストメイトあり大型ベッドなし	2.0	内方線のみ	2.0	4.0	102.7	3.5	1.1	1.4	6	3.0	7.8		0.0	■地域拠点(多磨駅周辺)	2.0	■府中市計画道路事業3・4・16号 ■府中市計画道路事業3・4・11号 ■多磨駅西地区まちづくり誘導計画 ■浅間山周辺地区まちづくり誘導計画	4.0	6.0	23.8	5	
9.押立福祉エリア	駅なし	9,538	0.8	2,899	30.4%	4.0	—	0.0	4.8	6	0.4	—	—	—	—	—	—	0.0	47.28	1.6	0.1	0.1	0	4.0	5.7		0.0	なし	0.0	なし	0.0	0.0	11.0	10	
10.四谷福祉エリア	駅なし	13,160	1.2	2,738	20.8%	2.7	—	0.0	3.9	6	0.4	—	—	—	—	—	—	0.0	59.27	2.0	0.3	0.4	0	4.0	6.4		0.0	なし	0.0	なし	0.0	0.0	10.7	11	
11.片町福祉エリア	府中本町駅(JR)	28,645	2.5	6,025	21.0%	2.8	28,108	178,416	4.0	9.3	26	1.8	全ルート確保	0.0	オストメイトあり大型ベッドなし	2.0	あり(南武線のみ)	2.0	4.0	90.37	3.1	2.5	3.1	8	2.6	8.8	■JR線 府中本町駅周辺地区	4.0	■中心拠点(府中駅・府中本町駅周辺) ■地域拠点(分倍河原駅周辺)	4.0	■旧基本構想の未完了事業の推進等 ■分倍河原駅周辺地区まちづくり基本計画	4.0	12.0	35.8	2
	分倍河原駅(JR)						70,012						全ルート確保		オストメイトあり大型ベッドなし		あり																		
	分倍河原駅(京王電鉄)						80,296						全ルート確保		オストメイトあり大型ベッドなし		内方線のみ																		

③ 重点整備地区の設定

地区設定に係る要件及び評価結果を踏まえ、以下の考え方より、重点整備地区を設定します。

要件１ 鉄道駅周辺であること。

重点整備地区は、バリアフリー化事業の実現性に留意して設定することが重要です。国の基本方針では、「連続的な移動に係る移動等円滑化の確保の重要性に鑑み、特定旅客施設(鉄道駅等)を含む重点整備地区を設定することが引き続き特に求められること」と示されていることから、鉄道駅を中心とした範囲を重点整備地区に設定します。

要件２ 評価点が高い日常生活圏域内に位置していること。

評価結果より、評価点数の上位４つのエリア（中央福祉エリア、片町福祉エリア、是政福祉エリア及び住吉福祉エリア）の中から、バリアフリー化事業が重点的・一体的に実施されることが見込まれる鉄道駅周辺を重点整備地区に設定します。

要件３ 上位関連計画における位置付けがあること。

府中駅、府中本町駅、北府中駅、東府中駅及び中河原駅は、旧基本構想の重点整備地区候補（府中駅、府中本町駅は旧基本構想における重点整備地区）であり、これらの駅と分倍河原駅は、駅利用者数が他の鉄道駅より多い（10,000人/日以上）状況です。

さらに、府中駅、府中本町駅、分倍河原駅、東府中駅、中河原駅に関しては、府中市都市計画マスタープランで「中心拠点」又は「地域拠点」に位置付けられており、バリアフリー化事業を実施することが、総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切であると言えます。

重点整備地区の設定

府中駅、府中本町駅、北府中駅、分倍河原駅、東府中駅、中河原駅周辺において、生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区（鉄道駅を中心とした500m圏域内を目安）を重点整備地区に設定します。

表 重点整備地区の設定

 ：重点整備地区

日常生活圏域	鉄道駅	駅利用者数 (人/日)	旧基本構想 の重点整備 地区候補	府中市都市計画 マスタープランの 位置付け
中央福祉エリア	北府中駅(JR武蔵野線)	24,102	○	日常生活拠点
	府中駅(京王線)	75,924	○	中心拠点
	府中競馬正門前駅(京王競馬場線)	1,794	—	—
片町福祉エリア	府中本町駅(JR武蔵野線・南武線)	28,108	○	中心拠点
	分倍河原駅(JR南武線)	70,012	—	地域拠点
	分倍河原駅(京王線)	80,296	—	地域拠点
是政福祉エリア	東府中駅(京王線・競馬場線)	19,309	○	地域拠点
	競艇場前駅(西武多摩川線)	2,773	—	—
	是政駅(西武多摩川線)	6,587	—	日常生活拠点
住吉福祉エリア	中河原駅(京王線)	23,040	○	地域拠点

3-4 生活関連施設・生活関連経路の設定

(1) 生活関連施設の設定

① 生活関連施設の定義

生活関連施設は、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。」（バリアフリー法第2条第23号イ）と規定されています。

また、国の基本方針では、生活関連施設に該当する施設を「相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である」としています。

② 生活関連施設の設定方針

高齢者、障害者等をはじめとする不特定多数の多様な利用者が日常生活又は社会生活において利用する施設であることを前提とし、以下の設定方針及び次ページに示す選定基準に基づき、多くの市民の利用が想定される公共性の高い施設のほか、医療施設、宿泊施設、大規模店舗、路外駐車場のうち一定の規模以上の施設を生活関連施設に設定します。

なお、旧基本構想の「公共公益的施設」のうち現在も利用されている施設は、生活関連施設に読み替えることが望ましく、設定方針に含まれるようにします。

表 生活関連施設の設定方針

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 市内の鉄道駅及び文化センター② ①を中心とした500m圏域内、又は生活関連経路沿いに立地する施設のうち、不特定多数の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設※¹③ 旧基本構想の公共公益的施設④ 協議会や市民意見等で位置付けが必要とされた施設 |
|---|

※1：不特定多数の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設は、次ページに示す選定基準で抽出された施設をいいます。

表 生活関連施設の選定基準

分類	抽出施設
旅客施設	鉄道駅
文化・コミュニティ	文化センター、市民会館、コミュニティ施設、劇場・博物館・歴史館・展示館・美術館、男女共同参画センター
庁舎・出張所	市役所(各庁舎)、中央防災センター
子育て	子ども家庭支援センター、地域子育て支援センター、子育て世代包括支援センター
福祉	保健センター、地域生活支援センター、心身障害者福祉センター、地域包括支援センター、ふれあい会館、介護予防推進センター、児童発達支援センター
教育	生涯学習センター、中央図書館・地域図書館、教育センター
スポーツ	市民陸上競技場、市民球場、体育館、プール(市民総合プール)
その他公共施設	国・都などの施設
娯楽施設	競馬場、ボートレース場、アミューズメント施設
郵便局	郵便局
医療施設	病床数100床以上の病院
宿泊施設	客室数50部屋以上
大規模店舗	店舗の用に供する床面積が1,000㎡以上
観光施設	主要観光施設
路外駐車場	駐車のに供する面積が500㎡以上
公園・緑地	都市計画公園のうち、近隣公園、総合公園、運動公園、特殊公園、広域公園※1

※1：市の都市計画公園の種類には、街区公園、近隣公園、総合公園、運動公園、特殊公園、広域公園があります。

(2) 生活関連経路の設定

① 生活関連経路の定義

生活関連経路は、「生活関連施設相互間の経路をいう。」（バリアフリー法第2条第23号ロ）と規定されています。

② 生活関連経路の設定方針

生活関連経路の設定に当たっては、生活関連施設相互間の経路として、安全性の高い経路（歩道を有する経路等）や利用頻度の高い経路を優先的に設定します。

また、日常生活圏域間や圏域内の歩行者ネットワークの連続性に留意し、エリア間を結び、府中市都市計画マスタープランで示す「広域連携軸」や「都市連携軸」を広域的なアクセス利用※¹、生活関連施設までの経路を地域的なアクセス利用として、生活関連経路を段階的に設定します。

さらに、旧基本構想の特定経路・準特定経路や特定道路の指定状況、隣接市の生活関連経路との連続性等に留意した経路を設定することで、バリアフリー整備の促進を目指します。

※¹：日常生活圏域間を徒歩で移動する人は、広域連携軸や都市連携軸での移動が基本となるため、日常生活圏域間を結ぶ広域的なアクセス経路を考慮しています。

表 生活関連経路の設定方針

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 生活関連施設相互間を結ぶ経路② 日常生活圏域間を結ぶ広域連携軸・都市連携軸（府中市都市計画マスタープラン）③ 関連計画※²において整備優先路線等に指定されている経路④ 生活関連経路を補完する経路（①～③で設定した経路の歩行者ネットワークを確保）⑤ 協議会や市民意見等で位置付けが必要とされた経路 |
|--|

※²：東京都道路バリアフリー推進計画、国がバリアフリー法に基づき指定する特定道路、隣接する他市の生活関連経路等を考慮しています。

3-5 移動等円滑化促進地区図

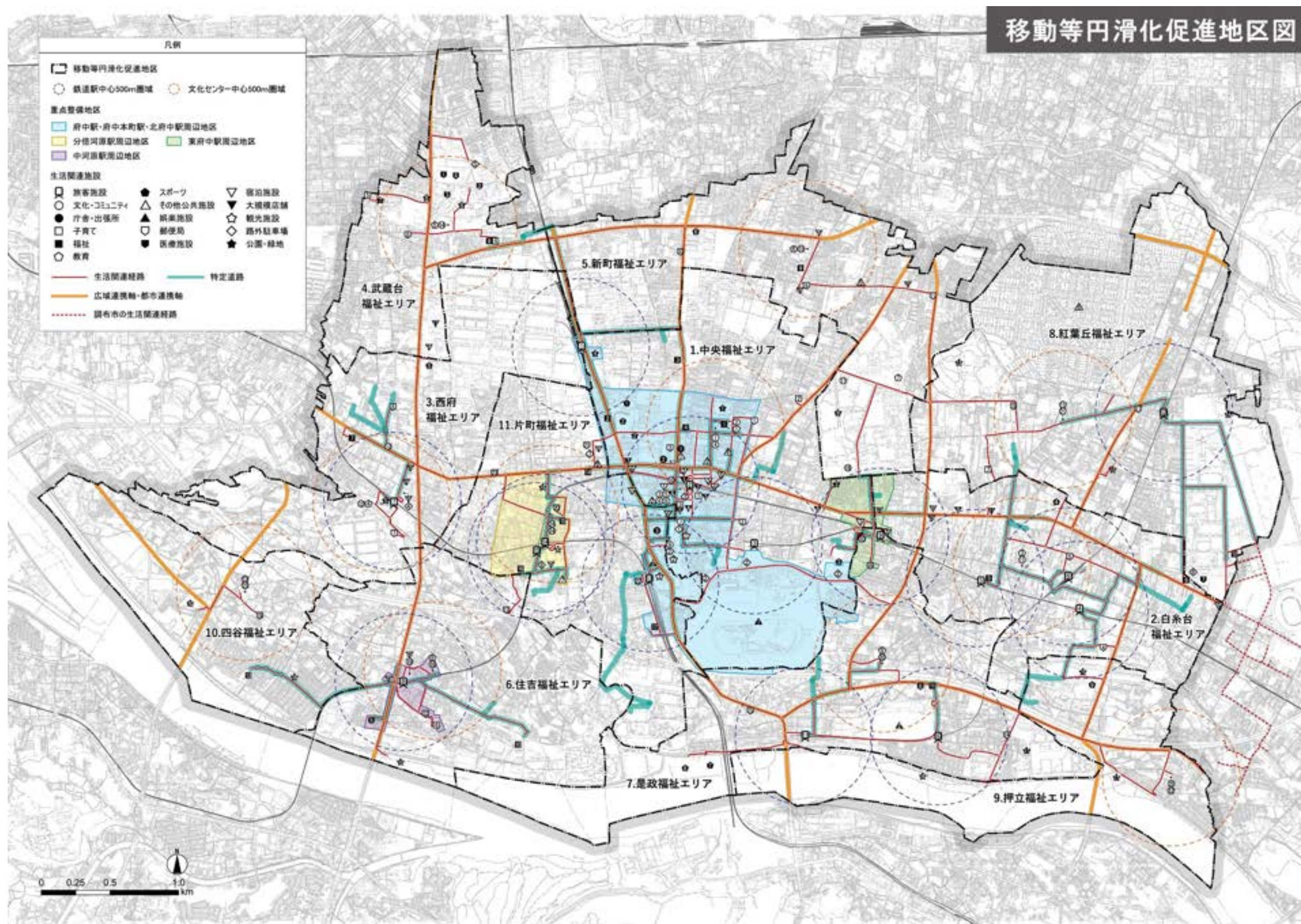


図 促進地区図

3-6 重点整備地区図

(1) 府中駅・府中本町駅・北府中駅周辺重点整備地区図



図 府中駅・府中本町駅・北府中駅周辺重点整備地区図

※生活関連施設・生活関連経路に付した番号は、第5章で設定する特定事業等の番号に対応しています。

(2) 分倍河原駅周辺重点整備地区図

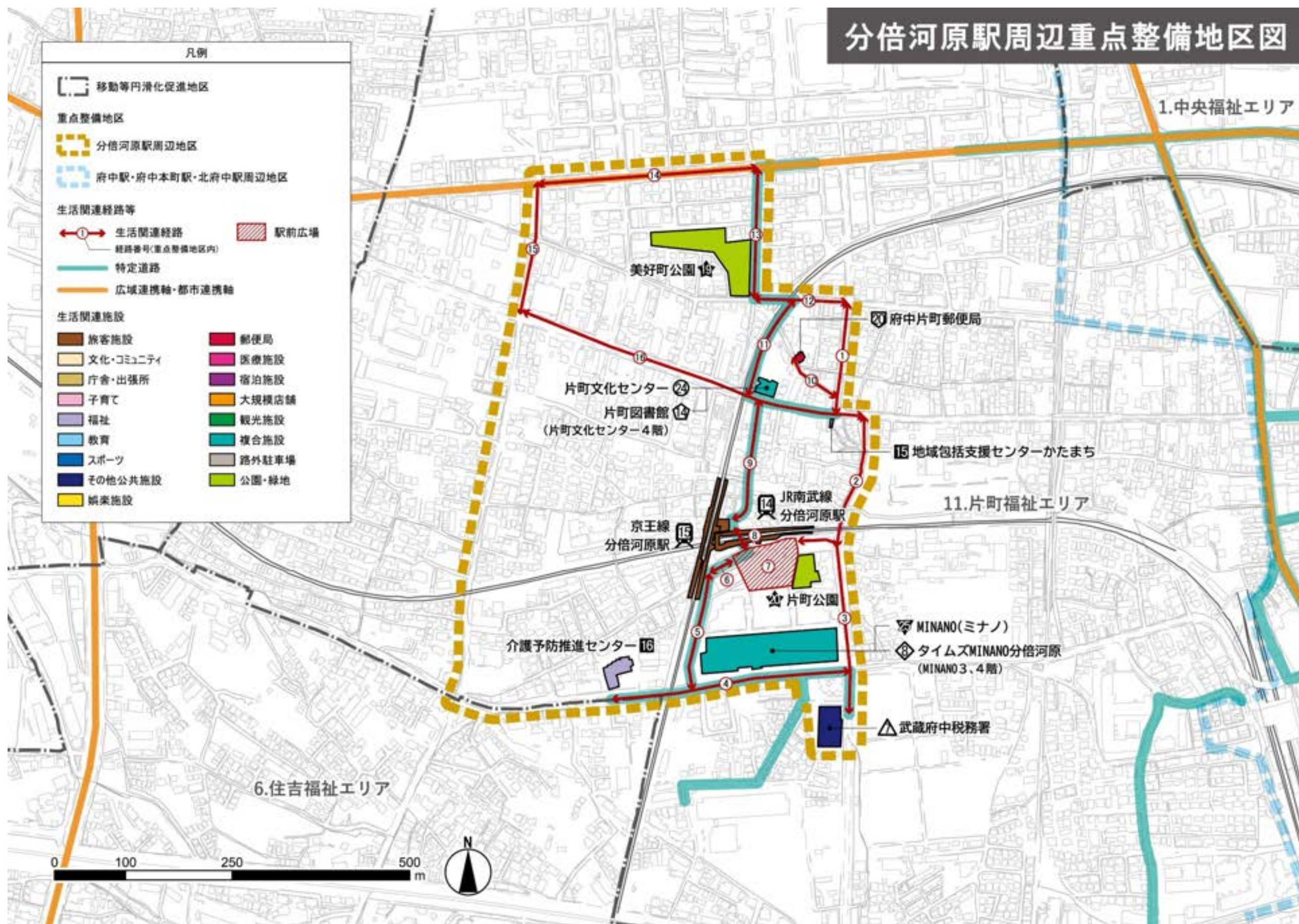


図 分倍河原駅周辺重点整備地区図

(3) 東府中駅周辺重点整備地区図

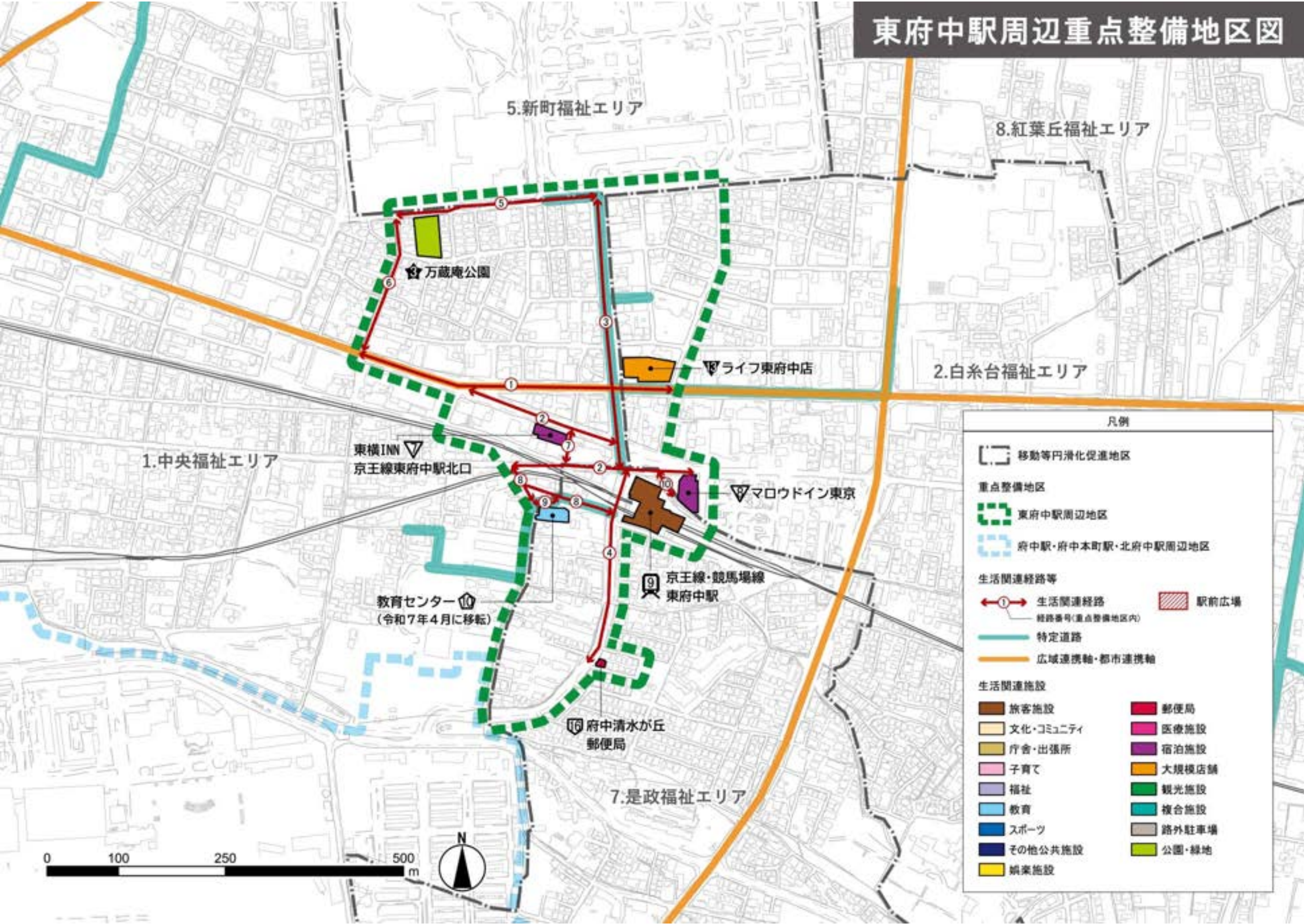


図 東府中駅周辺重点整備地区図

(4) 中河原駅周辺重点整備地区図

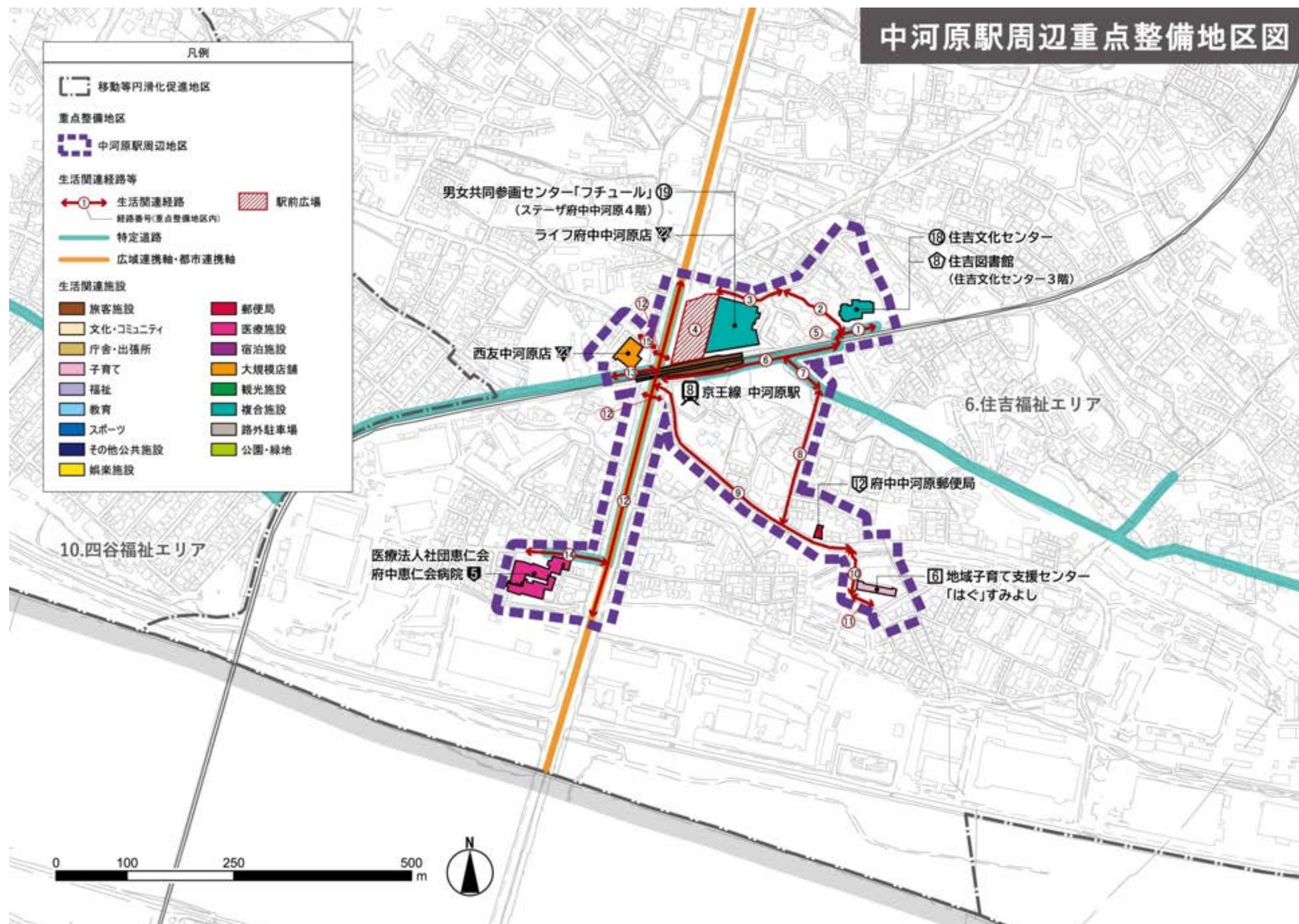


図 中河原駅周辺重点整備地区図

3-7 生活関連施設一覧表

表 生活関連施設一覧表①

図示 番号	エリア別 番号	施設名称	図示 番号	エリア別 番号	施設名称	図示 番号	エリア別 番号	施設名称	図示 番号	エリア別 番号	施設名称
旅客施設			文化・コミュニティ			子育て			教育		
①	中-1	JR武蔵野線 北府中駅	⑬	西-2	国史跡武蔵府中熊野神社古墳展示館	7	紅-1	地域子育て支援センター 「はぐ」ひがし	⑩	是-2	教育センター(令和7年4月に移転)
②	中-2	京王線 府中駅	⑭	武-1	武蔵台文化センター				⑪	紅-1	紅葉丘図書館(紅葉丘文化センター3階)
③	中-3	京王競馬場線 府中競馬正門前駅	⑮	新-1	新町文化センター	福祉			⑫	押-1	押立図書館(押立文化センター2階)
④	白-1	京王線 武蔵野台駅	⑯	新-2	府中の森芸術劇場	1	中-1	保健センター	⑬	四-1	四谷図書館(四谷文化センター2階)
⑤	白-2	京王線 多磨霊園駅	⑰	新-3	府中市美術館	2	中-2	地域生活支援センターあけぼの	⑭	片-1	片町図書館(片町文化センター4階)
⑥	白-3	西武多摩川線 白糸台駅	⑱	住-1	住吉文化センター	3	中-3	地域包括支援センター安立園	スポーツ		
⑦	西-1	JR南武線 西府駅	⑲	住-2	男女共同参画センター「フチュール」 (ステータ府中中河原4階)	4	中-4	ふれあい会館	①	中-1	市民陸上競技場
⑧	住-1	京王線 中河原駅				5	白-1	地域生活支援センターふらっと	②	中-2	市民球場
⑨	是-1	京王線・競馬場線 東府中駅	⑳	是-1	是政文化センター	6	白-2	地域包括支援センター白糸台	③	中-3	日吉体育館
⑩	是-2	西武多摩川線 競艇場前駅	㉑	紅-1	紅葉丘文化センター	7	西-1	地域包括支援センターにしふ	④	白-1	白糸台体育館
⑪	是-3	西武多摩川線 是政駅	㉒	押-1	押立文化センター	8	武-1	地域包括支援センター泉苑	⑤	西-1	本宿体育館
⑫	紅-1	西武多摩川線 多磨駅	㉓	四-1	四谷文化センター	9	新-1	地域包括支援センターしんまち	⑥	新-1	栄町体育館
⑬	片-1	JR南武線・武蔵野線 府中本町駅	㉔	片-1	片町文化センター	10	住-1	心身障害者福祉センター「きずな」	7	是-1	郷土の森第二野球場 (府中市民第二野球場)
⑭	片-2	JR南武線 分倍河原駅	庁舎・出張所			11	是-1	地域包括支援センターこれまさ			
⑮	片-3	京王線 分倍河原駅	①	中-1	府中駅北第2庁舎	12	紅-1	地域包括支援センターあさひ苑	8	是-2	郷土の森サッカー場 (府中市民サッカー場)
文化・コミュニティ			②	中-2	中央防災センター	13	四-1	地域包括支援センターよつや苑			
①	中-1	中央文化センター	③	片-1	府中市役所「おもや」	14	片-1	地域生活支援センタープラザ	9	押-1	押立体育館
②	中-2	ルミエール府中(市民会館)	子育て			15	片-2	地域包括支援センターかたまち	⑩	四-1	四谷体育館
③	中-3	市民活動センター「ブラッツ」 (ル・シーニュ5、6階)	①	中-1	子ども家庭支援センター「たち」 (くるる3階)	16	片-3	介護予防推進センター	その他公共施設		
④	中-4	振興会館(中央文化センター5階)	②	中-2	地域子育て支援センター 「はぐ」さんぼんぎ	17	片-4	子ども発達支援センター「はばたき」	△	中-1	多摩交流センター (府中駅北第2庁舎6階)
⑤	中-5	市政情報センター(ル・シーニュ5階)				教育					
⑥	中-6	消費生活センター(ル・シーニュ6階)	③	中-3	子育て世代包括支援センター 「みらい」(フォーリス3階)	①	中-1	中央図書館(ルミエール府中3～5階)	△	中-2	東京都府中合同庁舎
⑦	中-7	観光情報センター				②	中-2	宮町図書館(ふるさと府中歴史館2階)	③	白-1	白糸台図書館(白糸台文化センター3階)
⑧	中-8	府中の森芸術劇場分館 (ル・シーニュ地下2階)	④	武-1	子ども家庭支援センター 「しらとり」	④	西-1	西府図書館(西府文化センター3階)	△	新-1	東京法務局府中支局
⑨	中-9	ふるさと府中歴史館	⑤	武-2	地域子育て支援センター 「はぐ」きたやま	⑤	武-1	武蔵台図書館(武蔵台文化センター3階)	△	紅-1	多磨霊園
⑩	中-10	旧府中グリーンプラザ分館				⑥	新-1	新町図書館(新町文化センター3階)	△	片-1	武蔵府中税務署
⑪	白-1	白糸台文化センター	⑥	住-1	地域子育て支援センター 「はぐ」すみよし	⑦	新-2	生涯学習センター	△	片-2	府中公共職業安定所(ハローワーク)
⑫	西-1	西府文化センター				⑧	住-1	住吉図書館(住吉文化センター3階)			
						⑨	是-1	是政図書館(是政文化センター3階)			

表 生活関連施設一覧表②

図示 番号	エリア別 番号	施設名称	図示 番号	エリア別 番号	施設名称	図示 番号	エリア別 番号	施設名称	図示 番号	エリア別 番号	施設名称
▲ 娯楽施設			■ 医療施設			▼ 大規模店舗			◇ 路外駐車場		
▲1	中-1	東京競馬場	■3	武-3	東京都立神経病院	▼10	白-2	サミットストア府中若松店	◇8	片-2	タイムズMINANO分倍河原 (MINANO3、4階)
▲2	是-1	ボートレース多摩川	■4	武-4	東京都立多摩総合医療センター	▼11	白-3	ゴルフ5府中店			
▲3	片-1	ラウンドワン 府中本町駅前店	■5	住-1	医療法人社団恵仁会 府中恵仁会病院	▼12	白-4	サンドラッグ東府中店	★ 公園・緑地		
■ 郵便局		▼13				白-5	ライフ東府中店	★1	中-1	府中公園	
①	中-1	府中三郵便局	■6	是-1	医療法人社団共済会 共済会櫻井病院	▼14	西-1	サイクルオリンピック府中	★2	中-2	寿中央公園
②	中-2	府中八幡宿郵便局				▼15	西-2	おうちDEPO府中店	★3	中-3	万蔵庵公園
③	中-3	武蔵府中郵便局	■7	紅-1	公益財団法人 榊原記念財団附属 榊原記念病院	▼16	西-3	オーケー西府店	★4	中-4	北府中公園
④	白-1	府中車返団地内郵便局				▼17	武-1	フレスポ府中	★5	西-1	御岳塚公園
⑤	白-2	府中白糸台郵便局	▽ 宿泊施設			▼18	武-2	府中ショッピングスクエア	★6	武-1	見返り坂公園(北山町第三公園)
⑥	西-1	府中西府町郵便局	▽1	中-1	府中アーバンホテル別館	▼19	新-1	ウエルシア府中天神店	★7	武-2	せせらぎ公園
⑦	西-2	府中目新郵便局	▽2	中-2	ホテルケヤキゲート東京府中	▼20	新-2	スーパーバリュー府中新町店	★8	武-3	武蔵台公園(武蔵台緑地)
⑧	武-1	府中北山郵便局	▽3	中-3	ホテルコンチネンタル府中	▼21	新-3	いなげや府中浅間町店	★9	新-1	府中の森公園
⑨	新-1	府中学園通郵便局	▽4	中-4	ビジネスホテルシティテル府中	▼22	住-1	ライフ府中中河原店	★10	住-1	多摩川緑地(住吉地区)
⑩	新-2	府中栄町郵便局	▽5	中-5	府中アーバンホテル	▼23	住-2	西友中河原店	★11	是-1	小柳公園
⑪	新-3	府中浅間郵便局	▽6	中-6	ビジネスホテルサンライト本館	▼24	片-1	ケーズデンキ府中本店	★12	紅-1	紅葉丘第二公園
⑫	住-1	府中中河原郵便局	▽7	中-7	東横INN京王線東府中駅北口	▼25	片-2	MINANO(ミナノ)	★13	紅-2	浅間山公園
⑬	住-2	府中分梅郵便局	▽8	白-1	マロウドイン東京	☆ 観光施設			★14	紅-3	武蔵野の森公園
⑭	是-1	府中小柳町郵便局	▽9	白-2	ホテル武蔵野の森(調布・府中)	☆1	中-1	国史跡武蔵国府跡(国衙地区)	★15	押-1	押立公園
⑮	是-2	府中是政郵便局	▽10	片-1	HOTEL松本屋1725	☆2	中-2	大國魂神社	★16	押-2	多摩川緑地(是政・小柳町地区)
⑯	是-3	府中清水が丘郵便局	▽11	片-2	ホテルリブマックスBUDGET府中	☆3	片-1	国史跡武蔵国府跡(国司館地区)	★17	押-3	多摩川緑地(押立地区)
⑰	紅-1	府中紅葉丘郵便局	▼ 大規模店舗			◇ 路外駐車場			★18	四-1	四谷第五公園
⑱	紅-2	府中若松町郵便局	▼1	中-1	ぷらりと京王府中(西館)	◇1	中-1	タイムズ大國魂神社駐車場	★19	片-1	美好町公園
⑲	四-1	府中四谷郵便局	▼2	中-2	ぷらりと京王府中(東館)	◇2	中-2	日本中央競馬会東京競馬場 有料駐車場	重点整備地区内の生活関連施設	府中駅・府中本町駅・北府中駅周辺地区	
⑳	片-1	府中片町郵便局	▼3	中-3	くるる						
㉑	片-2	府中目新郵便局	▼4	中-4	ミッテン府中	◇3	中-3	府中駅南口市営駐車場(ル・シーニュ、 ミッテン府中・フォーリス地下)			分倍河原駅周辺地区
㉒	片-3	府中本町二郵便局	▼5	中-5	専門店街フォーリス						
㉓	片-4	府中美好郵便局	▼6	中-6	ドン・キホーテ府中店	◇4	西-1	オーケー西府店駐車場(3、4階)	東府中駅周辺地区		
■ 医療施設			▼7	中-7	コープ府中寿町店	◇5	武-1	都立多摩総合医療センター駐車場		中河原駅周辺地区	
①	武-1	東京都立小児総合医療センター	▼8	中-8	武蔵府中 LE SIGNE [ル・シーニュ]	◇6	紅-1	タイムズ榊原記念病院第1・第2			
②	武-2	東京都立府中療育センター	▼9	白-1	ニトリ府中店	◇7	片-1	Jタワー駐車場			

重点整備地区内の生活関連施設

府中駅・府中本町駅・北府中駅周辺地区

分倍河原駅周辺地区

東府中駅周辺地区

中河原駅周辺地区

第4章 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進

4-1 日常生活圏域別のバリアフリー方針

日常生活圏域におけるバリアフリー化のボトムアップを図り、市民生活の水準向上を目指すため、日常生活圏域別にバリアフリー化の促進に向けた方針を設定します。

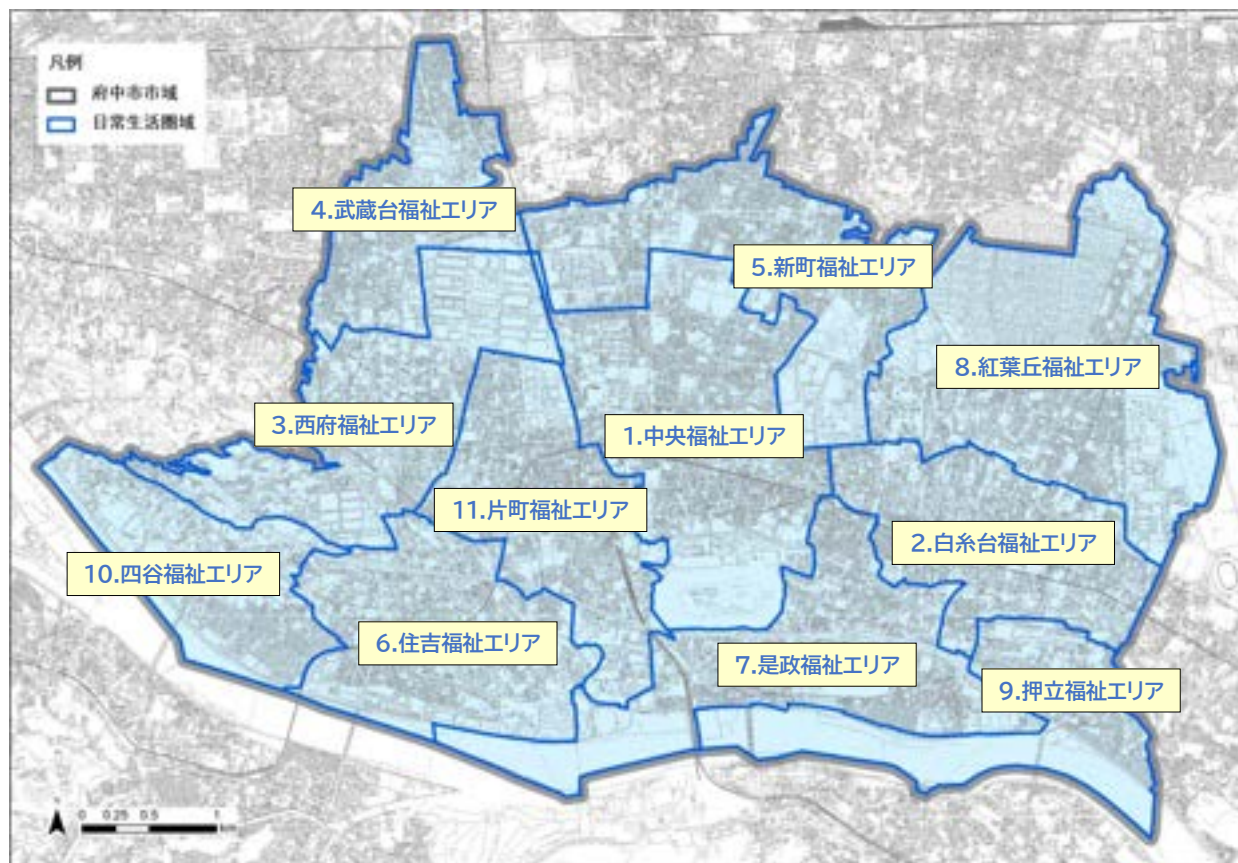


図 促進地区及び日常生活圏域

(1) 中央福祉エリア

<地区の概要>

面積	約 3.65 km ² (3,649,370 m ²)	
旅客施設乗降客数 (令和 4 年度時点)	北府中駅(JR 武蔵野線)	24,102 人
	府中駅(京王線)	75,924 人
	府中競馬正門前駅(京王競馬場線)	1,794 人
生活関連施設数	59 施設	

旅客施設乗降客数(JR:1 日平均乗車人員の2倍・京王線:1 日平均乗降人員)

<現況の評価と課題>

現況の評価	府中駅周辺で、バリアフリー化が進んでいます。
課題1	府中駅周辺では、旧基本構想の状況を踏まえ、引き続き、面的・一体的なバリアフリー化が必要です。
課題2	北府中駅周辺では、府中街道の東西の移動など周辺道路の状況を踏まえた、面的・一体的なバリアフリー化が必要です。
課題3	府中公園通り等の道路で、一部歩道幅員が狭い、舗装面に凸凹や段差があるなど、生活関連経路の更なるバリアフリー化が必要です。

<中央福祉エリア バリアフリー化方針>

- 方針 1 : 府中駅周辺における面的・一体的なバリアフリー化を促進します。
 方針 2 : 北府中駅周辺における面的・一体的なバリアフリー化を促進します。
 方針 3 : 生活関連経路における歩行環境の安全性・利便性の向上を促進します。



府中駅



中央文化センター

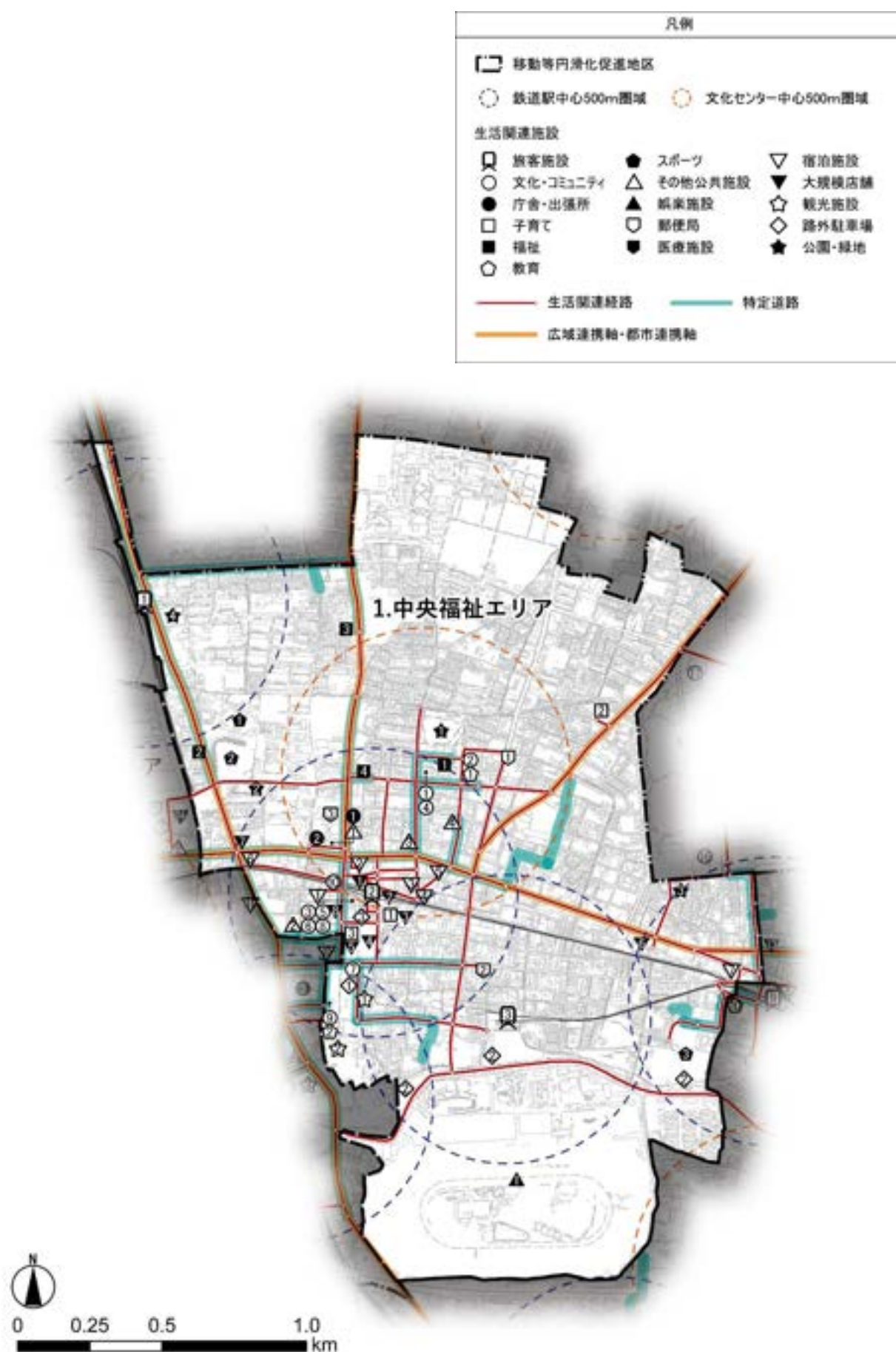


図 エリア全体図（中央福祉エリア）

(2) 白糸台福祉エリア

<地区の概要>

面積	約 2.34 km ² (2,336,700 m ²)	
旅客施設乗降客数 (令和 4 年度時点)	多磨霊園駅(京王線)	11,939人
	武蔵野台駅(京王線)	21,169人
	白糸台駅(西武多摩川線)	6,038人
生活関連施設数	17 施設	

旅客施設乗降客数(1 日平均乗降人員)

<現況の評価と課題>

現況の評価	多磨霊園駅及び武蔵野台駅で、バリアフリー化が進んでいます。
課題1	武蔵野台駅及び白糸台駅周辺等の道路で、一部歩道幅員が狭い、舗装面に凸凹や段差があるなど、生活関連経路の更なるバリアフリー化が必要です。

<白糸台福祉エリア バリアフリー化方針>

方針 1 : 生活関連経路における歩行環境の安全性・利便性の向上を促進します。



白糸台文化センター

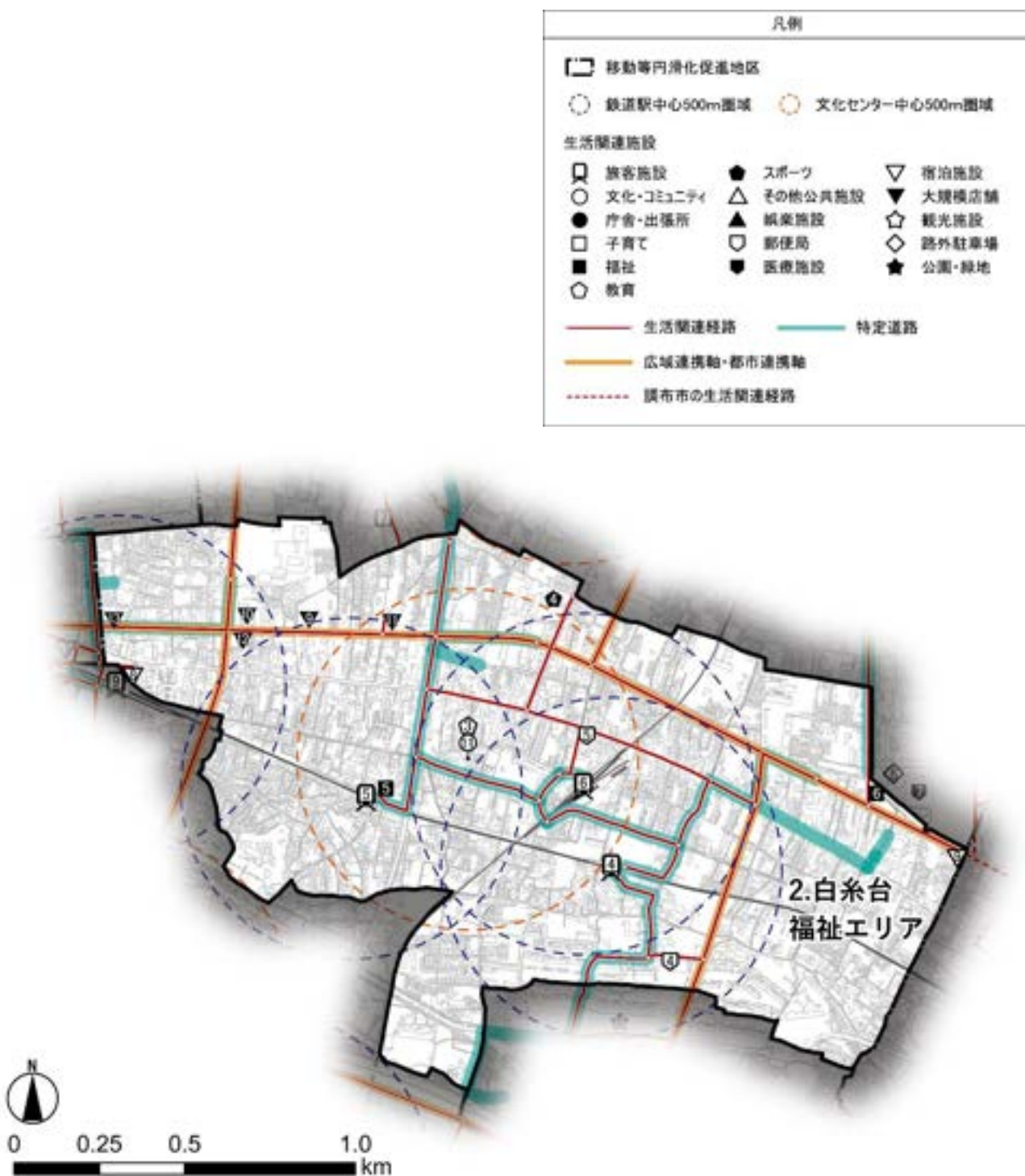


図 エリア全体図（白糸台福祉エリア）

(3) 西府福祉エリア

<地区の概要>

面積	約 2.78 km ² (2,782,710 m ²)	
旅客施設乗降客数 (令和 4 年度時点)	西府駅(JR 南武線)	18,184人
生活関連施設数	13 施設	

旅客施設乗降客数(1 日平均乗車人員の2倍)

<現況の評価と課題>

現況の評価	西府駅や大規模店舗及び周辺道路で、バリアフリー化が進んでいます。
課題1	七小通り等の道路で、一部歩道幅員が狭い、舗装面に凸凹や段差があるなど、生活関連経路の更なるバリアフリー化が必要です。

<西府福祉エリア バリアフリー化方針>

方針 1 : 生活関連経路における歩行環境の安全性・利便性の向上を促進します。



西府文化センター



図 エリア全体図（西府福祉エリア）

(4) 武蔵台福祉エリア

<地区の概要>

面積	約 1.67 km ² (1,674,010 m ²)
旅客施設乗降客数 (令和 4 年度時点)	鉄道駅なし
生活関連施設数	16 施設

<現況の評価と課題>

現況の評価	武蔵台文化センター等の公共施設や商業施設、新府中街道で、バリアフリー化が進んでいます。
課題 1	武蔵台通り等の道路で、視覚障害者誘導用ブロック等が設置されていない箇所があるなど、生活関連経路の更なるバリアフリー化が必要です。
課題 2	公園施設において、トイレのバリアフリー化が必要です。

<武蔵台福祉エリア バリアフリー化方針>

方針 1 : 生活関連経路における歩行環境の安全性・利便性の向上を促進します。

方針 2 : 公園施設における更なるバリアフリー化を促進します。



武蔵台文化センター



図 エリア全体図（武蔵台福祉エリア）

(5) 新町福祉エリア

<地区の概要>

面積	約 2.90 km ² (2,897,540 m ²)
旅客施設乗降客数 (令和 4 年度時点)	鉄道駅なし
生活関連施設数	15 施設

<現況の評価と課題>

現況の評価	府中の森公園や東八道路で、バリアフリー化が進んでいます。
課題 1	学園通り等の道路で、一部歩道幅員が狭い、舗装面に凸凹や段差があるなど、生活関連経路の更なるバリアフリー化が必要です。

<新町福祉エリア バリアフリー化方針>

方針 1 : 生活関連経路における歩行環境の安全性・利便性の向上を促進します。



新町文化センター

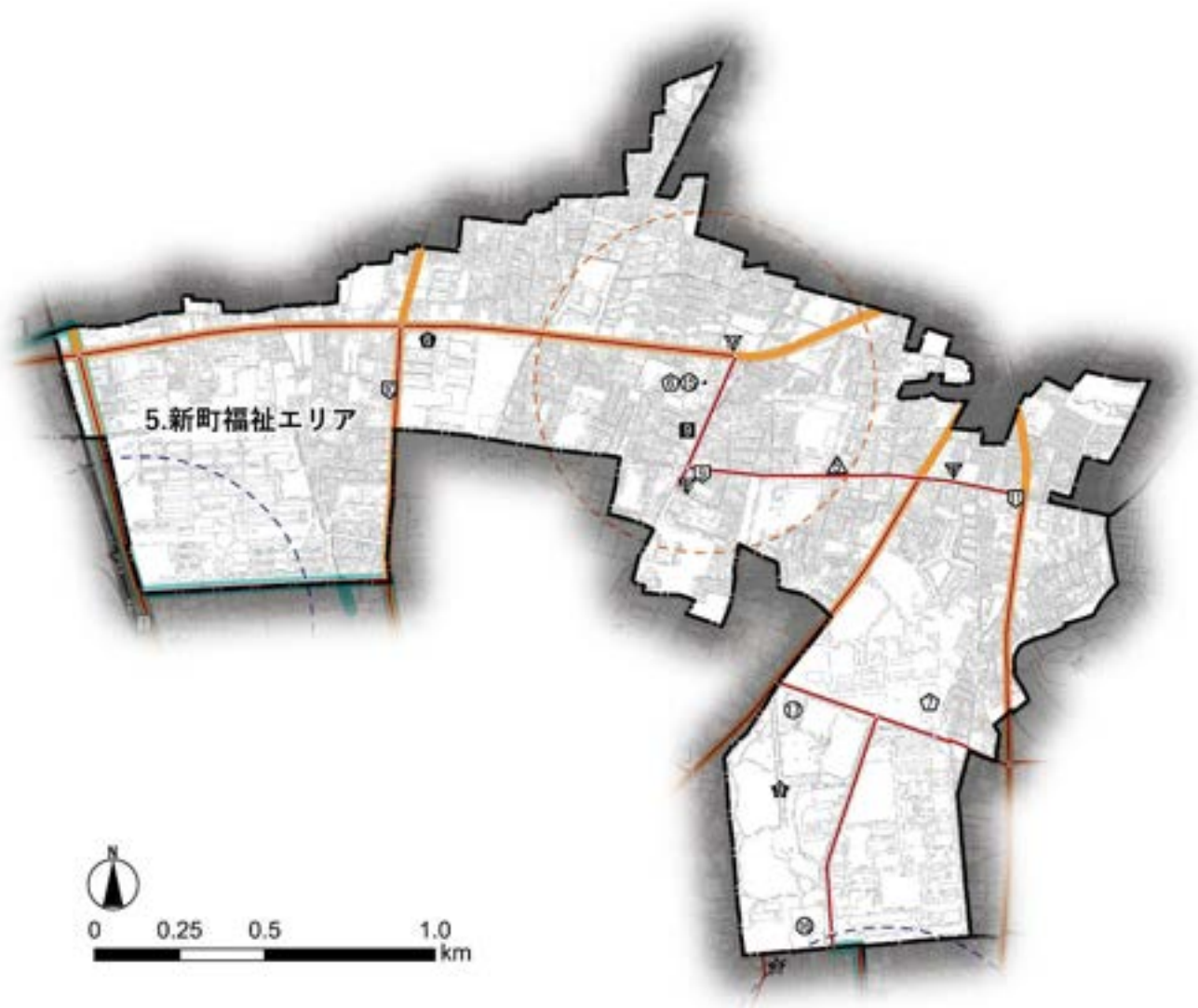


図 エリア全体図（新町福祉エリア）

(6) 住吉福祉エリア

<地区の概要>

面積	約 2.62 km ² (2,622,980 m ²)	
旅客施設乗降客数 (令和 4 年度時点)	中河原駅(京王線)	23,040人
生活関連施設数	12 施設	

旅客施設乗降客数(1 日平均乗降人員)

<現況の評価と課題>

現況の評価	中河原駅や大規模店舗で、バリアフリー化が進んでいます。
課題1	中河原駅周辺では、鎌倉街道の東西の移動など周辺道路の状況を踏まえた、面的・一体的なバリアフリー化が必要です。
課題2	下河原通り等の道路で、一部歩道幅員が狭い、舗装面に凸凹や段差があるなど、生活関連経路の更なるバリアフリー化が必要です。

<住吉福祉エリア バリアフリー化方針>

- 方針 1 : 中河原駅周辺における面的・一体的なバリアフリー化を促進します。
 方針 2 : 生活関連経路における歩行環境の安全性・利便性の向上を促進します。



中河原駅



住吉文化センター



図 エリア全体図（住吉福祉エリア）

(7) 是政福祉エリア

<地区の概要>

面積	約 3.04 km ² (3,043,450 m ²)	
旅客施設乗降客数 (令和 4 年度時点)	東府中駅(京王線・競馬場線)	19,309人
	競艇場前駅(西武多摩川線)	2,773人
	是政駅(西武多摩川線)	6,587人
生活関連施設数	15 施設	

旅客施設乗降客数(1 日平均乗降人員)

<現況の評価と課題>

現況の評価	東府中駅、是政駅及び競艇場前駅で、バリアフリー化が進んでいます。
課題1	東府中駅周辺では、踏切が多いなど周辺道路の状況を踏まえた、面的・一体的なバリアフリー化が必要です。
課題2	競艇場通り等の道路で、一部歩道幅員が狭い、舗装面に凸凹や段差があるなど、生活関連経路の更なるバリアフリー化が必要です。

<是政福祉エリア バリアフリー化方針>

- 方針 1 : 東府中駅周辺における面的・一体的なバリアフリー化を促進します。
 方針 2 : 生活関連経路における歩行環境の安全性・利便性の向上を促進します。



東府中駅



是政文化センター



図 エリア全体図（是政福祉エリア）

(8) 紅葉丘福祉エリア

<地区の概要>

面積	約 4.11 km ² (4,113,820 m ²)	
旅客施設乗降客数 (令和 4 年度時点)	多磨駅(西武多摩川線)	11,589人
生活関連施設数	13 施設	

旅客施設乗降客数(1 日平均乗降人員)

<現況の評価と課題>

現況の評価	多磨駅で、バリアフリー化が進んでいます。
課題1	紅葉丘文化センター周辺等の道路で、一部歩道幅員が狭い、舗装面に凸凹や段差があるなど、生活関連経路の更なるバリアフリー化が必要です。

<紅葉丘福祉エリア バリアフリー化方針>

方針 1 : 生活関連経路における歩行環境の安全性・利便性の向上を促進します。



紅葉丘文化センター



図 エリア全体図（紅葉丘福祉エリア）

(9) 押立福祉エリア

<地区の概要>

面積	約 1.94 km ² (1,939,980 m ²)
旅客施設乗降客数 (令和 4 年度時点)	鉄道駅なし
生活関連施設数	6 施設

<現況の評価と課題>

現況の評価	押立文化センターや公園、中央道側道で、バリアフリー化が進んでいます。
課題 1	押立通り等の道路で、一部歩道幅員が狭い、舗装面に凸凹や段差があるなど、生活関連経路の更なるバリアフリー化が必要です。

<押立福祉エリア バリアフリー化方針>

方針 1 : 生活関連経路における歩行環境の安全性・利便性の向上を促進します。



押立文化センター

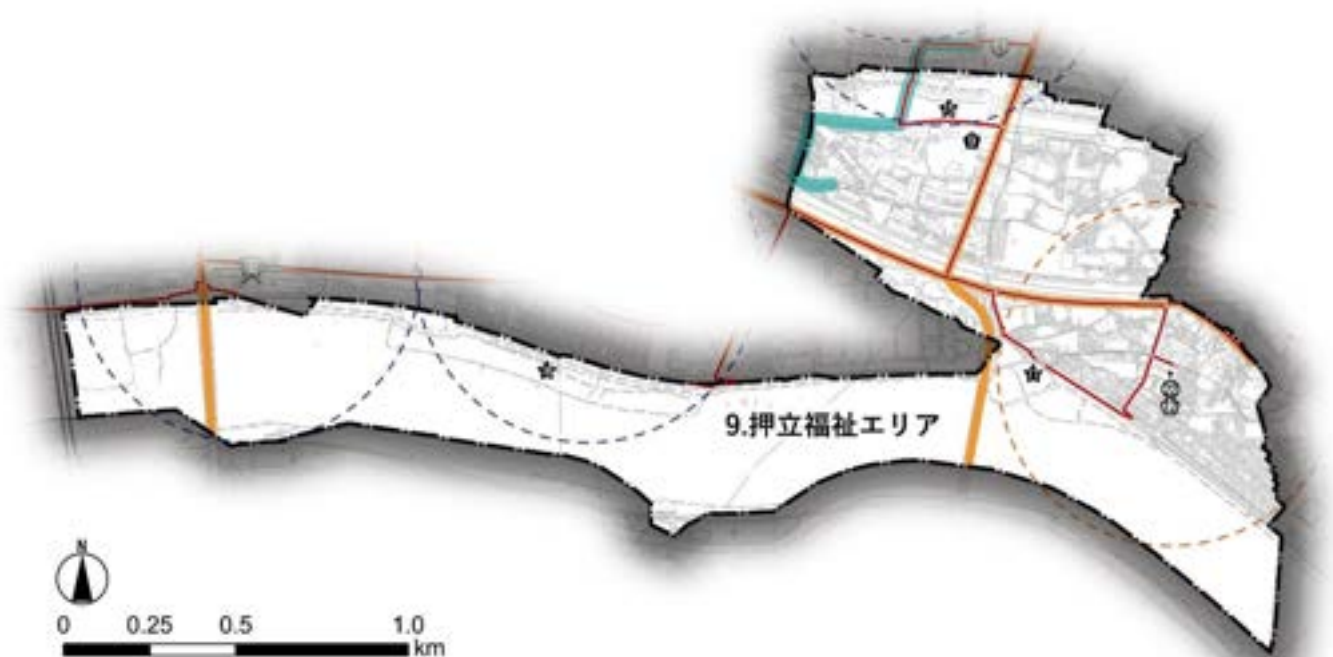


図 エリア全体図（押立福祉エリア）

(10) 四谷福祉エリア

<地区の概要>

面積	約 1.85 km ² (1,849,400 m ²)
旅客施設乗降客数 (令和 4 年度時点)	鉄道駅なし
生活関連施設数	6 施設

<現況の評価と課題>

現況の評価	四谷文化センターで、トイレ等のバリアフリー化が進んでいます。
課題1	四谷文化センターで、エレベーター等の更なるバリアフリー化が必要です。
課題2	四谷通り等の道路で、一部歩道幅員が狭い、舗装面に凸凹や段差があるなど、生活関連経路の更なるバリアフリー化が必要です。

<四谷福祉エリア バリアフリー化方針>

方針 1 : 公共施設における更なるバリアフリー化を促進します。

方針 2 : 生活関連経路における歩行環境の安全性・利便性の向上を促進します。



四谷文化センター



図 エリア全体図（四谷福祉エリア）

(11) 片町福祉エリア

<地区の概要>

面積	約 2.38 km ² (2,380,020 m ²)	
旅客施設乗降客数 (令和 4 年度時点)	府中本町駅(JR 南武線・武蔵野線)	28,108 人
	分倍河原駅(JR 南武線)	70,012 人
	分倍河原駅(京王線)	80,296 人
生活関連施設数	26 施設	

旅客施設乗降客数(JR:1 日平均乗車人員の2倍・京王線:1 日平均乗降人員)

<現況の評価と課題>

現況の評価	府中本町駅や府中街道で、バリアフリー化が進んでいます。
課題1	分倍河原駅周辺では、まちづくりの状況を踏まえた、面的・一体的なバリアフリー化が必要です。
課題2	府中本町駅周辺では、府中駅との接続など周辺道路の状況を踏まえた、面的・一体的なバリアフリー化が必要です。
課題3	かえで通り等の道路で、一部歩道幅員が狭い、舗装面に凸凹や段差があるなど、生活関連経路の更なるバリアフリー化が必要です。

<片町福祉エリア バリアフリー化方針>

- 方針 1 : 分倍河原駅周辺における面的・一体的なバリアフリー化を促進します。
 方針 2 : 府中本町駅周辺における面的・一体的なバリアフリー化を促進します。
 方針 3 : 生活関連経路における歩行環境の安全性・利便性の向上を促進します。



分倍河原駅



片町文化センター



図 エリア全体図（片町福祉エリア）

4-2 事業種別のバリアフリー方針

本計画では、促進地区のバリアフリー化の促進に向けて、公共交通、道路、交通安全（信号機等）、建築物（駐車場を含む）、都市公園の5つの項目について、バリアフリー化に関する基準等や、多様な利用者が安全に移動・利用しやすい施設整備につなげるための配慮事項を「事業種別のバリアフリー方針」として示します。

事業種別のバリアフリー方針は、施設設置管理者等に周知・理解・協力を求め、各事業推進の中で同方針に基づいた取組を実施していただけるよう、相互理解を図りながら推進していきます。

また、重点整備地区内の施設設置管理者等には、事業種別のバリアフリー方針に基づき、特定事業等の位置付けを依頼しました。

施設整備に当たっては、構造上の制限や財源等、様々な課題がありますが、代替手段も含め、可能な限りこれらの事業種別のバリアフリー方針に基づいた整備を推進していきます。

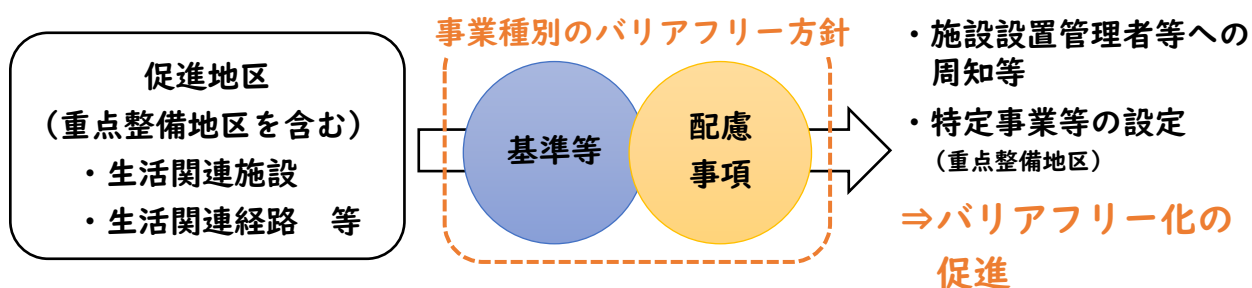


図 事業種別のバリアフリー方針

(1) バリアフリー化に関する基準等

促進地区のバリアフリー整備に当たっては、バリアフリー法に基づき国が定める移動等円滑化基準や関連するガイドライン、東京都や本市の定める条例等に適合するように整備を推進することが基本になります。

表 バリアフリー化に関する基準等

種別	項目	名称	所管等/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準(公共交通移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 令和4年3月改正
	道 路	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準(道路移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 令和3年3月改正
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	公 園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準(都市公園移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成24年3月改正
	建 築 物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(建築物移動等円滑化基準)	国土交通省【政令】 令和4年3月改正
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(建築物移動等円滑化誘導基準)	国土交通省【省令】 令和4年10月改正
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 令和5年7月
ガイドライン等	駐 車 場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準(路外駐車場移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成18年12月
	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン【旅客施設編】	国土交通省 令和6年3月改訂
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン【車両等編】	国土交通省 令和6年3月改訂
		公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン【役務編】	国土交通省 令和6年3月改訂
		駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン	国土交通省 令和4年7月
	道 路	道路の移動等円滑化に関するガイドライン	国土交通省 令和6年1月改定
	公 園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 令和4年3月改訂
	建 築 物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 令和3年3月改訂
	駐車場	車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン	国土交通省 令和5年3月
	教育啓発	教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン	国土交通省 令和4年3月
条例等	公共交通・道路・公園・建築物等	東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル	東京都 令和5年10月改訂
		府中市福祉のまちづくり条例	府中市 平成21年10月
	道 路	都道における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 令和3年10月
	公 園	東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成24年12月
	道路・公園	府中市移動等円滑化のために必要な道路の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	府中市 平成25年3月
	建 築 物	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(建築物バリアフリー条例)	東京都 令和3年3月改正
	交通安全	東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例	東京都 令和3年10月
	駐 車 場	東京都駐車場条例	東京都 令和4年3月改正
		障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン	東京都 平成25年8月

<コラム：合理的配慮の提供の義務化について>

令和3年の障害者差別解消法の改正に伴い、令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

高齢者や障害者等も含めた全ての市民が社会活動に積極的に参加・貢献し、共生社会を実現していく上で、市民や施設設置管理者、施設の従業員等のそれぞれが障害を理解し、協力し、互いの人権を認め合うことが重要です。

合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対応案を検討していくことが重要です（建設的対話を一方的に拒むことは合理的配慮の提供義務違反となる可能性もあるため注意が必要です）。

合理的配慮とは…

障害者から社会的障壁を取り除いてほしいという意思表示があった場合に、無理のない（負担が重すぎない）範囲で対応すること。重すぎる負担がある場合でも、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることを指します。

障害者差別解消法が変わります！

令和6年4月1日から

合理的配慮の提供が義務化されます！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。
障害のある人もない人も、互いにそれぞれのしを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような対応ができるか、このリーフレットを通じて考えていきましょう！

改正前	改正後	事業者
平等な社会的参加に	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	禁止

事業者の皆さまは、以下の事項に注意してください。

1. 障害のある人に対する差別を禁止する。
2. 合理的配慮の提供を義務化する。
3. 合理的配慮の提供が義務化される範囲を定める。
4. 合理的配慮の提供が義務化される範囲を定める。
5. 合理的配慮の提供が義務化される範囲を定める。
6. 合理的配慮の提供が義務化される範囲を定める。
7. 合理的配慮の提供が義務化される範囲を定める。
8. 合理的配慮の提供が義務化される範囲を定める。
9. 合理的配慮の提供が義務化される範囲を定める。
10. 合理的配慮の提供が義務化される範囲を定める。
11. 合理的配慮の提供が義務化される範囲を定める。
12. 合理的配慮の提供が義務化される範囲を定める。

合理的配慮の提供とは

合理的配慮とは、障害のある人が社会活動に参加する上で必要となる配慮のことです。障害のある人から「配慮してほしい」という意思表示があった場合に、事業者は合理的配慮を提供する必要があります。

合理的配慮の提供は、障害のある人のニーズや状況に応じて行われます。例えば、視覚障害者が点字の資料を必要とする場合、聴覚障害者が手話通訳を必要とする場合などです。

合理的配慮の具体例

障害のある人からの要望	事業者の対応	結果
視覚障害者が点字の資料を必要とする	点字の資料を作成する	視覚障害者が資料を閲覧できるようになる
聴覚障害者が手話通訳を必要とする	手話通訳者を派遣する	聴覚障害者がコミュニケーションできるようになる
身体障害者が移動手段を必要とする	移動手段を提供する	身体障害者が移動できるようになる

合理的配慮の提供は、障害のある人のニーズや状況に応じて行われます。事業者は、障害のある人から「配慮してほしい」という意思表示があった場合に、合理的配慮を提供する必要があります。

(2) バリアフリー化に関する配慮事項

多様な利用者が安全に移動・利用しやすい施設整備に向けては、アンケート調査やまち歩きワークショップ等での市民意見を踏まえた取組が求められます。

本計画では、今後、バリアフリー化を促進していく対象として、公共交通、道路、交通安全（信号機等）、建築物（駐車場を含む）、都市公園の5つの項目について、基準等や収集した市民意見を踏まえ、「バリアフリー化に関する配慮事項」を整理しました。

生活関連施設及び生活関連経路における施設設置管理者等には、新築・改築等に合わせた基準等への適合に加え、市内の更なるバリアフリー化に向けて、この配慮事項に基づく取組を推進していきます。

表 事業種別の配慮事項該当ページ

項目		ページ
①公共交通	ア 旅客施設	90
	イ 路線バス・コミュニティバス	92
	ウ タクシー	92
②道路	ア 歩道のある道路	94
	イ 歩道のない道路	95
③交通安全(信号機等)		96
④建築物(駐車場を含む)		97
⑤都市公園		100

① 公共交通

ア 旅客施設

表 旅客施設の配慮事項

項目	配慮事項
券売機・改札口	車椅子使用者が利用しやすい券売機を設置する(蹴込みの設置、見やすく手が届くタッチパネル等)。
	車椅子やベビーカーが通行できる拡幅改札を設置する。
	視覚障害者が利用しやすいよう、券売機にインターホンや点字を設置する。
通路	視覚障害者誘導用ブロックは連続的に、かつ可能な限り最短経路で設置する(JIS 規格、床面との輝度比を確保、滑りにくい材質等にも配慮する。)。
エレベーター	利用実態や目的に合わせ、車椅子使用者等が利用しやすいよう十分な大きさ、基数を確保する。
	視覚障害者が押しやすいボタン等に配慮する(文字等の浮彫、音声案内等)。
	聴覚障害者の緊急時の対応等のため、戸にはガラス等による窓等を設けることにより、内と外が見えるようにする。
	出入口同方向型(一方向型)のエレベーターには、車椅子使用者が出入口の状況(特に足元)を容易に確認できる鏡を設置する。
	左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮し、車椅子用操作盤は両側に設置する。
階段	手すりを設置する(両側、2段手すり)。
	段鼻を強調し、識別しやすいようにする。色覚異常の人も識別できるよう、カラーユニバーサルデザインに配慮する。
ホーム	ホームドアや可動式ホーム柵を設置する。
	可能な限りホームと車両の段差や隙間を縮小する。
	待合室を設置する場合は、車椅子でも利用できるドア幅や自動ドアの設置、待機できるスペースを確保する。
トイレ	利用者に配慮した車椅子使用者用トイレを設置する。
	・大型車椅子の使用や介助者の同伴を想定した十分な広さの確保
	・動線の支障となる障害物の撤去
	・排泄や着替えの介助が可能な大型ベッドの設置
	・誰もが分かりやすく、かつ利用しやすいボタンの設置(開閉・洗浄ボタンの設置及び位置の統一、点字の設置等)
	・袖壁を設けることや、開閉ボタンの周りに設備を配置しないなど、車椅子使用者が出入りしやすいように配慮
	・車椅子使用者でも姿が確認できるよう、低い位置の鏡や姿見を設置
	・目隠し用のカーテンの設置
	・開閉状況が分かる表示
	・車椅子でも荷物をかけることができる高さのフックや荷物台の設置

項目	配慮事項
	一般トイレにおける、ベビーカー利用者や車椅子使用者等が利用できる広めの個室、オストメイト※対応設備の整備を促進する。
	トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、弱視者にも認識しやすいよう配慮する。
	車椅子使用者用トイレの利用集中を防ぐため、ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し、分かりやすい案内を表示する。
	性的少数者(LGBTQ等)への配慮や異性介助の点から、男女共用トイレの整備を促進する。
案内・情報 バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内図や案内サインを設置する。
	・大きく分かりやすい表示 ・カラーユニバーサルデザインに配慮した配色 ・案内表記や音声案内の多言語化 ・知的障害者等にも認識しやすいデザイン(デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムを活用等)
	トイレやエレベーター等を視覚障害者が利用しやすいよう、音声・音響案内を充実する。その際、音情報が過多にならない、干渉しないように配慮する。
	音声案内では「こちら側」などの指示語を用いず、具体的でわかりやすい説明となるように配慮する。
	エスカレーター及び階段の上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者の連続的な移動に警告を発するための点状ブロックを設置する。
	トイレやエレベーター等で聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置する(文字情報や光による情報の伝達等)。
	(触知案内図を設置する場合) 音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が設置位置を把握できるように配慮する。
	ホーム上に、車両内の車椅子やベビーカースペースの位置情報や、女性専用車両の利用案内を掲示する。
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、職員の教育を実施する。
	エレベーターや車椅子使用者用トイレの優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示等)。
役務の提供 (維持管理・ 人的対応)	トイレや案内設備等の適切な維持管理を行う。
	手話のできる係員やサービス介助士※、認知症サポーター※等の資格を持った係員を案内所等に配置する。
	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。

イ 路線バス・コミュニティバス

表 路線バス・コミュニティバスの配慮事項

項目	配慮事項
バス乗降場・停留所	乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
	バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にする(道路管理者と連携)。
	安全な待合スペースを確保し、ベンチや上屋の設置を促進する。
	ベンチや看板等が視覚障害者誘導用ブロックと干渉しないように配慮する。
案内・情報 バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。
	バス停やバス車内における案内を充実する(分かりやすい乗場案内・路線図・乗継案内、ノンステップバスの運行表示、案内表記や音声案内の多言語化等)。
	バス接近表示システムの導入(音声案内・電光表示)を促進する。
教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施する。
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。
役務の提供 (人的対応)	バス停への正着を徹底する。
	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実する。

ウ タクシー

表 タクシーの配慮事項

項目	配慮事項
車両	車椅子使用者等も利用できる福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む。)の導入を促進する。
乗降場	平坦部の確保や連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置、上屋の設置など、多様な利用者が利用しやすい乗降場を整備する(道路管理者と連携)。
案内・情報 バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。
教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施する。
役務の提供 (人的対応)	歩道等への正着を徹底する。
	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実する。

<参考> ◎望ましい整備例 △課題のある整備例



△ホームドアまたは可動式ホーム柵が設置されていない。



◎券売機付近にインターホンが設置されている。



◎エレベーターの操作盤に浮彫文字や行先が分かりやすく表示されている。



◎トイレ出入口に触知案内図や音声案内を設置している。



◎バス乗降場付近に分かりやすい案内設備が設置されている。



◎タクシー乗り場は平坦部が確保され、連続した視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。

② 道路

ア 歩道のある道路

表 歩道のある道路の配慮事項

項目	配慮事項
歩道等	2m以上の幅員を確保し、平坦で、がたつきのない滑りにくい舗装とする。
	交差点では車椅子使用者等が滞留できる平坦な部分を設け、歩行者が安全に信号待ちできる空間をできるだけ広く確保する。
	視覚障害者が歩道と車道の区別ができ、かつ、車椅子使用者が円滑に通行できるように、歩車道境界の段差に配慮する。
	電柱や街灯、街路樹等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮する。
	バス停を設置する場合は、バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にする。
	交差点部やバス停等を中心に、移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
	・連続的に設置する場合は、なるべく直線となるように配置し、蛇行や屈折を最低限とするように配慮
	・視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は、柵やボラード等の障害物を設けないように配慮
	・JIS*規格で舗装面との輝度比を確保した滑りにくいものを使用
	・沿道施設の施設管理者と連携し、道路から建築物の入口や案内施設までの連続性に配慮
	・管理者が異なる道路の境界部等で、不自然に視覚障害者誘導用ブロックが断絶しないように配慮
休憩施設	踏切手前部に視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、踏切内に表面に凹凸のある誘導表示等を設置する。
	十分な幅員が確保できない歩道は、沿道敷地内での通行スペースを確保するなど、沿道敷地と連携した快適な歩行空間の形成を促進する。
	歩行者動線上に水路蓋などを設置しない。やむを得ず設置する場合は、車椅子の車輪や白杖が入り込まないよう、穴や溝の小さいものを採用する。
案内・情報 バリアフリー	旅客施設や周辺施設等の情報について、多様な利用者に配慮した案内板や案内サインの整備を促進する。
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を行う。
普及・啓発	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する(交通管理者と連携)。

イ 歩道のない道路

表 歩道のない道路の配慮事項

項目	配慮事項
歩道等	歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境の整備を促進する(歩道の設置等)。
	経路の実情にあった交通安全対策を実施する(路側帯※の拡幅・平坦化、ガードレールの設置、カラー舗装化、一方通行化、駐停車抑制策、自転車通行位置の明示等)(交通管理者と連携)。
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮する。
	バス停を設置する場合は、安全な待合スペースを確保する。
	歩行者動線上に水路蓋などを設置しない。やむを得ず設置する場合は、車椅子の車輪や白杖が入り込まないよう、穴や溝の小さいものを採用する。
案内・情報 バリアフリー	旅客施設や周辺施設等の情報について、多様な利用者に配慮した案内板や案内サインの整備を促進する。
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行う。
普及・啓発	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する(交通管理者と連携)。

<参考> ◎望ましい整備例 △課題のある整備例



◎バス停留所に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されており、視覚障害者が停留所を認識できる。



◎沿道敷地を活用して、交差点における滞留スペースを確保している。



△視覚障害者誘導用ブロックの直近に電柱があり、通行の妨げになっている。



◎視覚障害者誘導用ブロックに黒色の側帯を設けることで、より輝度比を確保している。

③ 交通安全(信号機等)

表 交通安全(信号機等)の配慮事項

項目	配慮事項
信号機等	音響式や経過時間表示式などのバリアフリー対応型信号機の設置を促進する。
	多様な利用者が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する(歩行者用青信号の延長等)。
	標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。
横断歩道	歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンの設置を促進する。
安全対策	歩道のない道路では、路側帯の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策、自転車通行位置の明示など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する(道路管理者と連携)。
普及・啓発	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する(道路管理者と連携)。

<参考> ◎望ましい整備例



◎音響式信号機・高齢者等感応式信号機が設置されており、視覚障害者等の円滑な移動に寄与している。



◎エスコートゾーンが敷設されており、視覚障害者が安心して横断できる。

④ 建築物(駐車場を含む)

表 建築物(駐車場を含む)の配慮事項

項目	配慮事項
出入口・敷地内通路	道路と建物の連続性に配慮する(段差や勾配の解消等)。
	車椅子使用者等が利用しやすい出入口を確保する(安全で使いやすい戸、出入口幅85cm以上等)。
通路(廊下)	主要な通路における段差を解消する。
	主要な通路における有効幅員(140cm以上)を確保する(商品や荷物への配慮等)。
	主要な通路は十分な明るさを確保する。
エレベーター	利用実態や目的に合わせ、車椅子使用者等が利用しやすいよう十分な大きさ、基数を確保する。
	視覚障害者が押しやすいボタン等に配慮する(文字等の浮彫、音声案内等)。
	聴覚障害者の緊急時の対応等のため、戸にはガラス等による窓等を設けることにより、内と外が見えるようにする。
	出入口同方向型(一方向型)のエレベーターには、車椅子使用者が出入口の状況(特に足元)を容易に確認できる鏡を設置する。
	左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮し、車椅子用操作盤は両側に設置する。
階段	手すりを設置する(両側、2段手すり)。
	段鼻を強調し、識別しやすいようにする。色覚異常の人も識別できるよう、カラーユニバーサルデザインに配慮する。
トイレ	利用者に配慮した車椅子使用者用トイレを設置する。
	・大型車椅子の使用や介助者の同伴を想定した十分な広さの確保
	・動線の支障となる障害物の撤去
	・排泄や着替えの介助が可能な大型ベッドの設置
	・誰もが分かりやすく、かつ利用しやすいボタンの設置(開閉・洗浄ボタンの設置及び位置の統一、点字の設置等)
	・袖壁を設けることや、開閉ボタンの周りに設備を配置しないなど、車椅子使用者が出入りしやすいように配慮
	・車椅子使用者でも姿が確認できるよう、低い位置の鏡や姿身を設置
	・目隠し用のカーテンの設置
	・開閉状況が分かる表示
	・車椅子でも荷物をかけることができる高さのフックや荷物台の設置
	一般トイレにおける、ベビーカー利用者や車椅子使用者等が利用できる広めの個室、オストメイト対応設備の整備を促進する。
	トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、弱視者にも認識しやすいよう配慮する。
	車椅子使用者用トイレの利用集中を防ぐため、ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し、分かりやすい案内を表示する。
	性的少数者(LGBTQ等)への配慮や異性介助の点から、男女共用トイレの整備を促進する。

項目	配慮事項
駐車場	利用者に配慮した駐車場を確保する(車椅子使用者用駐車施設*の配置、乗降スペース、分かりやすい表示、屋根等)。
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の設置及び整理・整頓を行う。 (駐輪場を設置する場合) ・子ども乗せ電動アシスト自転車等の幅が広い自転車が駐輪できるスペースの確保
その他設備	休憩スペースや授乳室を確保する。 授乳室を設ける場合は、男性の哺乳びんによる授乳時にも利用できるよう配慮されたものとし、調乳のための給湯設備や哺乳びんの洗浄のための設備を設ける。 (案内所等を設置する場合) ・出入口から分かりやすい位置への設置に努める ・道路から案内所等までの経路における視覚障害者誘導用ブロックや音声案内、点字、インターホンなど視覚障害者を誘導する設備の設置 ・車椅子使用者が利用しやすい高さ、蹴込みが確保されたカウンターの設置
案内・情報 バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内図や案内サインを設置する。 ・大きくて分かりやすい表示 ・カラーユニバーサルデザインに配慮した配色 ・案内表記等の多言語化 ・知的障害者等にも認識しやすいデザイン(デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムを活用等) (敷地内に視覚障害者誘導用ブロックを設置する場合) ・JIS 規格で床面との輝度比を確保した滑りにくいものを使用 ・前面道路に視覚障害者用誘導用ブロックが敷設されている場合は、それと連続するように配慮 ・エスカレーター及び階段の上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者の連続的な移動に警告を発するための点状ブロックの設置 トイレやエレベーター等で聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置する(文字情報や光による情報の伝達 等)。 (触知案内図を設置する場合) 音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が設置位置を把握できるように配慮する。 音声案内では「こちら側」などの指示語を用いず、具体的でわかりやすい説明となるように配慮する。 筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。 エレベーターや車椅子使用者用トイレ、車椅子使用者用駐車施設の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示等)。
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置する。 係員による案内やサポートなどの対応を充実する。

<参考> ◎望ましい整備例 △課題のある整備例



◎視覚障害者が出入口の位置を認識できる音声案内(シグナルエイドに対応)が設置されている。



◎出入口から案内所までの連続した視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている。



◎道路と沿道施設の視覚障害者誘導用ブロックが連続している。



△戸に内と外が見えるガラス等が設けられていない。



◎車椅子利用者用トイレに大型ベッドが設置されている。



◎筆談具等が設置されていることを示す「耳マーク」が表示されている。

⑤ 都市公園

表 都市公園の配慮事項

項目	配慮事項
出入口	車椅子使用者等が通るのに十分な出入口幅を確保し、通行の支障となる段差や勾配を設けない。
	歩道から出入口、主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロック(JIS規格で舗装との輝度比を確保した滑りにくいものを使用)を設置する。
園路	車椅子使用者等が通るのに十分な通路幅を確保し、通行の支障となる段差や勾配を設けない。
	主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい舗装とする。
	歩行者動線上に水路蓋などを設置しない。やむを得ず設置する場合は、車椅子の車輪や白杖が入り込まないよう、穴や溝の小さいものを採用する。
トイレ	利用者に配慮した車椅子使用者用トイレを設置する。
	・大型車椅子の使用や介助者の同伴を想定した十分な広さの確保
	・動線の支障となる障害物の撤去
	・排泄や着替えの介助が可能な大型ベッドの設置
	・誰もが分かりやすく、かつ利用しやすいボタンの設置(開閉・洗浄ボタンの設置及び位置の統一、点字の設置等)
	・袖壁を設けることや、開閉ボタンの周りに設備を配置しないなど、車椅子使用者が出入りしやすいように配慮
	・車椅子使用者でも姿が確認できるよう、低い位置の鏡や姿身を設置
	・目隠し用のカーテンの設置
	・開閉状況が分かる表示
	・車椅子でも荷物をかけることができる高さのフックや荷物台の設置
	一般トイレにおける、ベビーカー利用者や車椅子使用者等が利用できる広めの個室、オストメイト対応設備の整備を促進する。
遊具	トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、弱視者にも認識しやすいよう配慮する。
	車椅子使用者用トイレの利用集中を防ぐため、ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し、分かりやすい案内を表示する。
	性的少数者(LGBTQ等)への配慮や異性介助の点から、男女共用トイレの整備を促進する。
	インクルーシブ遊具の設置を促進する。
駐車場	子どもが安全・安心に利用できるように配慮する。
	利用者に配慮した駐車場を確保する(車椅子使用者用駐車施設の配置、乗降スペース、分かりやすい表示、屋根等)。
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の設置及び整理・整頓を行う。
	(駐輪場を設置する場合) ・子ども乗せ電動アシスト自転車等の幅が広い自転車が駐輪できるスペースの確保
休憩施設	日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設を設置する。

項目	配慮事項
案内・情報 バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置する。
	・大きくて分かりやすい表示
	・カラーユニバーサルデザインに配慮した配色
	・案内表記等の多言語化
	・知的障害者等にも認識しやすいデザイン(デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムの活用等)
案内・情報 バリアフリー	・緊急時や困ったことがあった際の連絡先の掲示
	トイレ等で聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置する(文字情報や光による情報の伝達等)。
	(触知案内図を設置する場合) 音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が設置位置を把握できるように配慮する。
	音声案内では「こちら側」などの指示語を用いず、具体的でわかりやすい説明となるように配慮する。
維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽等の適切な維持管理を行う。
教育啓発・ 心のバリアフリー	車椅子使用者用トイレの優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示等)。

<参考> ◎望ましい整備例 △課題のある整備例



◎車椅子使用者用トイレが設置されている。



◎子どもが安全・安心に遊べるように、地面に柔らかい舗装材を使用している。



◎触知案内図が設置されている。



△視覚障害者が使用する白杖が入り込んでしまう水路蓋が使用されている。

4-3 ソフト施策等の推進

日常生活圏域別のバリアフリー方針及び事業種別のバリアフリー方針では、主に施設設置管理者等が配慮する事項として、施設整備に関する内容や教育啓発・心のバリアフリー、人的対応などについて示してきました。

ここでは、その他本市が取り組むソフト施策等について示します。

(1) 心のバリアフリーの推進

① 福祉まつり(あったか府中ささえあいまつり)の実施

本市では、「気づく、動く、つながる!! みんなが主役! 地域で支えあうまちづくり」を理念とし、市内で活動している福祉団体等の活動を広く市民の方に知っていただくとともに、福祉への興味・関心・理解を広げ、誰もが暮らしやすい地域となるよう、地域福祉の推進を図ることを目的として、毎年10月頃に福祉まつりを実施しています。

令和5年度は、第43回福祉まつりが開催され、けやき並木通りや府中駅南口ペデストリアンデッキにて、謎解きイベント「心のバリアフリー」の開催や、福祉体験・パラスポーツ体験、市内福祉団体等による展示PR活動等を行いました。

引き続き、福祉まつりの機会を通じて、障害理解などの心のバリアフリーの推進に取り組んでいきます。



福祉まつりチラシ

② 防災まち歩きの実施

本市では、府中市社会福祉協議会との共催事業として、防災まち歩きを実施しています。本取組は、市内の各文化センターを拠点とし、障害当事者と一緒にまち歩きを実施することにより、地域にどんな防災の機能があるか、障害当事者にはどんな支援が必要かを知らるなど、防災・心のバリアフリーに関する意識の醸成を図ることを目的に実施しています。

本取組は、令和8年度までに全ての日常生活圏域で実施する予定としており、この機会を通じて、防災・心のバリアフリーを推進します。

③ 障害者スポーツの普及啓発

本市では、障害者スポーツへの興味関心を喚起する機会を提供するとともに、障害の有無に関わらず、誰もが一緒にスポーツを楽しむことができる環境づくりを促進し、共生社会の実現を目指しています。

取組としては、「あすチャレ! 運動会」や「ボッチャ教室」など、誰もが楽しめる障害者スポーツの競技体験を年に3回程度実施しており、取組を継続するにつれて、参加者数は増加傾向にあります。

引き続き、障害者スポーツの体験を通じた心のバリアフリーの推進に取り組んでいきます。

(2) 情報のバリアフリーの推進

① コード化点字ブロックによる音声情報案内サービスの提供

視覚障害者は、歩行の際に視覚障害者誘導用ブロックを必要としますが、誘導と警告の2種類の情報しかない不便さがあります。一方で、目が見える人は、視覚障害者誘導用ブロックに気づかずに、その上に自転車や物を置いてしまって、知らず知らずのうちに視覚障害者の歩行の妨害をしてしまう場合があります。

金沢工業大学では、視覚障害者誘導用ブロックを活用して様々な情報を提供するため、また、目が見える人に視覚障害者誘導用ブロックの重要性に気づいてもらうため、「コード化点字ブロックによる音声情報案内サービス」を開発しました。

「コード化点字ブロック」は、視覚障害者誘導用ブロックの25個ある点に色をつけたもので、これをスマートフォンのアプリで読み込むことで、音声情報を提供するものです。

本市では、令和6年3月に府中駅（京王線）前のバスターミナル周辺に「コード化点字ブロック」を試験的に設置し、それぞれのバス停の位置とバスの行先案内、府中駅（京王線）の入口、タクシー乗り場、甲州街道やけやき並木通り方面等を、視覚障害者誘導用ブロックの分岐点において音声案内しています。

引き続き、関係団体と連携し、「コード化点字ブロック」等を活用した情報提供の充実について検討していきます。



「コード化点字ブロック」

② 公共サインの整備

市内の公共サインは、平成2年度に策定した府中市都市サイン基本計画に基づき整備を進めてきましたが、社会情勢の変化とともに、障害者や外国人など多様な方々を含めたユニバーサルデザインなどに対応ができていない部分があります。

また、東京オリンピック・パラリンピックを契機に、会場周辺の公共サインの整備を実施したことに伴い、それを大会のレガシーと捉え、市内全域を統一感のあるユニバーサルデザインに配慮した公共サインに再整備する必要があります。

これを受け、本市では多様な利用者に配慮した公共サインの再整備を進めていきます。



市内の公共サイン

③ 施設のバリアフリー対応状況に関する情報提供

本市では、市内の鉄道駅及び公共施設におけるエレベーターや車椅子利用者用トイレの有無、交差点におけるバリアフリー対応型信号機の有無等のバリアフリー対応状況を本市ホームページ「がいどまっぷ府中」に掲載し、随時更新しています。

引き続き、「がいどまっぷ府中」における施設のバリアフリー対応状況を更新するとともに、市民団体と連携して作成した「おさし府中バリアフリーマップ」を活かし、更なる情報提供の充実を図ります。



図 「がいどまっぷ府中」の一例

④ ホームページ等における情報提供

本市のホームページは、誰でも利用しやすいよう、音声読み上げ、文字拡大、色調変更、自動翻訳、やさしい日本語への変換機能を備えているほか、視覚障害者向けサイトを作成しています。

また、本市が発行する「広報ふちゅう」においても、誰でも情報を受け取れるよう、音声読み上げや自動翻訳に対応したスマートフォンのアプリを活用して配信しているほか、視覚障害者には「声の広報」として、デジタル音声による広報記事の読み上げCD及びカセットテープを作成しています。

引き続き、誰でも分かりやすく本市の情報を受け取れるよう、情報提供の充実を図ります。

(3) その他のソフト施策等の推進

① 自転車利用者のルールとマナーに関する普及・啓発活動

自転車は、身近な交通手段として、また、環境にやさしい交通手段として、多くの人が利用している乗り物ですが、利用する際のルールやマナーが守られていない状況が見られます。

特に鉄道駅周辺では、歩道上に自転車を放置することにより、歩行者の通行の妨げとなっています。なかでも視覚障害者誘導用ブロック上に自転車を置くことにより、視覚障害者が安全に通行することが困難となっていることや、放置自転車によって歩道の幅が狭められ、車椅子で通行することが困難となっていることは大きな問題です。

また、歩道は歩行者の通行が優先であるにも関わらず、自転車利用者の中には、歩道を通行する際にスピードを落とさずに通行する利用者や、時には歩行者に対してベルを鳴らして通行する利用者も見られます。もし、視覚障害者や聴覚障害者が歩行していた場合には、自転車の接近が見えないことや、ベルが聞こえないことがあるため非常に危険です。

本市では、交通安全運動、自転車教室、広報など、機会を捉えて、自転車利用者のルールの遵守、マナー向上に関する普及・啓発活動を行っています。

② 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた対応

令和2年に世界中で感染が広がった新型コロナウイルス感染症は、人々の移動制限や施設利用の自粛などによる行動の変化、接触や飛沫の回避などの衛生意識の変化等をもたらし、これにより新たな課題が生じました。

具体的には、高齢者、障害者等が周囲からのサポートが受けにくい状況や、マスクやアクリル板の使用により、コミュニケーションが難しくなったなどが挙げられます。

一方で、感染症の拡大を契機として、ICT等を活用した非接触型のコミュニケーションや情報収集手段の技術革新が進みました。本市でも、聴覚障害者等を対象とした遠隔手話通訳サービスが使用できるタブレット端末を1台、令和3年度に導入し、令和6年度には、市内施設に2次元コードを設置し、自身のスマートフォンから遠隔手話通訳サービスへ接続できる事業へ拡大しています。

これらの経験を踏まえ、障害等の特性によって様々な困りごとがあることを理解した上で、適切な人的対応・接遇を実施していくとともに、新たな技術の動向にも注視し、市民等がより安心して移動や施設利用ができる環境づくりを進めます。



図 遠隔手話通訳サービスのイメージ

③ 公立小・中学校のバリアフリー化

令和2年のバリアフリー法の改正により、バリアフリー化基準適合義務の対象施設（特別特定建築物）に、公立小・中学校が追加されました。新築等される公立小・中学校については、改正後の法令への対応が必要となり、既存の当該建築物についてもバリアフリー化基準適合の努力義務が課せられます。

本市では、新築等はもちろんのこと、バリアフリーにおける課題がある既存の公立小・中学校について、大規模改修や建替えにあわせて、バリアフリー化を進めていきます。

④ 福祉環境整備事業助成金の交付

本市では、既存建築物のバリアフリー化を推進するため、「府中市福祉環境整備事業助成金交付要綱」に基づき、対象要件を満たす既存建築物を改修する際の費用の一部を助成しています。

本助成金の交付により、市内の既存建築物のバリアフリー化を図ります。

第 5 章 特定事業等の推進(※調整中)

5-1 重点整備地区における特定事業等の推進

重点整備地区のバリアフリー化を促進するため、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、教育啓発特定事業を位置付けます。

また、旧基本構想における未完了や継続実施中の事業についても引き続き特定事業に位置付け、事業の推進を図ります。

各事業に示す実施時期の期間は以下に、設定した特定事業を実施する事業者及び事業の数は次のページに示します。

表 特定事業等の実施時期の期間

短期:令和 7 年度～令和 11 年度に着手・検討
中期:令和 12 年度～令和 16 年度に着手・検討
長期:令和 17 年度以降に着手・検討
継続:計画期間を通じて継続的に実施
順次:実施可能箇所・必要箇所から順次実施

表 設定した特定事業を実施する事業者及び事業の数

重点整備地区	事業種別	事業者数	事業数
府中駅・ 府中本町駅・ 北府中駅周辺 重点整備地区	公共交通特定事業	3	34
	道路特定事業	2	17
	交通安全特定事業	1	10
	建築物特定事業	19	212
	路外駐車場特定事業	2	8
	都市公園特定事業	1	6
計		28	287
分倍河原駅周辺 重点整備地区	公共交通特定事業	3	37
	道路特定事業	2	6
	交通安全特定事業	1	6
	建築物特定事業	2	48
	路外駐車場特定事業	1	2
	都市公園特定事業	1	5
計		10	104
東府中駅周辺 重点整備地区	公共交通特定事業	3	35
	道路特定事業	2	7
	交通安全特定事業	1	6
	建築物特定事業	3	17
	路外駐車場特定事業	0	0
	都市公園特定事業	1	4
計		10	69
中河原駅周辺 重点整備地区	公共交通特定事業	3	35
	道路特定事業	1	2
	交通安全特定事業	1	6
	建築物特定事業	4	43
	路外駐車場特定事業	0	0
	都市公園特定事業	0	0
計		9	86
合計		57(35) ^{※1}	546

※1：（ ）内は、重複した事業者を除いた数

(1)府中駅・府中本町駅・北府中駅周辺重点整備地区

表 府中駅・府中本町駅・北府中駅周辺重点整備地区 特定事業対象施設等一覧

事業種別	分類	番号	施設名称等	ページ
公共交通 特定事業	旅客施設	①	JR 武蔵野線 北府中駅	112
		②	京王線 府中駅	112
		⑬	JR 南武線・武蔵野線 府中本町駅	112
	バス	－	路線バス	113
		－	コミュニティバス【ちゅうバス】	113
	タクシー	－	タクシー(一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会)	114
		－	タクシー(多摩地区個人タクシー連合会)	114
道路 特定事業	国道	⑫	一般国道20号	115
	都道	③	主要地方道15号	115
		②③	一般都道第229号	115
		②⑦	一般都道第133号	115
		③④	主要地方道9号	116
		③⑦	主要地方道18号	116
		④②	主要地方道17号	116
	市道等	①	競馬場通り	未
		②	競馬場正門通り	未
		④	いちょう通り	未
		⑤	桜通り	未
		⑥	市道3-257号	未
		⑦	市道3-254号	未
		⑧	市道3-253号	未
		⑨	府中本町二郵便局前道路(私道)	未
		⑩	市道3-249号	未
		⑪	府中公園通り	未
		⑬	市道4-361号	未
		⑭	新宿仲通り	未
		⑮	市道4-356号	未
		⑯	市道4-354号	未
		⑰	府中駅前通り	未
		⑱	府中駅前広場	未
		⑲	市道3-219号	未
		⑳	府中スカイナード	未
		㉑	市道4-487号	未
		㉒	宮町中央通り	未

事業種別	分類	番号	施設名称等	ページ
		㊸	市道4-55号	未
		㊹	京所道	未
		㊺	けやき並木通り	未
		㊻	市道4-394号	未
		㊼	市道4-438号	未
		㊽	市道4-10号	未
		㊾	市道4-14号	未
		㊿	市道4-50号	未
		㊽	市道4-54号	未
		㊾	市道4-244号	未
		㊿	市道4-124号	未
		㊽	市道4-122号	未
		㊾	第二都市遊歩道	未
		㊿	市道4-408号	未
		㊽	市道4-507号	未
		㊾	すずかけ通り	未
		㊿	市道3-2号	未
		㊽	市道3-1号	未
		㊾	市道4-355号	未
		㊿	市道2-52号	未
交通安全 特定事業	—	—	信号機	117
建築物 特定事業	文化・ コミュニティ	①	中央文化センター	118
		②	ルミエール府中(市民会館)	119
		③	市民活動センター「プラッツ」(ル・シーニュ5、6階)	119
		④	振興会館(中央文化センター5階)	119
		⑤	市政情報センター(ル・シーニュ5階)	120
		⑥	消費生活センター(ル・シーニュ6階)	120
		⑦	観光情報センター	121
		⑧	府中の森芸術劇場分館(ル・シーニュ地下2階)	121
		⑨	ふるさと府中歴史館	121
		⑩	旧府中グリーンプラザ分館	122
	庁舎・出張所	①	府中駅北第2庁舎	122
		②	中央防災センター	122
		③	府中市役所「おもや」	122
	子育て	①	子ども家庭支援センター「たっち」(くるる3階)	123
		③	子育て世代包括支援センター「みらい」(フォーリス3階)	123

事業種別	分類	番号	施設名称等	ページ
	福祉	1	保健センター	124
		2	地域生活支援センターあけぼの	125
		5	ふれあい会館	125
		17	子ども発達支援センター「はばたき」	126
	教育	①	中央図書館(ルミエール府中3～5階)	126
		②	宮町図書館(ふるさと府中歴史館2階)	126
	スポーツ	1	市民陸上競技場	126
		2	市民球場	127
	その他 公共施設	△1	多摩交流センター(府中駅北第2庁舎6階)	127
		△2	東京都府中合同庁舎	127
		△3	警視庁府中警察署	127
	娯楽施設	▲1	東京競馬場	128
	郵便局	22	府中本町二郵便局	129
	宿泊施設	▽2	ホテルケヤキゲート東京府中	130
	大規模店舗	▼1	ぷらりと京王府中(西館)	130
		▼2	ぷらりと京王府中(東館)	131
		▼3	くるる	131
		▼4	ミッテン府中	132
		▼5	専門店街フォーリス	133
		▼7	コープ府中寿町店	134
		▼8	武蔵府中 LE SIGNE [ル・シーニュ]	134
	観光施設	☆1	国史跡武蔵国府跡(国衙地区)	134
		☆2	大國魂神社	135
		☆3	国史跡武蔵国府跡(国司館地区)	136
路外駐車場 特定事業	—	①	タイムズ大國魂神社駐車場	137
		③	府中駅南口市営駐車場 (ル・シーニュ、ミッテン府中・フォーリス地下)	137
都市公園 特定事業	公園・緑地	★1	府中公園	138
		★2	寿中央公園	138
		★4	北府中公園	138

①公共交通特定事業

ア JR 武蔵野線 北府中駅 事業主体:東日本旅客鉄道株式会社

表 北府中駅における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

イ 京王線 府中駅 事業主体:京王電鉄株式会社

表 府中駅における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
エレベーター	出入口同方向型(一方向型)のエレベーターには、車椅子使用者が出入口の状況(特に足元)を容易に確認できる鏡の設置を検討する。	長期
ホーム	ホームドアや可動式ホーム柵を設置する。	中期
	可能な限りホームと車両の段差や隙間を縮小する。	中期
トイレ	車椅子使用者用トイレに目隠し用のカーテンの設置を検討する。	長期
案内・情報 バリアフリー	改札の北口・南口がわかりやすいような案内表示を検討する。	長期
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、職員の教育を実施する。	継続
	エレベーターや車椅子使用者用トイレの優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続
役務の提供 (維持管理・ 人的対応)	トイレや案内設備等の適切な維持管理を行う。	継続
	手話のできる係員やサービス介助士、認知症サポーター等の資格を持った係員を案内所等に配置する。	継続
	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

ウ JR 南武線・武蔵野線 府中本町駅 事業主体:東日本旅客鉄道株式会社

表 府中本町駅における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

エ 路線バス 事業主体:京王電鉄バス株式会社

表 路線バスにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
車両	安全に乗降できるように二ーリングを実施する。	継続
バス乗降場・ 停留所	乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置する(道路管理者と連携)。	順次
	バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にする(道路管理者と連携)。	順次
	安全な待合スペースを確保し、ベンチや上屋の設置を促進する(道路管理者・交通管理者と連携)。	順次
	ベンチや看板等が視覚障害者誘導用ブロックと干渉しないように配慮する(道路管理者・交通管理者と連携)。	継続
案内・情報 バリアフリー	バス停やバス車内における案内を充実する(分かりやすい乗場案内・路線図・乗継案内、ノンステップバスの運行表示、案内表記や音声案内の多言語化等)。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施する。	継続
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。	継続
役務の提供 (人的対応)	バス停への正着を徹底する。	継続
	乗務員による音声案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

オ コミュニティバス【ちゅうバス】 事業主体:京王電鉄バス株式会社

表 コミュニティバス【ちゅうバス】における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
バス乗降場・ 停留所	乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置する(道路管理者と連携)。	順次
	バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にする(道路管理者と連携)。	順次
	安全な待合スペースを確保し、ベンチや上屋の設置を促進する(道路管理者・交通管理者と連携)。	順次
	ベンチや看板等が視覚障害者誘導用ブロックと干渉しないように配慮する(道路管理者・交通管理者と連携)。	継続
案内・情報 バリアフリー	バス停やバス車内における案内を充実する(分かりやすい乗場案内・路線図・乗継案内、ノンステップバスの運行表示、案内表記や音声案内の多言語化等)。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施する。	継続
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。	継続
役務の提供 (人的対応)	バス停への正着を徹底する。	継続
	乗務員による音声案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

キ タクシー 事業主体:一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会

表 東京ハイヤー・タクシー協会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

ク タクシー 事業主体:多摩地区個人タクシー連合会

表 多摩地区個人タクシー連合会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
車両	車椅子使用者等も利用できる福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む。)の導入に向け、協力依頼を実施する。	継続
案内・情報 バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示するよう、協力依頼を実施する。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施する。	継続
役務の提供 (人的対応)	歩道等への正着を徹底するよう協力依頼を実施する。	継続
	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

②道路特定事業

ア 経路番号:⑫ 一般国道20号

事業主体:国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所

表 経路番号⑫における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	電線共同溝事業により、無電柱化を推進し、歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	順次
	交差点部やバス停等を中心に、移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置する(直線的な配置、柵やボラード等との離隔の確保、JIS 規格適合、輝度比の確保、滑りにくい材質、沿道施設との連続、管理者が異なる道路間の連続)。	順次
	十分な幅員が確保できない歩道は、沿道敷地内での通行スペースを確保するなど、沿道敷地と連携した快適な歩行空間の形成を促進する。	順次
	寿町三丁目交差点について、歩道部での追突事故防止等の安全対策を行う。	短期
	コープ府中寿町店周辺の歩道の凹凸を解消する。	短期
	府中駅周辺の歩道の凹凸を解消する。	順次
	府中警察署前交差点について、外れやすくなっている仮設視覚障害者誘導用ブロックの応急処置を行う。	短期
普及・啓発	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する(交通管理者と連携)。	継続

イ 経路番号:③ 主要地方道15号 事業主体:東京都北多摩南部建設事務所

表 経路番号③における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を行う。	継続

ウ 経路番号:②③ 一般都道第229号 事業主体:東京都北多摩南部建設事務所

表 経路番号②③における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を行う。	継続

エ 経路番号:②⑦ 一般都道第133号 事業主体:東京都北多摩南部建設事務所

表 経路番号②⑦における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を行う。	継続

オ 経路番号:③④ 主要地方道9号 事業主体:東京都北多摩南部建設事務所

表 経路番号③④における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を行う。	継続

カ 経路番号:③⑦ 主要地方道18号 事業主体:東京都北多摩南部建設事務所

表 経路番号③⑦における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を行う。	継続

キ 経路番号:④② 主要地方道17号 事業主体:東京都北多摩南部建設事務所

表 経路番号④②における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	路面補修事業に合わせ、だれもが安心して利用できる環境の整備を検討する。	中期
	北府中駅前について、関係者と連携し、移動等円滑化が可能なか検討する。	長期
	路面補修事業に合わせ、視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討する。	中期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を行う。	継続

③交通安全特定事業

ア 事業主体:東京都公安委員会

表 東京都公安委員会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
信号機等	横断歩道、横断指導線を新設する。	順次
	違法駐車行為の防止に関する広報、啓発活動を実施する。	継続
	音響式や経過時間表示式などのバリアフリー対応型信号機の設置を促進する。	順次
	多様な利用者が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する(歩行者用青信号の延長等)。	順次
	標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。	順次
横断歩道	歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンの設置を促進する。	順次
	府中公園通りの横断歩道にエスコートゾーンを設置する。	短期
	けやき並木通りの横断歩道にエスコートゾーンを設置する。	短期
安全対策	歩道のない道路では、路側帯の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策、自転車通行位置の明示など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する(道路管理者と連携)。	順次
普及・啓発	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する(道路管理者と連携)。	継続

④建築物特定事業

ア ① 中央文化センター 事業主体:府中市市民協働推進部地域コミュニティ課

表 中央文化センターにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
エレベーター	利用しやすいエレベーターを整備する(十分な大きさ、基数の確保、窓ガラスの設置 等)。	中期
	4 階と5階をつなぐエレベーターを整備する。	中期
トイレ	利用者に配慮した車椅子利用者用トイレを整備する(鏡や姿見、目隠し用のカーテンの設置)。	中期
	一般トイレにおける、ベビーカー利用者や車椅子利用者等が利用できる広めの個室、オストメイト対応設備の整備を促進する。	中期
	車椅子利用者用トイレの利用集中を防ぐため、ベビーカーやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し、分かりやすい案内を表示する。	中期
	性的少数者(LGBTQ 等)への配慮や異性介助の点から、男女共用トイレの整備を促進する。	中期
駐車場	利用者に配慮した駐車場を確保する(車椅子利用者用駐車施設の配置、乗降スペース、分かりやすい表示、屋根 等)。	中期
その他設備	授乳室は、男性の哺乳びんによる授乳時にも利用できるよう配慮されたものとし、調乳のための給湯設備や哺乳びんの洗浄のための設備を設ける。	中期
案内・情報 バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内図や案内サインを設置する(大きくて分かりやすい表示、カラーユニバーサルデザインに配慮、多言語化、デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムを活用 等)。	中期
	適切に視覚障害者誘導用ブロックを設置する(前面道路との連続)。	中期
	トイレやエレベーター等で聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置する(文字情報や光による情報の伝達等)。	中期
	音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が触知案内図の設置位置を把握できるように配慮する。	中期
	音声案内では「こちら側」などの指示語を用いず、具体的にわかりやすい説明となるように配慮する。	中期
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。	継続
	シグナルエイドに対応した音声案内を設置する。	中期
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続
	エレベーターや車椅子利用者用トイレ、車椅子利用者用駐車施設の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置する。	継続
	係員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

イ ② ルミエール府中(市民会館) 事業主体:府中市文化スポーツ部文化生涯学習課

表 ルミエール府中(市民会館)における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

ウ ③ 市民活動センター「プラッツ」(ル・シーニュ5、6階)

事業主体:府中市市民協働推進部協働共創推進課

表 市民活動センター「プラッツ」における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	大規模修繕の際に、トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、弱視者にも認識しやすいよう配慮する。	中期
案内・情報 バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内図や案内サインを設置する(多言語化、デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムの活用 等)。	中期
	適切に視覚障害者誘導用ブロックを設置する(JIS 規格適合、輝度比の確保、滑りにくい材質)。	短期
	5階エレベーターからカウンターまでに視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。	短期

エ ④ 振興会館(中央文化センター5階)

事業主体:府中市市民協働推進部地域コミュニティ課

表 振興会館における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
エレベーター	利用しやすいエレベーターを整備する(十分な大きさ、基数の確保、窓ガラスの設置 等)。	中期
トイレ	利用者に配慮した車椅子利用者用トイレを整備する(鏡や姿見、目隠し用のカーテン)。	中期
	一般トイレにおける、ベビーカー利用者や車椅子利用者等が利用できる広めの個室、オストメイト対応設備の整備を促進する。	中期
	車椅子利用者用トイレの利用集中を防ぐため、ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し、分かりやすい案内を表示する。	中期
	性的少数者(LGBTQ 等)への配慮や異性介助の点から、男女共用トイレの整備を促進する。	中期
駐車場	利用者に配慮した駐車場を確保する(車椅子利用者用駐車施設の配置、乗降スペース、分かりやすい表示、屋根 等)。	中期

項目	事業の内容	実施時期
その他設備	授乳室は、男性の哺乳びんによる授乳時にも利用できるよう配慮されたものとし、調乳のための給湯設備や哺乳びんの洗浄のための設備を設ける。	中期
案内・情報 バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内図や案内サインを設置する(大きくて分かりやすい表示、カラーユニバーサルデザインに配慮、多言語化、デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムを活用 等)。	中期
	トイレやエレベーター等で聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置する(文字情報や光による情報の伝達等)。	中期
	音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が触知案内図の設置位置を把握できるように配慮する。	中期
	音声案内では「こちら側」などの指示語を用いず、具体的にわかりやすい説明となるように配慮する。	中期

オ ⑤ 市政情報センター(ル・シーニュ5階)

事業主体:府中市市民協働推進部広聴相談課

表 市政情報センターにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
案内・情報 バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

カ ⑥ 消費生活センター(ル・シーニュ6階) 事業主体:府中市生活環境部産業振興課

表 消費生活センターにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

キ ⑦ 観光情報センター 事業主体:府中市生活環境部観光プロモーション課

表 観光情報センターにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
案内・情報 バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続
	車椅子使用者用トイレの優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置する。	継続
	係員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

ク ⑧ 府中の森芸術劇場分館(ル・シーニュ地下2階)

事業主体:府中市文化スポーツ部文化生涯学習課

表 府中の森芸術劇場分館における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

ケ ⑨ ふるさと府中歴史館 事業主体:府中市文化スポーツ部ふるさと文化財課

表 ふるさと府中歴史館における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
通路(廊下)	主要な通路の十分な明るさを確保するため、ダウンライトの維持管理を実施する。	継続
案内・情報 バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続
	車椅子使用者用トイレの優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

コ ⑩ 旧府中グリーンプラザ分館 事業主体:府中市生活環境部資源循環推進課

表 旧府中グリーンプラザ分館における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

サ ① 府中駅北第2庁舎 事業主体:府中市総務管理部財産活用課

表 府中駅北第2庁舎における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

シ ② 中央防災センター 事業主体:府中市総務管理部防災危機管理課

表 中央防災センターにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

ス ③ 府中市役所「おもや」 事業主体:府中市総務管理部財産活用課

表 府中市役所「おもや」における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

セ **1** 子ども家庭支援センター「たち」(くるる3階)

事業主体:府中市子ども家庭部子ども家庭支援課

表 子ども家庭支援センター「たち」における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続
	車椅子利用者用トイレの優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

ソ **3** 子育て世代包括支援センター「みらい」(フォーリス3階)

事業主体:府中市子ども家庭部子ども家庭支援課

表 子育て世代包括支援センター「みらい」における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続
	車椅子利用者用トイレの優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置する。	継続
	係員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

タ **1** 保健センター 事業主体:府中市福祉保健部健康推進課

表 保健センターにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口・敷地内通路	道路と建物の連続性に配慮する(段差や勾配の解消 等)。	中期
通路(廊下)	主要な通路における有効幅員(140cm 以上)を確保する(商品や荷物への配慮 等)。	中期
エレベーター	利用しやすいエレベーターを整備する(浮彫ボタン、音声案内、窓ガラス、鏡、両側車椅子用操作盤の設置 等)。	中期
階段	段鼻を強調し、識別しやすいようにする。色覚異常の人も識別できるよう、カラーユニバーサルデザインに配慮する。	中期
トイレ	利用者に配慮した車椅子使用者用トイレを整備する(十分な広さの確保、大型ベッド、袖壁、目隠し用のカーテンの設置)。	中期
	車椅子使用者用トイレに、車椅子使用者でも荷物をかけることができる高さのフックや荷物台を設置する。	短期
	一般トイレにおける、ベビーカー利用者や車椅子使用者等が利用できる広めの個室、オストメイト対応設備の整備を促進する。	中期
	トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、弱視者にも認識しやすいよう配慮する。	中期
	車椅子使用者用トイレの利用集中を防ぐため、ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し、分かりやすい案内を表示する。	中期
	性的少数者(LGBTQ 等)への配慮や異性介助の点から、男女共用トイレの整備を促進する。	中期
案内・情報 バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内図や案内サインを設置する(大きくて分かりやすい表示、カラーユニバーサルデザインに配慮、多言語化、デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムを活用 等)。	中期
	適切に視覚障害者誘導用ブロックを設置する(JIS 規格適合、輝度比の確保、滑りにくい材質、前面道路との連続、階段等の上端・下端への点状ブロックの設置)	中期
	トイレやエレベーター等で聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置する(文字情報や光による情報の伝達等)。	中期
	音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が触知案内図の設置位置を把握できるように配慮する。	中期
	音声案内では「こちら側」などの指示語を用いず、具体的にわかりやすい説明となるように配慮する。	中期
教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続
	エレベーターや車椅子使用者用トイレ、車椅子使用者用駐車施設の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続
その他	十分な広さのベビーカー置き場を確保する。	中期

チ **2** 地域生活支援センターあけぼの

事業主体:社会福祉法人あけぼの福祉会 地域生活支援センターあけぼの

表 地域生活支援センターあけぼのにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	車椅子使用者用トイレに誰もが分かりやすく、かつ利用しやすいボタンを設置する(開閉・洗浄ボタンの設置及び位置の統一、点字の設置 等)。	長期
	車椅子使用者用トイレに、車椅子使用者でも荷物をかけることができる高さのフックや荷物台を設置する。	短期
案内・情報 バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内図や案内サインを設置する。	長期
	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内図や案内サインを設置する(デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムを活用 等)。	長期
	トイレ等で聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置する(文字情報や光による情報の伝達 等)。	長期
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

ツ **5** ふれあい会館 事業主体:府中市福祉保健部地域福祉推進課

表 ふれあい会館における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	利用者に配慮した車椅子使用者用トイレを整備する(利用しやすいボタン、目隠し用のカーテン、フックや荷物台の設置)。	短期
案内・情報 バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内図や案内サインを設置する(多言語化 等)。	短期
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

テ **17** 子ども発達支援センター「はばたき」 事業主体:府中市福祉保健部障害者福祉課

表 子ども発達支援センター「はばたき」における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
エレベーター	聴覚障害者の緊急時の対応等のため、戸にはガラス等による窓等を設けることにより、内と外が見えるようにする。	長期
案内・情報 バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内図や案内サインを設置する。	長期
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

ト **①** 中央図書館(ルミエール府中3～5階) 事業主体:府中市文化スポーツ部図書館

表 中央図書館における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

ナ **②** 宮町図書館(ふるさと府中歴史館2階) 事業主体:府中市文化スポーツ部図書館

表 宮町図書館における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

ニ **①** 市民陸上競技場 事業主体:府中市文化スポーツ部スポーツタウン推進課

表 市民陸上競技場における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

又 **2** 市民球場 事業主体:府中市文化スポーツ部スポーツタウン推進課

表 市民球場における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

ネ **△** 多摩交流センター(府中駅北第2庁舎6階)

事業主体:府中市総務管理部財産活用課

表 多摩交流センターにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

ノ **△** 東京都府中合同庁舎 事業主体:東京都多摩府中保健所

表 東京都府中合同庁舎における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	車椅子使用者用トイレに目隠し用のカーテンを設置する。	短期
教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

ハ **△** 警視庁府中警察署 事業主体:警視庁府中警察署

表 警視庁府中警察署における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

ヒ ▲ 東京競馬場 事業主体:日本中央競馬会東京競馬場

表 東京競馬場における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口・敷地内通路	道路と建物の連続性に配慮する(段差や勾配の解消 等)。	長期
通路(廊下)	主要な通路における段差を解消する。	長期
エレベーター	利用しやすいエレベーターを整備する(十分な基数の確保、浮彫ボタン、音声案内、窓ガラス、鏡、両側車椅子用操作盤の設置 等)。	長期
階段	手すりを設置する(両側、2段手すり)。	長期
	段鼻を強調し、識別しやすいようにする。色覚異常の人も識別できるよう、カラーユニバーサルデザインに配慮する。	長期
トイレ	利用者に配慮した車椅子使用者用トイレを整備する(大型ベッド、袖壁、鏡や姿見、目隠し用のカーテン、フックや荷物台の設置)。	長期
	一般トイレにおける、ベビーカー利用者や車椅子使用者等が利用できる広めの個室、オストメイト対応設備の整備を促進する。	長期
	トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、弱視者にも認識しやすいよう配慮する。	長期
	車椅子使用者用トイレの利用集中を防ぐため、ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し、分かりやすい案内を表示する。	長期
	性的少数者(LGBTQ 等)への配慮や異性介助の点から、男女共用トイレの整備を促進する。	長期
駐輪場	駐輪場に子ども乗せ電動自転車等の幅が広い自転車が駐輪できるスペースを確保する。	長期
その他設備	授乳室は、男性の哺乳びんによる授乳時にも利用できるよう配慮されたものとし、調乳のための給湯設備や哺乳びんの洗浄のための設備を設ける。	長期
	利用しやすく、分かりやすい案内所等を設置する(分かりやすい位置、視覚障害者誘導用ブロック、音声案内、点字、インターホン、車椅子使用者でも利用しやすい高さ、蹴込みが確保されたカウンターの設置)。	長期
案内・情報 バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内図や案内サインを設置する(大きくて分かりやすい表示、カラーユニバーサルデザインに配慮、多言語化、デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムを活用 等)。	長期
	適切に視覚障害者誘導用ブロックを設置する(JIS 規格適合、輝度比の確保、滑りにくい材質、前面道路との連続、階段等の上端・下端への点状ブロックの設置)。	長期
	トイレやエレベーター等で聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置する(文字情報や光による情報の伝達等)。	長期
	音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が触知案内図の設置位置を把握できるように配慮する。	長期

項目	事業の内容	実施時期
案内・情報 バリアフリー	音声案内では「こちら側」などの指示語を用いず、具体的にわかりやすい説明となるように配慮する。	長期
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続
	エレベーターや車椅子利用者用トイレの優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置する。	継続
	係員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

フ 府中本町二郵便局 事業主体:府中本町二郵便局

表 府中本町二郵便局における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

ハ ホテルケヤキゲート東京府中 事業主体:ホテルケヤキゲート東京府中

表 ホテルケヤキゲート東京府中における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口・敷地内通路	駐輪場付近の出入口に、視覚障害者誘導用ブロックを設置する。	中期
エレベーター	エレベーターの音声案内では「こちら側」などの指示語を用いず、具体的でわかりやすい説明となるように配慮する。	中期
	視覚障害者が押しやすいボタン等に配慮する(文字等の浮彫等)。	中期
階段	段鼻を強調し、識別しやすいようにする。色覚異常の人も識別できるよう、カラーユニバーサルデザインに配慮する。	中期
トイレ	トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、弱視者にも認識しやすいよう配慮する。	中期
案内・情報 バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内図や案内サインを設置する(大きくて分かりやすい表示、カラーユニバーサルデザインに配慮、多言語化、デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムを活用 等)。	中期
	トイレやエレベーター等で聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置する(文字情報や光による情報の伝達等)。	中期
	音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が触知案内図の設置位置を把握できるように配慮する。	中期
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。	継続
	1階の出入口の場所について、分かりやすい案内を表示する。	中期
教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続
	エレベーターや車椅子利用者用トイレ、車椅子利用者用駐車施設の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置する。	継続
	係員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

ホ ぷらりと京王府中(西館) 事業主体:京王電鉄株式会社

表 ぷらりと京王府中(西館)における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

マ 2 ぷらりと京王府中(東館) 事業主体:京王電鉄株式会社

表 ぷらりと京王府中(東館)における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

ミ 3 くるる 事業主体:くるる管理事務所

表 くるるにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
エレベーター	視覚障害者が押しやすいボタン等に配慮する(文字等の浮彫、音声案内等)。	短期
	出入口同方向型(一方向型)のエレベーターには、車椅子使用者が出入口の状況(特に足元)を容易に確認できる鏡を設置する。	中期
階段	手すりを設置する(両側、2段手すり)。	長期
	段鼻を強調し、識別しやすいようにする。色覚異常の人も識別できるよう、カラーユニバーサルデザインに配慮する。	長期
トイレ	車椅子使用者用トイレに目隠し用のカーテンを設置する。	短期
	トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、弱視者にも認識しやすいよう配慮する。	長期
案内・情報 バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内図や案内サインを設置する(大きくて分かりやすい表示、カラーユニバーサルデザインに配慮、多言語化、デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムを活用等)。	長期
	トイレやエレベーター等で聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置する(文字情報や光による情報の伝達等)。	長期
	音声案内では「こちら側」などの指示語を用いず、具体的にわかりやすい説明となるように配慮する。	長期
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続
	エレベーターや車椅子使用者用トイレ、車椅子使用者用駐車施設の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示等)。	継続

ム 4 ミッテン府中 事業主体:株式会社フォルマ

表 ミッテン府中における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
エレベーター	利用しやすいエレベーターを整備する(浮彫ボタン、音声案内、窓ガラス、鏡、両側車椅子用操作盤の設置 等)。	中期
階段	手すりを設置する(両側、2段手すり)。	長期
	段鼻を強調し、識別しやすいようにする。色覚異常の人も識別できるよう、カラーユニバーサルデザインに配慮する。	中期
トイレ	車椅子使用者用トイレに目隠し用のカーテンを設置する。	中期
	一般トイレにおける、ベビーカー利用者や車椅子使用者等が利用できる広めの個室、オストメイト対応設備の整備を促進する。	長期
	車椅子使用者用トイレの利用集中を防ぐため、ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し、分かりやすい案内を表示する。	長期
	性的少数者(LGBTQ 等)への配慮や異性介助の点から、男女共用トイレの整備を促進する。	長期
駐輪場	駐輪場に子ども乗せ電動自転車等の幅が広い自転車が駐輪できるスペースを確保する。	長期
その他設備	利用しやすく、分かりやすい案内所等を設置する(視覚障害者誘導用ブロック、音声案内、点字、インターホンの設置)。	長期
案内・情報 バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内図や案内サインを設置する(多言語化、デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムの活用 等)。	中期
	トイレやエレベーター等で聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置する(文字情報や光による情報の伝達等)。	中期
	音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が触知案内図の設置位置を把握できるように配慮する。	中期
	音声案内では「こちら側」などの指示語を用いず、具体的にわかりやすい説明となるように配慮する。	中期
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置する。	継続

× 5 専門店街フォーリス 事業主体:株式会社フォルマ

表 専門店街フォーリスにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口・敷地内通路	1 階のけやき並木通り側の出入口を自動ドア化する。	長期
エレベーター	利用しやすいエレベーターを整備する(浮彫ボタン、音声案内、窓ガラス、鏡、両側車椅子用操作盤の設置 等)。	中期
階段	手すりを設置する(両側、2段手すり)。	長期
	段鼻を強調し、識別しやすいようにする。色覚異常の人も識別できるよう、カラーユニバーサルデザインに配慮する。	中期
トイレ	車椅子利用者用トイレに排泄や着替えの介助が可能な大型ベッドを設置する。	長期
	車椅子利用者でも姿が確認できるよう、車椅子利用者用トイレに低い位置の鏡や姿見を設置する。	中期
	一般トイレにおける、ベビーカー利用者や車椅子利用者等が利用できる広めの個室、オストメイト対応設備の整備を促進する。	長期
	トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、弱視者にも認識しやすいよう配慮する。	中期
駐輪場	駐輪場に子ども乗せ電動自転車等の幅が広い自転車が駐輪できるスペースを確保する。	長期
その他設備	授乳室は、男性の哺乳びんによる授乳時にも利用できるよう配慮されたものとし、調乳のための給湯設備や哺乳びんの洗浄のための設備を設ける。	中期
案内・情報 バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内図や案内サインを設置する(大きくて分かりやすい表示、カラーユニバーサルデザインに配慮、多言語化 等)。	中期
	トイレやエレベーター等で聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置する(文字情報や光による情報の伝達等)。	中期
	音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が触知案内図の設置位置を把握できるように配慮する。	中期
	音声案内では「こちら側」などの指示語を用いず、具体的にわかりやすい説明となるように配慮する。	中期
教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置する。	継続

モ コープ府中寿町店 事業主体:コープ府中寿町店

表 コープ府中寿町店における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続
	エレベーターや車椅子利用者用トイレ、車椅子利用者用駐車施設の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置する。	継続
	係員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

ヤ 武蔵府中 LE SIGNE [ル・シーニュ] 事業主体:ル・シーニュ全体管理組合

表 武蔵府中 LE SIGNE [ル・シーニュ]における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
エレベーター	利用しやすいエレベーターを整備する(浮彫ボタン、音声案内、窓ガラス、鏡、両側車椅子用操作盤の設置 等)。	長期
階段	手すりを設置する(両側、2段手すり)。	長期
トイレ	利用者に配慮した車椅子利用者用トイレを整備する(大型ベッド、点字、鏡や姿見、目隠し用のカーテンの設置)。	長期
	一般トイレにおけるオストメイト対応設備の整備を促進する。	長期
案内・情報バリアフリー	トイレやエレベーター等で聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置する(文字情報や光による情報の伝達等)。	長期
	音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が触知案内図の設置位置を把握できるように配慮する。	長期
	音声案内では「こちら側」などの指示語を用いず、具体的にわかりやすい説明となるように配慮する。	長期
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。	継続

ユ 国史跡武蔵国府跡(国衙地区)

事業主体:府中市文化スポーツ部ふるさと文化財課

表 国史跡武蔵国府跡(国衙地区)における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

コ ☆ 大國魂神社 事業主体:大國魂神社

表 大國魂神社における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口・敷地内通路	道路と建物の連続性に配慮する(段差や勾配の解消 等)。	長期
	車椅子使用者等が利用しやすい出入口を確保する(安全で使いやすい戸、出入口幅85cm 以上 等)。	長期
	車椅子やベビーカーでも出入りしやすいように、車止めの配置を改善する。	長期
通路(廊下)	主要な通路における段差を解消する。	長期
	主要な通路における有効幅員(140cm 以上)を確保する(商品や荷物への配慮 等)。	長期
	主要な通路は十分な明るさを確保する。	長期
本殿	本殿に車椅子でも立ち入ることができるように段差等を解消する。	長期
階段	手すりを設置する(両側、2段手すり)。	長期
	段鼻を強調し、識別しやすいようにする。色覚異常の人も識別できるよう、カラーユニバーサルデザインに配慮する。	長期
トイレ	利用者に配慮した車椅子使用者用トイレを整備する(大型ベッド、利用しやすいボタン、袖壁、鏡や姿見、目隠し用のカーテン、フックや荷物台の設置)。	長期
	一般トイレにおける、ベビーカー利用者や車椅子使用者等が利用できる広めの個室、オストメイト対応設備の整備を促進する。	長期
	トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、弱視者にも認識しやすいよう配慮する。	長期
駐車場	利用者に配慮した駐車場を確保する(車椅子使用者用駐車施設の配置、乗降スペース、分かりやすい表示、屋根 等)。	長期
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の設置及び整理・整頓を行う。	長期
	駐輪場に子ども乗せ電動自転車等の幅が広い自転車が駐輪できるスペースを確保する。	長期
その他設備	授乳室は、男性の哺乳びんによる授乳時にも利用できるよう配慮されたものとし、調乳のための給湯設備や哺乳びんの洗浄のための設備を設ける。	長期
	利用しやすく、分かりやすい案内所等を設置する(分かりやすい位置、視覚障害者誘導用ブロック、音声案内、点字、インターホンの設置)。	長期
案内・情報 バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内図や案内サインを設置する(大きくて分かりやすい表示、多言語化、デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムを活用 等)。	長期
	音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が触知案内図の設置位置を把握できるように配慮する。	長期
	音声案内では「こちら側」などの指示語を用いず、具体的にわかりやすい説明となるように配慮する。	長期
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。	継続

項目	事業の内容	実施時期
教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続
	車椅子利用者用トイレ、車椅子利用者用駐車施設の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置する。	継続
	係員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

ラ 国史跡武蔵国府跡(国司館地区)

事業主体:府中市文化スポーツ部ふるさと文化財課

表 国史跡武蔵国府跡(国司館地区)における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続
	車椅子利用者用トイレの優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

⑤路外駐車場特定事業

ア ① タイムズ大國魂神社駐車場 事業主体:タイムズ24株式会社

表 タイムズ大國魂神社駐車場における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
駐車場	利用者に配慮した駐車場を確保する(車椅子利用者用駐車施設の配置、乗降スペース、分かりやすい表示、屋根等)。	長期
	駐車場内に歩行者用通路を確保する。	長期
	夜間における十分な明るさを確保する。	長期
	支払機付近の平坦な通路の十分な幅員を確保する。	長期
教育啓発・心のバリアフリー	車椅子利用者用駐車施設の整備後、優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示等)。	継続

イ ③ 府中駅南口市営駐車場(ル・シーニュ、ミッテン府中・フォーリス地下) 事業主体:株式会社 府中駐車場管理公社

表 府中駅南口市営駐車場における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
駐車場	車椅子利用者用駐車施設の分かりやすい表示を設置する。	短期
教育啓発・心のバリアフリー	エレベーターや車椅子利用者用駐車施設の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示等)。	継続
	車椅子利用者用トイレへの案内サインを設置する。	短期

⑥都市公園特定事業

ア 府中公園 事業主体:府中市都市整備部公園緑地課

表 府中公園における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

イ 寿中央公園 事業主体:府中市都市整備部公園緑地課

表 寿中央公園における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	利用者に配慮した車椅子使用者用トイレを設置する(利用しやすいボタン、袖壁、鏡や姿見、フックの設置、開閉状況が分かる表示)。	中期
	トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、弱視者にも認識しやすいよう配慮する。	中期
案内・情報 バリアフリー	触知案内図の設置にあわせて、視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が触知案内図の設置位置を把握できるように配慮する。	中期
教育啓発・ 心のバリアフリー	車椅子使用者用トイレの設置にあわせて、優先利用に関する利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示等)。	継続

ウ 北府中公園 事業主体:府中市都市整備部公園緑地課

表 北府中公園における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
遊具	インクルーシブ遊具の設置を促進する。	中期
園路	車椅子の車輪や白杖が入り込まないよう、集水桝の蓋には穴や溝の小さいものを採用する。	中期

(2)分倍河原駅周辺重点整備地区

表 分倍河原駅周辺重点整備地区 特定事業対象施設等一覧

事業種別	分類	番号	施設名称等	ページ
公共交通 特定事業	旅客施設	 14	JR 南武線 分倍河原駅	140
		 15	京王線 分倍河原駅	140
	バス	—	路線バス	141
		—	コミュニティバス【ちゅうバス】	141
	タクシー	—	タクシー(一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会)	142
		—	タクシー(多摩地区個人タクシー連合会)	142
道路 特定事業	国道	⑭	一般国道20号	143
	都道	④	主要地方道18号(一部、第二都市遊歩道)	143
		⑯	一般都道第229号	143
	市道等	①	市道4-74号	未
		②	市道4-139号	未
		③	かえで通り	未
		④	第二都市遊歩道(鎌倉街道)	未
		⑤	市道4-154号	未
		⑥	市道4-159号	未
		⑦	分倍河原駅前広場	未
		⑧	分倍こ線人道橋	未
		⑨	市道4-141号	未
		⑩	市道4-77号	未
		⑪	市道4-78号	未
		⑫	番場北裏通り	未
		⑬	市道4-28号	未
		⑮	分梅通り	未
交通安全 特定事業	—	—	信号機	144
建築物 特定事業	文化・ コミュニティ	②④	片町文化センター	145
	福祉	16	介護予防推進センター	146
	教育	 14	片町図書館(片町文化センター4 階)	146
	その他 公共施設	 14	武蔵府中税務署	147
	大規模店舗	25	MINANO(ミナノ)	147
路外駐車場 特定事業	—	 8	タイムズMINANO分倍河原(MINANO3、4階)	149
都市公園 特定事業	公園・緑地	 19	美好町公園	150
		 20	片町公園	150

①公共交通特定事業

ア JR 南武線 分倍河原駅 事業主体:東日本旅客鉄道株式会社

表 分倍河原駅における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

イ 京王線 分倍河原駅 事業主体:京王電鉄株式会社

表 分倍河原駅における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
券売機・改札口	改修にあわせて、車椅子使用者が利用しやすい券売機の設置を検討する。(蹴込みの設置、見やすく手が届くタッチパネル 等)	長期
	分倍河原駅周辺地区まちづくり基本計画に基づく大規模改修にあわせて、バリアフリー化の推進を検討する。	長期
ホーム	ホームドアや可動式ホーム柵を設置する。	中期
	可能な限りホームと車両の段差や隙間を縮小する。	中期
	改修にあわせて、ホームにおける十分な幅員確保を検討する。	長期
トイレ	改修にあわせて、利用者に配慮した車椅子使用者用トイレの整備を検討する。(適切な位置、大型ベッド、利用しやすいボタン、自動ドア、袖壁、鏡や姿見、目隠し用のカーテンの設置、開閉状況が分かる表示)	長期
	改修にあわせて、一般トイレにおける、ベビーカー利用者や車椅子使用者等が利用できる広めの個室、オストメイト対応設備の整備を検討する。	長期
	改修にあわせて、車椅子使用者用トイレの利用集中を防ぐため、ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し、分かりやすい案内表示について検討する。	長期
教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、職員の教育を実施する。	継続
	エレベーターや車椅子使用者用トイレの優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続
役務の提供 (維持管理・人的対応)	トイレや案内設備等の適切な維持管理を行う。	継続
	手話のできる係員やサービス介助士、認知症サポーター等の資格を持った係員を案内所等に配置する。	継続
	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

ウ 路線バス 事業主体:京王電鉄バス株式会社

表 路線バスにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
車両	安全に乗降できるように二ーリングを実施する。	継続
バス乗降場・ 停留所	乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置する(道路管理者と連携)。	順次
	バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にする(道路管理者と連携)。	順次
	安全な待合スペースを確保し、ベンチや上屋の設置を促進する(道路管理者・交通管理者と連携)。	順次
	ベンチや看板等が視覚障害者誘導用ブロックと干渉しないように配慮する(道路管理者・交通管理者と連携)。	継続
案内・ 情報バリアフリー	バス停やバス車内における案内を充実する(分かりやすい乗場案内・路線図・乗継案内、ノンステップバスの運行表示、案内表記や音声案内の多言語化等)。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施する。	継続
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。	継続
役務の提供 (人的対応)	バス停への正着を徹底する。	継続
	乗務員による音声案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

エ コミュニティバス【ちゅうバス】 事業主体:京王電鉄バス株式会社

表 コミュニティバス【ちゅうバス】における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
バス乗降場・ 停留所	乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置する(道路管理者と連携)。	順次
	バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にする(道路管理者と連携)。	順次
	安全な待合スペースを確保し、ベンチや上屋の設置を促進する(道路管理者・交通管理者と連携)。	順次
	ベンチや看板等が視覚障害者誘導用ブロックと干渉しないように配慮する(道路管理者・交通管理者と連携)。	継続
案内・ 情報バリアフリー	バス停やバス車内における案内を充実する(分かりやすい乗場案内・路線図・乗継案内、ノンステップバスの運行表示、案内表記や音声案内の多言語化等)。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施する。	継続
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。	継続
役務の提供 (人的対応)	バス停への正着を徹底する。	継続
	乗務員による音声案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

オ タクシー 事業主体:一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会

表 東京ハイヤー・タクシー協会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

カ タクシー 事業主体:多摩地区個人タクシー連合会

表 多摩地区個人タクシー連合会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
車両	車椅子使用者等も利用できる福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む。)の導入に向け、協力依頼を実施する。	継続
案内・情報 バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示するよう、協力依頼を実施する。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施する。	継続
役務の提供 (人的対応)	歩道等への正着を徹底するよう協力依頼を実施する。	継続
	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

②道路特定事業

ア 経路番号:⑭ 一般国道20号

事業主体:国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所

表 経路番号⑭における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	電線共同溝事業により、無電柱化を推進し、歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	順次
	交差点部やバス停等を中心に、移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置する(直線的な配置、柵やボラード等との離隔の確保、JIS 規格適合、輝度比の確保、滑りにくい材質、沿道施設との連続、管理者が異なる道路間の連続)。	順次
	十分な幅員が確保できない歩道は、沿道敷地内での通行スペースを確保するなど、沿道敷地と連携した快適な歩行空間の形成を促進する。	順次
普及・啓発	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する(交通管理者と連携)。	継続

イ 経路番号:④ 主要地方道18号(一部、第二都市遊歩道)

事業主体:東京都北多摩南部建設事務所

表 経路番号④における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を行う。	継続

ウ 経路番号:⑯ 一般都道第229号 事業主体:東京都北多摩南部建設事務所

表 経路番号⑯における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を行う。	継続

③交通安全特定事業

ア 事業主体:東京都公安委員会

表 東京都公安委員会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
信号機等	音響式や経過時間表示式などのバリアフリー対応型信号機の設置を促進する。	順次
	多様な利用者が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する(歩行者用青信号の延長等)。	順次
	標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。	順次
横断歩道	歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンの設置を促進する。	順次
安全対策	歩道のない道路では、路側帯の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策、自転車通行位置の明示など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する(道路管理者と連携)。	順次
普及・啓発	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する(道路管理者と連携)。	継続

④建築物特定事業

ア ㊸ 片町文化センター 事業主体:府中市市民協働推進部地域コミュニティ課

表 片町文化センターにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口・案内カウンター	案内所では、車椅子使用者が利用しやすい高さ、蹴込みが確保されたカウンターを設置する。	中期
通路	自動販売機付近の通路は、車椅子で転回可能な幅員を確保する。	中期
エレベーター	利用しやすいエレベーターを整備する(十分な大きさ、基数の確保、浮彫ボタン、音声案内、窓ガラス、両側車椅子用操作盤の設置 等)。	中期
階段	手すりを設置する(両側、2段手すり)。	中期
	段鼻を強調し、識別しやすいようにする。色覚異常の人も識別できるよう、カラーユニバーサルデザインに配慮する。	中期
トイレ	利用者に配慮した車椅子使用者用トイレを整備する(十分な広さの確保、大型ベッド、利用しやすいボタン、袖壁、鏡や姿見、目隠し用のカーテン、荷物台の設置、開閉状況が分かる表示)。	中期
	車椅子使用者用トイレに、車椅子でも荷物をかけることができる高さのフックを設置する。	短期
	一般トイレにおける、ベビーカー利用者や車椅子使用者等が利用できる広めの個室、オストメイト対応設備の整備を促進する。	中期
	トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、弱視者にも認識しやすいよう配慮する。	中期
	車椅子使用者用トイレの利用集中を防ぐため、ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し、分かりやすい案内を表示する。	中期
	性的少数者(LGBTQ 等)への配慮や異性介助の点から、男女共用トイレの整備を促進する。	中期
	十分な明るさを確保する。	中期
	トイレの場所を案内する張り紙を掲示する。	短期
	男女トイレの区別が明確にわかるような案内表示を行う。	短期
	車椅子使用者用トイレに設置の各ボタンについて、機能が分かるよう案内を表示する。	短期
駐車場	利用者に配慮した駐車場を確保する(車椅子使用者用駐車施設の配置、乗降スペース、分かりやすい表示、屋根 等)。	中期
その他設備	休憩スペースや授乳室を確保する。	中期
	授乳室は、男性の哺乳びんによる授乳時にも利用できるよう配慮されたものとし、調乳のための給湯設備や哺乳びんの洗浄のための設備を設ける。	中期
案内・情報 バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内図や案内サインを設置する(大きくて分かりやすい表示、カラーユニバーサルデザインに配慮、多言語化、デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムを活用、トイレの手すりの有無 等)。	中期

項目	事業の内容	実施時期
案内・情報 バリアフリー	適切に視覚障害者誘導用ブロックを設置する（JIS 規格適合、輝度比の確保、滑りにくい材質、前面道路との連続、階段等の上端・下端への点状ブロックの設置）。	中期
	トイレやエレベーター等で聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置する（文字情報や光による情報の伝達等）。	中期
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。	継続
	出入口から案内カウンターまでの視覚障害者誘導用ブロックを設置する。	中期
	エレベーター付近に各階のフロア案内を設置する。	短期
教育啓発・ 心のバリアフリー	エレベーターや車椅子使用者用トイレ、車椅子使用者用駐車施設の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する（分かりやすい場所への案内掲示 等）。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

イ 16 介護予防推進センター 事業主体：府中市福祉保健部高齢者支援課

表 介護予防推進センターにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

ウ 14 片町図書館（片町文化センター4階） 事業主体：府中市文化スポーツ部図書館

表 片町図書館における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

エ 武蔵府中税務署 事業主体:武蔵府中税務署

表 武蔵府中税務署における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

オ MINANO(ミナノ) 事業主体:MINANO(ミナノ)

表 MINANO (ミナノ) における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
エレベーター	左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮し、車椅子用操作盤は両側に設置する。	長期
階段	手すりを設置する(両側、2段手すり)。	中期
	段鼻を強調し、識別しやすいようにする。色覚異常の人も識別できるよう、カラーユニバーサルデザインに配慮する。	中期
トイレ	利用者に配慮した車椅子使用者用トイレを整備する(鏡や姿見、目隠し用のカーテン、フックや荷物台の設置)。	中期
	一般トイレにおける、ベビーカー利用者や車椅子使用者等が利用できる広めの個室、オストメイト対応設備の整備を促進する。	長期
	トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、弱視者にも認識しやすいよう配慮する。	中期
	車椅子使用者用トイレの利用集中を防ぐため、ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し、分かりやすい案内を表示する。	中期
	性的少数者(LGBTQ 等)への配慮や異性介助の点から、男女共用トイレの整備を促進する。	長期
	車椅子使用者用トイレにおいて、負担なく開閉できる扉を整備する。	中期
駐車場	車椅子使用者用駐車施設を増設する。	中期
	車椅子使用者用駐車施設の空き状況の確認や予約ができるような web システムを整備する。	中期
案内・情報 バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内図や案内サインを設置する(大きくて分かりやすい表示、カラーユニバーサルデザインに配慮、多言語化、デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムの活用 等)。	中期
	適切に視覚障害者誘導用ブロックを設置する(階段等の上端・下端への点状ブロックの設置)。	中期
	トイレやエレベーター等で聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置する(文字情報や光による情報の伝達等)。	長期

項目	事業の内容	実施時期
	音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が触知案内図の設置位置を把握できるように配慮する。	長期
	音声案内では「こちら側」などの指示語を用いず、具体的にわかりやすい説明となるように配慮する。	長期
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。	継続
案内・情報 バリアフリー	2階に視覚障害者誘導用ブロックを設置する。	中期
	トイレへ誘導する視覚障害者誘導用ブロックを設置する。	中期
	1階のフロア案内に音声案内を追加する。	中期
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	エレベーターや車椅子利用者用トイレ、車椅子利用者用駐車施設の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続

⑤路外駐車場特定事業

ア タイムズMINANO分倍河原(MINANO3、4階)

事業主体:タイムズ24株式会社

表 タイムズMINANO分倍河原における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
駐車場	車椅子使用者用駐車施設を増設する。	長期
教育啓発・ 心のバリアフリー	エレベーターや車椅子使用者用駐車施設の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示等)。	継続

⑥都市公園特定事業

ア 美好町公園 事業主体:府中市都市整備部公園緑地課

表 美好町公園における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口	出入口に視覚障害者誘導用ブロック(JIS 規格で舗装との輝度比を確保した滑りにくいものを使用)を設置する。	短期
トイレ	利用者に配慮した車椅子使用者用トイレを設置する(利用しやすいボタン、袖壁、鏡や姿見、フックの設置、開閉状況が分かる表示)。	短期
	トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、弱視者にも認識しやすいよう配慮する。	短期
案内・情報 バリアフリー	触知案内図の設置にあわせて、視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が触知案内図の設置位置を把握できるように配慮する。	短期
教育啓発・ 心のバリアフリー	車椅子使用者用トイレの設置にあわせて、優先利用に関する利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示等)。	継続

イ 片町公園 事業主体:府中市都市整備部公園緑地課

表 片町公園における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

(3)東府中駅周辺重点整備地区

表 東府中駅周辺重点整備地区 特定事業対象施設等一覧

事業種別	分類	番号	施設名称等	ページ
公共交通 特定事業	旅客施設		京王線・競馬場線 東府中駅	152
	バス	—	路線バス	152
		—	コミュニティバス【ちゅうバス】	153
	タクシー	—	タクシー(一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会)	153
		—	タクシー(多摩地区個人タクシー連合会)	153
道路 特定事業	国道	①	一般国道20号	154
	都道	②	一般都道第229号	154
	市道等	③	平和通り	未
		④	競馬場通り	未
		⑤	市道3-94号	未
		⑥	市道3-321号	未
		⑦	市道4-379号	未
		⑧	市道4-118号	未
		⑨	市道4-119号	未
		⑩	品川街道	未
交通安全 特定事業	—	—	信号機	155
建築物 特定事業	教育		教育センター(令和7年4月に移転)	156
	郵便局		府中清水が丘郵便局	156
	宿泊施設		東横INN京王線東府中駅北口	156
			マロウドイン東京	157
	大規模店舗		ライフ東府中店	157
都市公園 特定事業	公園・緑地		万蔵庵公園	158

①公共交通特定事業

ア 京王線・競馬場線 東府中駅 事業主体:京王電鉄株式会社

表 東府中駅における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
ホーム	ホームドアや可動式ホーム柵を設置する。	中期
	可能な限りホームと車両の段差や隙間を縮小する。	中期
トイレ	利用者に配慮した車椅子利用者用トイレの整備を検討する。 (鏡や姿見、目隠し用のカーテンの設置)	長期
	トイレの場所等について、二次元バーコード等による情報提供を検討する。	長期
踏切	関係者と連携し、踏切の安全対策について検討する。	長期
	関係者と連携し、踏切内に視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討する。	長期
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、職員の教育を実施する。	継続
	エレベーターや車椅子利用者用トイレの優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続
役務の提供 (維持管理・ 人的対応)	トイレや案内設備等の適切な維持管理を行う。	継続
	手話のできる係員やサービス介助士、認知症サポーター等の資格を持った係員を案内所等に配置する。	継続
	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

イ 路線バス 事業主体:京王電鉄バス株式会社

表 路線バスにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
車両	安全に乗降できるように二ーリングを実施する。	継続
バス乗降場・ 停留所	乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置する (道路管理者と連携)。	順次
	バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にする (道路管理者と連携)。	順次
	安全な待合スペースを確保し、ベンチや上屋の設置を促進する (道路管理者・交通管理者と連携)。	順次
	ベンチや看板等が視覚障害者誘導用ブロックと干渉しないように配慮する(道路管理者・交通管理者と連携)。	継続
案内・情報 バリアフリー	バス停やバス車内における案内を充実する(分かりやすい乗場案内・路線図・乗継案内、ノンステップバスの運行表示、案内表記や音声案内の多言語化等)。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施する。	継続
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。	継続
役務の提供 (人的対応)	バス停への正着を徹底する。	継続
	乗務員による音声案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

ウ コミュニティバス【ちゅうバス】 事業主体:京王電鉄バス株式会社

表 コミュニティバス【ちゅうバス】における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
バス乗降場・ 停留所	乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置する(道路管理者と連携)。	順次
	バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にする(道路管理者と連携)。	順次
	安全な待合スペースを確保し、ベンチや上屋の設置を促進する(道路管理者・交通管理者と連携)。	順次
	ベンチや看板等が視覚障害者誘導用ブロックと干渉しないように配慮する(道路管理者・交通管理者と連携)。	継続
案内・ 情報バリアフリー	バス停やバス車内における案内を充実する(分かりやすい乗場案内・路線図・乗継案内、ノンステップバスの運行表示、案内表記や音声案内の多言語化等)。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施する。	継続
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。	継続
役務の提供 (人的対応)	バス停への正着を徹底する。	継続
	乗務員による音声案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

エ タクシー 事業主体:一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会

表 東京ハイヤー・タクシー協会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

オ タクシー 事業主体:多摩地区個人タクシー連合会

表 多摩地区個人タクシー連合会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
車両	車椅子利用者等も利用できる福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む。)の導入に向け、協力依頼を実施する。	継続
案内・情報 バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示するよう、協力依頼を実施する。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施する。	継続
役務の提供 (人的対応)	歩道等への正着を徹底するよう協力依頼を実施する。	継続
	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

②道路特定事業

ア 経路番号:① 一般国道20号

事業主体:国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所

表 経路番号①における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	電線共同溝事業により、無電柱化を推進し、歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	順次
	交差点部やバス停等を中心に、移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置する(直線的な配置、柵やボラード等との離隔の確保、JIS 規格適合、輝度比の確保、滑りにくい材質、沿道施設との連続、管理者が異なる道路間の連続)。	順次
	十分な幅員が確保できない歩道は、沿道敷地内での通行スペースを確保するなど、沿道敷地と連携した快適な歩行空間の形成を促進する。	順次
普及・啓発	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する(交通管理者と連携)。	継続

イ 経路番号:② 一般都道第229号 事業主体:東京都北多摩南部建設事務所

表 経路番号②における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	踏切手前部について路面補修事業に合わせ、だれもが安心して利用できる環境の整備を検討する。	中期
	関係機関と調整し、踏切道のバリアフリー対策を検討する。	長期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を行う。	継続

③交通安全特定事業

ア 事業主体:東京都公安委員会

表 東京都公安委員会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
信号機等	音響式や経過時間表示式などのバリアフリー対応型信号機の設置を促進する。	順次
	多様な利用者が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する(歩行者用青信号の延長等)。	順次
	標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。	順次
横断歩道	歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンの設置を促進する。	順次
安全対策	歩道のない道路では、路側帯の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策、自転車通行位置の明示など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する(道路管理者と連携)。	順次
普及・啓発	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する(道路管理者と連携)。	継続

④建築物特定事業

ア 教育センター(令和7年4月に移転) 事業主体:府中市教育部指導室

表 教育センターにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

イ 府中清水が丘郵便局 事業主体:府中清水が丘郵便局

表 府中清水が丘郵便局における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

ウ 東横INN京王線東府中駅北口 事業主体:東横INN京王線東府中駅北口

表 東横 I N N 京王線東府中駅北口における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
階段	段鼻を強調し、識別しやすいようにする。色覚異常の人も識別できるよう、カラーユニバーサルデザインに配慮する。	短期
トイレ	利用者に配慮した車椅子使用者用トイレを整備する(目隠し用のカーテン、フックや荷物台の設置)。	短期
	トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、弱視者にも認識しやすいよう配慮する。	短期
案内・情報バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内図や案内サインを設置する(大きくて分かりやすい表示、カラーユニバーサルデザインに配慮、多言語化、デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムを活用 等)。	短期

エ マロウドイン東京 事業主体:マロウドイン東京

表 マロウドイン東京における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、弱視者にも認識しやすいよう配慮する。	中期
その他設備	利用しやすく、分かりやすい案内所等を設置する(分かりやすい位置、視覚障害者誘導用ブロック、音声案内、点字、インターホン、車椅子利用者でも利用しやすい高さ、蹴込みが確保されたカウンターの設置)。	中期
案内・情報 バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内図や案内サインを設置する(大きくて分かりやすい表示、カラーユニバーサルデザインに配慮、多言語化、デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムを活用 等)。	中期
	適切に視覚障害者誘導用ブロックを設置する(JIS 規格適合、輝度比の確保、滑りにくい材質、前面道路との連続、階段等の上端・下端への点状ブロックの設置)	中期
	トイレやエレベーター等で聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置する(文字情報や光による情報の伝達等)。	中期
	音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が触知案内図の設置位置を把握できるように配慮する。	中期
	音声案内では「こちら側」などの指示語を用いず、具体的にわかりやすい説明となるように配慮する。	中期
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続
	エレベーターの優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置する。	継続

オ ライフ東府中店 事業主体:ライフ東府中店

表 ライフ東府中店における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

⑤都市公園特定事業

ア 万蔵庵公園 事業主体:府中市都市整備部公園緑地課

表 万蔵庵公園における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	利用者に配慮した車椅子使用者用トイレを設置する(利用しやすいボタン、袖壁、鏡や姿見、フックの設置、開閉状況が分かる表示)。	中期
	トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、弱視者にも認識しやすいよう配慮する。	中期
案内・情報 バリアフリー	触知案内図の設置にあわせて、視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が触知案内図の設置位置を把握できるように配慮する。	長期
教育啓発・ 心のバリアフリー	車椅子使用者用トイレの設置にあわせて、優先利用に関する利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示等)。	継続

(4)中河原駅周辺重点整備地区

表 中河原駅周辺重点整備地区 特定事業対象施設等一覧

事業種別	分類	番号	施設名称等	ページ
公共交通 特定事業	旅客施設	㉑	京王線 中河原駅	160
	バス	—	路線バス	161
		—	コミュニティバス【ちゅうバス】	161
	タクシー	—	タクシー(一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会)	162
		—	タクシー(多摩地区個人タクシー連合会)	162
道路 特定事業	都道	⑫	主要地方道18号	163
	市道等	①	市道4-398号	未
		②	市道4-252号	未
		③	市道4-242号	未
		④	市道4-251号(中河原駅前広場)	未
		⑤	市道4-253号	未
		⑥	市道4-267号	未
		⑦	市道4-258号	未
		⑧	市道4-390号	未
		⑨	下河原通り	未
		⑩	市道4-338号	未
		⑪	市道4-339号	未
		⑬	市道6-132号	未
		⑭	市道6-131号	未
		⑮	四谷通り	未
交通安全 特定事業	—	—	信号機	163
建築物 特定事業	文化・ コミュニティ	⑮	住吉文化センター	164
		⑲	男女共同参画センター「フチャール」 (ステーザ府中中河原 4 階)	165
	子育て	㉒	地域子育て支援センター「はぐ」すみよし	165
	教育	㉓	住吉図書館(住吉文化センター3 階)	165
	大規模店舗	㉔	ライフ府中中河原店	166
		㉕	西友中河原店	167

①公共交通特定事業

ア ⑧ 京王線 中河原駅 事業主体:京王電鉄株式会社

表 中河原駅における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
ホーム	ホームドアや可動式ホーム柵を設置する。	中期
	可能な限りホームと車両の段差や隙間を縮小する。	中期
トイレ	利用者に配慮した車椅子利用者用トイレの整備を検討する。 (大型ベッド、目隠し用のカーテンの設置)	長期
	一般トイレにおける、ベビーカー利用者や車椅子利用者等が利用できる広めの個室、オストメイト対応設備の整備促進を検討する。	長期
	車椅子利用者用トイレの利用集中を防ぐため、ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し、分かりやすい案内表示について検討する。	長期
	乗降人数をもとに適切なトイレの基数確保を検討する。	長期
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、職員の教育を実施する。	継続
	エレベーターや車椅子利用者用トイレの優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続
役務の提供 (維持管理・ 人的対応)	トイレや案内設備等の適切な維持管理を行う。	継続
	手話のできる係員やサービス介助士、認知症サポーター等の資格を持った係員を案内所等に配置する。	継続
	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

イ 路線バス 事業主体:京王電鉄バス株式会社

表 路線バスにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
車両	安全に乗降できるように二ーリングを実施する。	継続
バス乗降場・ 停留所	乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置する(道路管理者と連携)。	順次
	バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にする(道路管理者と連携)。	順次
	安全な待合スペースを確保し、ベンチや上屋の設置を促進する(道路管理者・交通管理者と連携)。	順次
	ベンチや看板等が視覚障害者誘導用ブロックと干渉しないように配慮する(道路管理者・交通管理者と連携)。	継続
案内・ 情報バリアフリー	バス停やバス車内における案内を充実する(分かりやすい乗場案内・路線図・乗継案内、ノンステップバスの運行表示、案内表記や音声案内の多言語化等)。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施する。	継続
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。	継続
役務の提供 (人的対応)	バス停への正着を徹底する。	継続
	乗務員による音声案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

ウ コミュニティバス【ちゅうバス】 事業主体:京王電鉄バス株式会社

表 コミュニティバス【ちゅうバス】における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
バス乗降場・ 停留所	乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置する(道路管理者と連携)。	順次
	バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にする(道路管理者と連携)。	順次
	安全な待合スペースを確保し、ベンチや上屋の設置を促進する(道路管理者・交通管理者と連携)。	順次
	ベンチや看板等が視覚障害者誘導用ブロックと干渉しないように配慮する(道路管理者・交通管理者と連携)。	継続
案内・ 情報バリアフリー	バス停やバス車内における案内を充実する(分かりやすい乗場案内・路線図・乗継案内、ノンステップバスの運行表示、案内表記や音声案内の多言語化等)。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施する。	継続
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。	継続
役務の提供 (人的対応)	バス停への正着を徹底する。	継続
	乗務員による音声案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

エ タクシー 事業主体:一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会

表 東京ハイヤー・タクシー協会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

オ タクシー 事業主体:多摩地区個人タクシー連合会

表 多摩地区個人タクシー連合会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
車両	車椅子使用者等も利用できる福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む。)の導入に向け、協力依頼を実施する。	継続
案内・情報 バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示するよう、協力依頼を実施する。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施する。	継続
役務の提供 (人的対応)	歩道等への正着を徹底するよう協力依頼を実施する。	継続
	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

②道路特定事業

ア 経路番号:⑫ 主要地方道18号 事業主体:東京都北多摩南部建設事務所

表 経路番号⑫における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	関係者と連携し、中河原駅前の歩道橋にエレベーター等の移動等円滑化が可能か検討する。	中期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を行う。	継続

③交通安全特定事業

ア 事業主体:東京都公安委員会

表 東京都公安委員会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
信号機等	音響式や経過時間表示式などのバリアフリー対応型信号機の設置を促進する。	順次
	多様な利用者が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する(歩行者用青信号の延長等)。	順次
	標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。	順次
横断歩道	歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンの設置を促進する。	順次
安全対策	歩道のない道路では、路側帯の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策、自転車通行位置の明示など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する(道路管理者と連携)。	順次
普及・啓発	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する(道路管理者と連携)。	継続

④建築物特定事業

ア ⑱ 住吉文化センター 事業主体:府中市市民協働推進部地域コミュニティ課

表 住吉文化センターにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
エレベーター	利用しやすいエレベーターを整備する(十分な大きさ、基数の確保、浮彫ボタン、音声案内、窓ガラス 等)。	長期
階段	段鼻を強調し、識別しやすいようにする。色覚異常の人も識別できるよう、カラーユニバーサルデザインに配慮する。	長期
トイレ	利用者に配慮した車椅子使用者用トイレを整備する(十分な広さの確保、大型ベッド、鏡や姿見、目隠し用のカーテン設置)。	長期
	車椅子使用者用トイレに、車椅子使用者でも荷物をかけることができる高さのフックや荷物台を設置する。	短期
	一般トイレにおける、ベビーカー利用者や車椅子使用者等が利用できる広めの個室、オストメイト対応設備の整備を促進する。	長期
	車椅子使用者用トイレの利用集中を防ぐため、ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し、分かりやすい案内を表示する。	長期
	車椅子使用者用トイレに突き出しサインを設置する。	短期
その他設備	授乳室は、男性の哺乳びんによる授乳時にも利用できるよう配慮されたものとし、調乳のための給湯設備や哺乳びんの洗浄のための設備を設ける。	短期
案内・情報 バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内図や案内サインを設置する(大きくて分かりやすい表示、カラーユニバーサルデザインに配慮、多言語化、デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムを活用 等)。	長期
	適切に視覚障害者誘導用ブロックを設置する(JIS 規格適合、輝度比の確保、滑りにくい材質、前面道路との連続、階段等の上端・下端への点状ブロックの設置)。	短期
	トイレやエレベーター等で聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置する(文字情報や光による情報の伝達等)。	長期
	音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が触知案内図の設置位置を把握できるように配慮する。	長期
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。	継続
	出入口から案内カウンターまでの視覚障害者誘導用ブロックを設置する。	長期
	エレベーターや車椅子使用者用トイレ、車椅子使用者用駐車施設の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続
その他	車椅子使用者に配慮した高さの記載台を整備する。	長期

イ ⑱ 男女共同参画センター「フチャール」(ステーザ府中中河原4階)

事業主体:府中市市民協働推進部多様性社会推進課

表 男女共同参画センター「フチャール」における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

ウ ⑥ 地域子育て支援センター「はぐ」すみよし

事業主体:府中市子ども家庭部保育支援課

表 地域子育て支援センター「はぐ」すみよしにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続

エ ⑧ 住吉図書館(住吉文化センター3階) 事業主体:府中市文化スポーツ部図書館

表 住吉図書館における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
	調整中	

オ ライフ府中中河原店 事業主体:ライフ府中中河原店

表 ライフ府中中河原店における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口・敷地内通路	車椅子使用者等が利用しやすい出入口を確保する(安全で使いやすい戸、出入口幅85cm以上等)。	長期
通路(廊下)	主要な通路における段差を解消する。	長期
	主要な通路における有効幅員(140cm以上)を確保する(商品や荷物への配慮等)。	長期
階段	手すりを設置する(両側、2段手すり)。	長期
	段鼻を強調し、識別しやすいようにする。色覚異常の人も識別できるよう、カラーユニバーサルデザインに配慮する。	長期
トイレ	利用者に配慮した車椅子使用者用トイレを整備する(利用しやすいボタン、袖壁、鏡や姿見、目隠し用のカーテン、フックや荷物台の設置)。	長期
	トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、弱視者にも認識しやすいよう配慮する。	長期
駐輪場	駐輪場に子ども乗せ電動自転車等の幅が広い自転車が駐輪できるスペースを確保する。	長期
その他設備	授乳室は、男性の哺乳びんによる授乳時にも利用できるよう配慮されたものとし、調乳のための給湯設備や哺乳びんの洗浄のための設備を設ける。	長期
	利用しやすく、分かりやすい案内所等を設置する(分かりやすい位置、視覚障害者誘導用ブロック、音声案内、点字、インターホン、車椅子使用者でも利用しやすい高さ、蹴込みが確保されたカウンターの設置)。	長期
案内・情報 バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内図や案内サインを設置する(大きくて分かりやすい表示、カラーユニバーサルデザインに配慮、多言語化、デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムを活用等)。	長期
	適切に視覚障害者誘導用ブロックを設置する(JIS規格適合、輝度比の確保、滑りにくい材質、階段等の上端・下端への点状ブロックの設置)。	長期
	トイレやエレベーター等で聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置する(文字情報や光による情報の伝達等)。	長期
	音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が触知案内図の設置位置を把握できるように配慮する。	長期
	音声案内では「こちら側」などの指示語を用いず、具体的にわかりやすい説明となるように配慮する。	長期
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。	継続
	エレベーターへ誘導する視覚障害者誘導用ブロックを設置する。	長期

項目	事業の内容	実施時期
案内・情報 バリアフリー	各出入口の方面を示す案内表示を設置する。	長期
	非常時の誘導経路の方向を示す吊り看板等の案内表示を設置する。	長期
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続
	エレベーターや車椅子利用者用トイレ、車椅子利用者用駐車施設の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置する。	継続
	係員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続
その他	商品に手が届きやすい陳列を行う(高さに配慮した陳列棚の設置、陳列方法 等)。	長期

カ 西友中河原店 事業主体:株式会社西友

表 西友中河原店における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	継続

第 6 章 本計画の推進に向けて

6-1 実現に向けた取組

(1) 市民及び関係事業者への本計画の周知・啓発

本計画に基づく取組を推進するため、生活関連施設及び生活関連経路の施設設置管理者等をはじめ、関係する事業者や市民へ本計画の内容の周知・啓発、協力依頼を実施していきます。

また、本計画に定めた特定事業等の進捗状況など、バリアフリー施策の推進に関する情報を市民に提供できるよう、本市のホームページ等において情報公開します。

(2) 特定事業計画の作成及び特定事業等の実施

バリアフリー法において、基本構想で定めた特定事業については、事業を位置付けた施設設置管理者等が特定事業計画を作成し、事業を実施することが義務付けられています。

重点整備地区における施設設置管理者等は、本計画の策定後 1 年を目途に特定事業計画を作成し、本市が特定事業計画のとりまとめ及び公表を行います。

その後、特定事業計画に則した事業を実施し、定期的に事業の進捗管理を実施します。

(3) 施設設置管理者間の連携

特定事業を推進していく上では、個々の施設におけるバリアフリー化だけではなく、周辺施設等を含めた面的・一体的に移動の連続性を確保していくことが重要です。

例えば、道路と建築物の境界部における視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保が挙げられます。

施設設置管理者間が連携し、バリアフリー化を進めるため、各事業者による取組の情報共有を図るなど、支援を行っていきます。

(4) 本計画策定後の市民参加の推進

本計画の策定に当たっては、多様な市民参加の機会を設け、意見を聴取し、市民と施設設置管理者等の相互理解を図れるよう取り組んできました。

本計画策定後も、市民参加の機会を探りながら、市内のバリアフリー化に向けた取組を進めていきます。

(5) 届出制度によるバリアフリー化

バリアフリー法では、促進地区において、旅客施設の建設、道路の新設等であって、他の施設と接する部分について移動等円滑化に支障を及ぼすおそれのあるものをして、しようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する30日前までに市に届け出ることとされています。

市は、届出に係る行為が移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認める場合、届出者に対し必要な措置の実施を要請できることから、バリアフリー化に配慮した事業内容への調整を図ります。

届出対象となる施設及び行為は次のとおりです。

表 届出対象となる行為

届出施設	届出対象となる行為(バリアフリー法施行令第27条)
旅客施設 (生活関連施設)	下記の部分の新設又は構造若しくは配置の変更 ・ ホームから他の旅客施設(生活関連施設)との間の経路 ・ ホームから生活関連経路である道路(駅前広場を含む道路法による道路)との間の経路 ・ 当該施設に接する公共用通路等(道路以外)*との間の経路 ・ ホームから連続したバリアフリールートとなる出入口
道路 (生活関連経路)	下記に接する道路(駅前広場を含む道路法による道路)の新設、改築又は修繕 ・ 旅客施設(生活関連施設)の出入口 ・ 旅客施設(生活関連施設)に接する公共用通路等(道路以外)

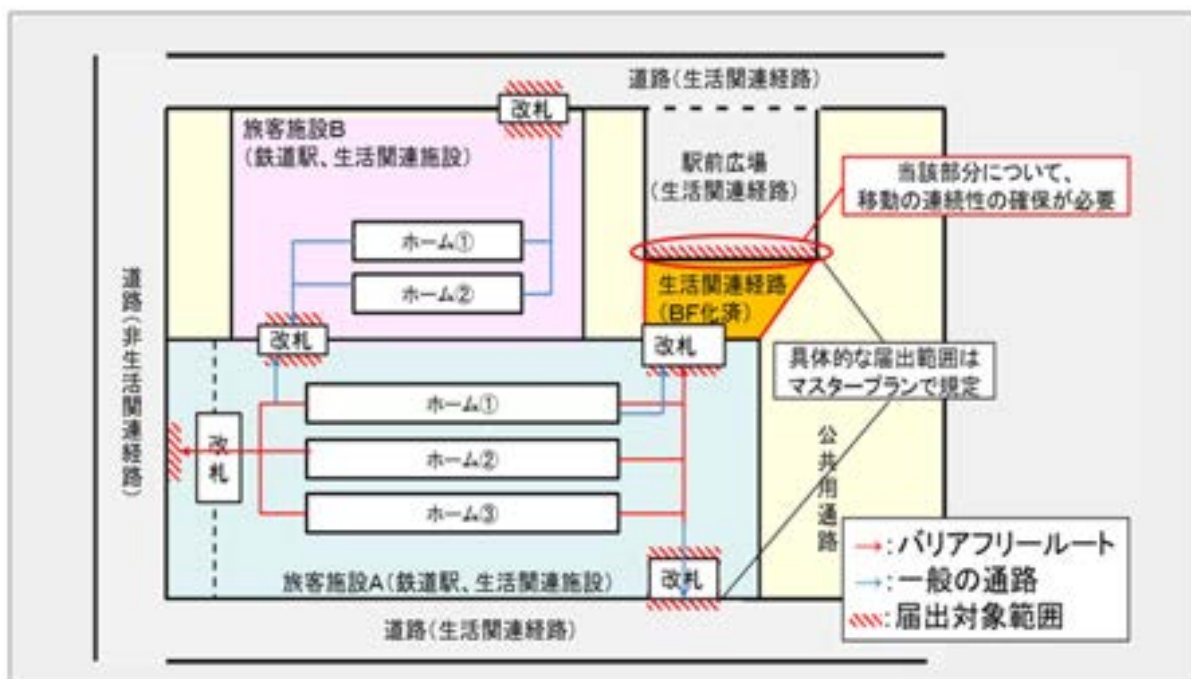


図 届出対象範囲のイメージ

(出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン)

届出の対象となる事業として、旅客施設周辺におけるまちづくり事業や駅前広場再整備事業等が考えられますが、これらはバリアフリー化促進への影響が大きいため、事業着手前の届出だけでなく、計画段階、設計段階において関係者と十分な調整を図るとともに、事業内容に関する市民意見の反映の機会を設け、整備に活かされていくように留意します。

このほかにも、届出対象となることが想定される事業の計画が明らかになった段階で、本計画に位置付けた配慮事項等を踏まえた整備がされるよう、関係者との調整や市民意見の反映の機会の設定に努めます。

6-2 本計画の段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ)

本市は、本計画の策定以降も、推進協議会を引き続き設置し、本計画に基づく特定事業計画の作成（Plan）、事業の実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCA サイクルに基づき、本計画の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を推進します。

具体的には、推進協議会と連携を図り、特定事業計画に基づく事業の進捗状況について、施設設置管理者等に照会を行い、令和11年度を目安に中間評価としてとりまとめを行います。さらに、最終年度となる令和16年度以降には、本計画の最終評価や改定の必要性について検討します。

また、心のバリアフリーなどのソフト施策等についても、市民や事業者等と連携しながら推進していきます。

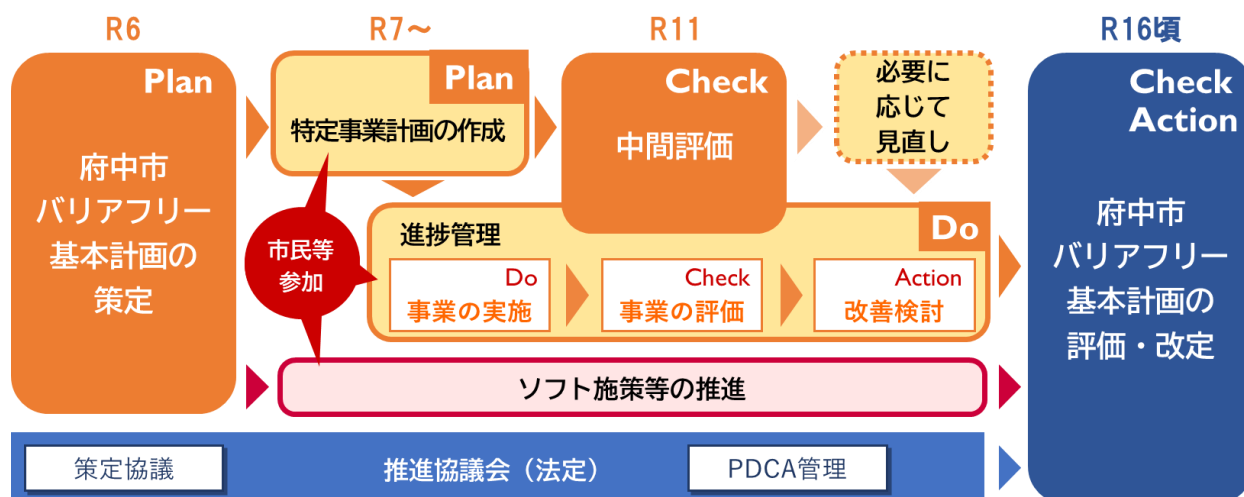


図 スパイラルアップの流れ

1 府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）第9条の規定に基づき、府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 公共交通事業を行う者 5人以内
- (3) 関係行政機関の職員 5人以内
- (4) 福祉関係団体の推薦する者 6人以内
- (5) 子育て関係団体の推薦する者 1人
- (6) 教育関係団体の推薦する者 1人
- (7) 商工関係団体の推薦する者 1人
- (8) 公募による市民 2人以内
- (9) 府中市の職員 1人

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第5条 協議会の部会（以下この条において「部会」という。）に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会に属する委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会 委員名簿

No.	区分	所属	肩書	氏名
1	学識経験を有する者	日本大学	理工学部交通システム工学科 准教授	江守 央
2		國學院大學	観光まちづくり学部 准教授	大門 創
3	公共交通事業者を行う者	東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社	企画総務部経営戦略ユニットマネージャー	榎本 聡(前任) 倉科 大地
4		京王電鉄株式会社	鉄道事業本部計画管理部計画担当課長	篠田 貴宏(前任) 濁澤 雅
5		西武鉄道株式会社	鉄道本部計画管理部駅まち創造課長	岩澤 貴顕
6		京王電鉄バス株式会社	安全技術部安全推進・サービス向上担当課長	柏木 洋祐
7		小田急バス株式会社	バス事業本部営業部営業担当課長	濱田 盛幸(前任) 高橋 秀行
8	関係行政機関の職員	国土交通省 関東運輸局	交通政策部バリアフリー推進課長	杉田 美千代(前任) 平井 靖範
9		国土交通省 関東地方整備局	相武国道事務所交通対策課長	大森 隆
10		東京都都市整備局	都市基盤部交通企画課 交通政策担当課長	武山 信幸
11		東京都建設局	北多摩南部建設事務所補修課長	渡利 篤史(前任) 野田 聡
12		警視庁府中警察署	交通課長	堀木 智浩(前任) 中原 幹
13	福祉団体の推薦する者	府中市シニアクラブ 連合会	副会長	高須 都子
14		府中市身体障害者福祉協会	副会長	野田 和彦
15		府中市肢体不自由児者父母の会	顧問	河井 文
16		府中市聴覚障害者協会	副会長	高野 淳子
17		府中視覚障害者福祉協会	会長 会計	森 登美江(前任) 太田 恵子
18		府中市精神障害者を守る家族会	会長	野村 忠良
19	子育て関係団体の推薦する者	NPO 法人 ママチャーリーズ	理事長	成川 綾
20	教育関係団体の推薦する者	府中市立小中学校 PTA 連合会	庶務幹事	阿部 真子
21	商工関係団体の推薦する者	むさし府中商工会 議所	理事	馬場 利之(前任) 土方 康志
22	公募による市民		府中市白糸台在住	荒金 恵一
23			府中市住吉町在住	高野 佳子
24	府中市の職員	府中市	都市整備部長	松村 秀行

3 府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会市民部会設置要領

(趣旨)

第1 この要領は、府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会市民部会を設置することについて、府中市附属機関の設置等に関する条例(平成27年3月府中市条例第1号)第7条及び府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会規則(令和5年3月府中市規則第20号。以下「規則」という。)第5条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2 部会の名称は、府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会市民部会(以下「市民部会」という。)とする。

(所掌事項)

第3 市民部会は、次に定める事項について、調査審議するものとする。

(1) 府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会(以下「協議会」という。)への諮問事項に関し、必要な市民意見の集約に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、協議会の会長が必要と認めること。

(委員)

第4 市民部会の委員は、規則第5条第1項の規定に基づき、次に掲げる者のうちから、協議会の会長が指名する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 福祉関係団体の推薦する者

(3) 子育て関係団体の推薦する者

(4) 教育関係団体の推薦する者

(5) 商工関係団体の推薦する者

(6) 公募による市民

(部会長)

第5 市民部会の部会長は、規則第5条第2項の規定に基づき、第4第1号に掲げる者から、協議会の会長が指名する。

(雑則)

第6 この要領に定めるもののほか市民部会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要領は、令和5年9月11日から施行する。

4 府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会市民部会 部会委員名簿

No.	区分	氏名	備考	
1	学識経験を有する者	大門 創(部会長)	國學院大學	観光まちづくり学部 准教授
2	福祉団体の推薦する者	高須 都子	府中市シニアクラブ連合会	副会長
3		野田 和彦	府中市身体障害者福祉協会	副会長
4		河井 文	府中市肢体不自由児者父母の会	顧問
5		高野 淳子	府中市聴覚障害者協会	副会長
6		森 登美江(前任)	府中視覚障害者福祉協会	会長
6		太田 恵子		会計
7		野村 忠良	府中市精神障害者を守る家族会	会長
8	子育て関係団体の推薦する者	成川 綾	NPO 法人ママチャーリーズ	理事長
9	教育関係団体の推薦する者	阿部 真子	府中市立小中学校 PTA 連合会	庶務幹事
10	商工関係団体の推薦する者	馬場 利之(前任)	むさし府中商工会議所	理事
		土方 康志		
11	公募による市民	荒金 恵一		府中市白糸台在住
12		高野 佳子		府中市住吉町在住

5 用語集

用語		意味
い	移動等円滑化基準	旅客施設、車両、道路、信号機、路外駐車場、都市公園、建築物等の移動等円滑化のために必要な、構造及び設備等に関する基準のこと。各施設管理者が施設を新設・増築または改築する際は、本基準に適合させるようにバリアフリー法で定められている。
い	移動等円滑化促進地区	市町村が作成する「移動等円滑化促進方針」で設定する地区で、移動等円滑化を促進する必要がある地区のこと。バリアフリー法において、以下三つの要件が定められている。 ①生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること ②生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること ③当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること
い	一般交通用施設	道路、駅前広場、通路など一般交通の用に供する施設。
え	エスコートゾーン	視覚障害者用横断帯。視覚障害者が安全で最短距離に横断歩道を渡れるように、横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起物を敷設し、横断歩道を安全にまっすぐ進めるようにするもの。
え	LGBTQ	性的マイノリティ(性的少数者)を表す総称のひとつ。LGBTQ とは、Lesbian(レズビアン:女性同性愛者)、Gay(ゲイ:男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル:両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー:性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)、Queer や Questioning(クエア:規範的な性のあり方以外を包括する言葉、クエスチョニング:自らの性のあり方について、特定の枠に属さない人、わからない人)の頭文字をとった言葉である。
お	オストメイト	様々な病気や事故などにより、お腹に排泄のための「ストーマ(人工肛門・人工膀胱)」を造設した人のこと。オストメイトは、ストーマ用装具を装着することによって、手術前と同じように社会生活を送ることが出来る。
お	音響式信号機	信号機が青になったことを視覚障害者に知らせる為、誘導音を出す装置がついている信号機のこと。
か	可動式ホーム柵	車両ドア部分に設けられた可動柵部が、車両ドアと連動して開閉することにより、乗客と進入する列車とを安全に区画する安全装置のひとつ。

用語		意味
き	共生社会	障害の有無に関わらず、女の人も男の人も、お年寄りも若い人も、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会のこと。
く	車椅子使用者用 駐車施設	バリアフリー法に基づき一定の場合に設置が義務付けられる、幅3.5m以上が確保された車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設のこと。
こ	公共用通路等 (道路以外)	旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるもの。
こ	交通バリアフリー法	「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」のこと。以下をその趣旨としている。 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、 I. 鉄道駅等の旅客施設及び車両について、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進する。 II. 鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する。
こ	心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」では、①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるということを理解し、②障害のある人(及びその家族)への差別を行わないよう徹底し、③自分とは異なる条件を持つ多様な他者が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと、がポイントとされている。
さ	サービス介助士	高齢の人や障害がある人を手伝うときの「おもてなしの心」と「介助技術」を学び、相手に安心していただきながら手伝いができる人のこと。
し	視覚障害者誘導用 ブロック	視覚障害者の歩行移動の円滑化と安全確保のため、床面に設置する突起のあるブロック等のこと。歩行方向を案内することを目的とした「線状ブロック等」と、前方の危険の可能性若しくは歩行方向の変更の必要性を予告し、注意喚起をする「点状ブロック等」がある。
し	JIS	日本産業規格(JIS=Japanese Industrial Standards の略)。日本の産業製品に関する規格や測定法などが定められた日本の国家規格のこと。標準化の意義は、自由に放置すれば、多様化・複雑化・無秩序化してしまうモノやコトについて、公正性の確保や、安全や健康の保持などの観点から、技術文書として国レベルの「規格」を制定し、これを全国的に「統一」または「単純化」すること。
し	社会的障壁	障害がある者にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもののこと。

用語		意味
し	重点整備地区	市町村が作成する「移動等円滑化基本構想」で設定する地区で、重点的かつ一体的に移動等円滑化のための事業を実施する必要がある地区のこと。バリアフリー法によって、以下三つの要件が定められている。 ①生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること ②生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること ③当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること
し	障害者の権利に関する条約	障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定するもの。
し	障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律のこと。
せ	生活関連経路	生活関連施設相互間の経路のこと。
せ	生活関連施設	高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設のこと。
ち	地域拠点	府中市都市計画マスタープランで定める拠点で、地域の中心として、地域住民に行政支所機能、診療所、食品スーパーなど、主として日常的なサービス機能を提供する拠点のこと。
ち	中心拠点	府中市都市計画マスタープランで定める拠点で、市域各所から公共交通アクセス性に優れ、市民に、行政中核機能、相当程度の商業集積などの高次の都市機能を提供する拠点のこと。
て	適用除外認定車両	移動等円滑化基準第 43 条及び同省令附則第 3 条の規定に基づき、運輸局長が行う移動円滑化基準の適用除外に係る自動車の認定を受けた車両のこと。
と	特定事業	基本構想における生活関連施設、生活関連経路、特定車両のバリアフリー化を具体化するためのもの。バリアフリー法第2条で定める、7つの事業(公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業)をいう。
な	内方線付き点状ブロック	鉄軌道駅のプラットホームの縁端に近づいていることの注意喚起及びプラットホームの内方を表示する機能をもつブロックのこと。点状ブロックとプラットホームの内側を示す線状突起(内方線)とを組み合わせで配列したもの。

用語		意味
に	日常生活拠点	府中市都市計画マスタープランで定める拠点で、地域拠点より更に身近な地域の拠点として、現在の生活サービス水準を確保するために必要な機能の維持を図る拠点のこと。
に	認知症サポーター	認知症高齢者にやさしい地域づくりを目指し、厚生労働省が全国で養成講座を開催している制度。認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人たちのこと。
の	ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方のこと。
の	ノンステップバス	床面を超低床構造として乗降ステップをなくし、高齢者や児童にも乗り降りが容易なバスのこと。車内段差も僅少にした設計により、乗降時・走行時とも安全性が高い車両であり、補助スロープやニーリング装置(床面を更に下げる装置)により、車椅子での乗降もスムーズに行うことができる。
は	ハートビル法	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」のこと。高齢者や身体障害者が、困難なく利用できる建物の建築促進を目的としたものであり、鉄道駅や百貨店、ホテルなどといった、不特定多数の人が出入りする公共的な建物で、高齢者や身体障害者などへの対応が建物の所有者に義務付けられた。
は	バリアフリー	高齢者、障害者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的、情報面などあらゆる障壁を除去するという考え方である。
ほ	ホームドア	ホームからの転落や列車との接触事故防止等の安全対策として、プラットホームを壁面で囲い、ドアを取りつけて、列車の乗降に合わせて開閉させるもの。ホーム構造や列車車両編成の違い等により、天井までを完全にホームを覆う「フルスクリーンタイプ」、高さが腰高以下の「可動式ホーム柵」が、日本では一般的である。
や	やさしい日本語	文法・言葉のレベルや文章の長さに配慮し、わかりやすくした日本語のこと。外国人にも迅速に正しい情報を伝えるための手段として取組が始まった。
ゆ	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、はじめてからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインすること。
ゆ	ユニバーサルデザインタクシー	健常者はもちろん、足腰の弱い高齢者、妊娠中の女性、ベビーカー使用者なども含め、みんなが使いやすい新しいタクシーのこと。予約制の福祉限定による利用に限らず誰もが利用でき、車椅子利用者はそのままの乗車が可能な構造になっている。

用語		意味
ろ	路側帯	歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたもの。